

21世紀フォーラム

No.24



財団法人 政策科学研究所



キリマンジャロ山(空撮/山田圭一)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
「21世紀フォーラム」には平素よりご協力を賜りまして
誠にありがとうございます。

おかげさまをもちまして、本日第24号が発行の運びと
なりましたのでお送り申し上げます。小誌についてご意見、
ご感想をお聞かせ願えれば幸甚でございます。

これからも誌面の充実に一層努力いたす所存でございま
すので、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し
上げます。

敬 具

昭和60年5月31日

財団法人 政策科学研究所

●部会活動報告		21世紀コラム													
部会メンバー一覧	第13回加藤秀俊部会 村と祭りの今後	第12回松本重治部会 ロシアの文化とロシア人	〈インタビュー〉 20世紀の虚像と実像	著作権法による ソフトウェアの保護	原子力発電の今後の課題	東南アジアエネルギー協力の視点	企業活力への期待 <small>(助企業活力研究所紹介)</small>	民間活力を真に生かすために	民間活力と規制緩和	経済の活性化における官民協力のあり方 <small>■対談</small>	新たな視座	日本に対する期待と評価	科学博の夢と現実	今「原子燃料サイクル基地」としての六ヶ所村は……	
	第22回茅誠司部会 ニューメディア時代における新聞の変化	永井陽之助	栗原宣彦	川上幸一	松井義雄	西村重男	黒川宣之	公文俊平	牧野昇 矢野俊比古	柳瀬睦男	島野卓爾	青木 彰	木元教子		
	第13回加藤秀俊部会 村と祭りの今後	木村 浩	永井陽之助	栗原宣彦	川上幸一	松井義雄	西村重男	黒川宣之	公文俊平	牧野昇 矢野俊比古	柳瀬睦男	島野卓爾	青木 彰	木元教子	
	第22回茅誠司部会 ニューメディア時代における新聞の変化	木村 浩	永井陽之助	栗原宣彦	川上幸一	松井義雄	西村重男	黒川宣之	公文俊平	牧野昇 矢野俊比古	柳瀬睦男	島野卓爾	青木 彰	木元教子	
60	56	50	44	40	34	30	24	21	17	12	6	5	4	3	2

今、「原子燃料サイクル基地」としての六ヶ所村は……

木元教子

(評論家/茅誠司部会)

ことし二月二十五日、青森県の北村知事は記者会見を行い、原子燃料サイクル基地問題について「総合的に検討した結果、もはや立地協力要請に応じてしかるべきだ」と、その意志を表明した。電気事業連合会から昨年の四月以来、青森県の下北半島の太平洋側に、原子燃料サイクル関連の三つの施設を設立したいとの申し入れを受けていたことへの見解である。要請を受けて以来、知事は安全性の問題と地域振興の二つの面から検討を加え、さらに県民代表からの意見聴取を行ったとし、今後受け入れに当って、国や電力業界への要望などを調整し、四月九日県議会全員協議会の了承も得たとして、電事連に正式に回答した。

この原子燃料サイクル立地案とは、いったいどのようなものなのか。具体的には、青森県上北郡六ヶ所村にある広大な「むつ小川原工業開発地区」に、原子力発電用のウラン濃縮工場、使用済燃料の再処理工場、低レベル放射性廃棄物の貯蔵施設を作るというプランである。文字どおり、原子燃料が循環・回帰するわけで、まず濃縮工場でウラン二三五の比率

が二〜三パーセントに高められて(濃縮されて)燃料として加工され、発電所で燃やされる。そのあと、使用済の燃料から燃え残りのウランと、新しくできたプルトニウムがとり出され、プルトニウムはまた燃料として使用される。これがサイクルということだが、加えて発電所から出る放射性廃棄物も、このエリア内の貯蔵施設に貯蔵されることになる。

これは、日本で初めての原子エネルギー・ビッグプロジェクト構想であり、商業用サイクル事業として、昭和六十六年ごろから操業開始をめざしている。国および電力側は、この事業についてその意義をこう述べている。すなわち、原子燃料サイクルの確立は、原子燃料の安全保障と効率的利用から、極めて重要なことである。しかし今日、ウラン濃縮と使用済燃料の再処理は海外に依存しており、燃料の安定供給、安全保障、コストの面からも、国内でのエネルギー自立をめざす事業化の必要があると考えると、そして、廃棄物の貯蔵を含めて、電源三法の活用などによって立地推進のための積極的な展開をはかりたいとも。

この三月のはじめ、青森を訪れる機会があった。利用する空港は三沢。ならば、ちょっと回り道をすれば候補地・六ヶ所村のむつ小川原工業開発地区を見ることが出来る。私は日の暮れかかった下北に車を走らせた。六ヶ所村は、雪の中で遅い春を待ちわび、暗闇にすっぽりとけこもうとしていた。はるか原野が続く。そこは荒涼としてわびしく、やはり不毛の地という感触はいなめなかつた。

すでに六ヶ所村では、ことしの一月、村議会全員協議会でこの施設の受け入れを決定、県当局にその旨を伝えてある。議員の間にはさほど強い反対もなく、むしろ原子燃料サイクルの基地として村が存立することに大きく傾斜していったという。この決意のかけにはこの村の苦い歴史がある。かつて国の計画により、この村ではビート(てん菜)を栽培したが、経済効率が悪く、うまくいかなかった。そのあと製鉄をやろうとしたが、これも失敗に終わった。県も昭和四十六年、巨大大消費地に住む私たちも、この村の生きた方を、無責任な思いで見つめてはいられないと、この村を遠ざかりながら思いつけていた。



科学博の夢と現実

青木彰

(筑波大学教授／大来佐武郎部会)

科学万博が派手派手しく開かれている。

連日、パビリオン前には先端科学技術のファクション・ショーを見るために、延長蛇の列ができてきているという。博覧会関係者によると「大成功疑いなし」ということらしいが、地元の筑波研究学園都市に住み、科学博誘致のミコシをかついだ私としては、いささか複雑な心境である。

せっかく誘致した科学博が場末の映画館のように閑散としても困るが、かといってお祭りの賑いというのもどんなものか。特に、科学博に対する当初のイメージと現実との間に、随分と開きが出てきたものだと思えてならない。

「国際科学技術博覧会協会」が五十六年六月に決めた「基本構想」には、末尾に「会場のイメージ」がこう描かれている。

「……町並みを歩きながら世界的な学者とすれ違う。町角のコーヒー・ショップで、ふと隣りのテーブルを見れば、世界各国の学者や技術者の風貌に接するだ

ろう。

世界に向かって開かれた筑波は通りや町角の名前にも科学や技術史の偉人たちの名前がつけられるようになるかもしれない。

また、緑にかこまれた研究者村には、休暇を楽しむ世界の学者たちが長期間滞在し、研究に討論にいそしんでいる。

滞在した学者たちの業績はここに残され、次に訪れる人びとは、蓄積された学問の足跡に勇気づけられる。高度なレベルの学者、技術者たちと同時に、世界の学生たち、科学技術を目指す若者たちも、科学技術への留学生として訪れるだろう。眼を輝かした若者たちの中から二十一世紀のインシユタインやエジソンが生れることを夢見る」

この基本構想の原案の段階では、「エアインシユタイン」とニュートン通りの交差点で待っている』などという会話が交されるだろう」とまで念を入れてあったのだが、さて、現実はどうか。おしん「見学にくたび果てて帰路を急ぐ人

と車の群れ、それを血眼でさばく大勢の警官の姿、を目撃するだけである。

夢と現実の間に大きな距離があるのはいたしかたないところだろう。現実とは、常に官僚と「民間活力」とマスコミとがつくり上げるものだからだ。しかし、この夢にはわが国の先端科学技術と研究学園都市を、世界に向けて大きく開くという狙いがこめられていたのである。

かつて、研究学園都市周辺の村人たちと「地元は学園都市、科学博をどう受けとめるべきか」について話し合ったおり、こんな私見を述べたことがある。

「日本が今日の平和と繁栄を維持し続けるためには、目先き多少の犠牲を払っても、あらゆる面で日本を世界に開放するしかない。先端科学技術も学園都市もそうだ。科学博はそのきっかけだろう。

ところで、いま世界は経済力や技術力だけでなく、社会、文化などを含めた日本のすべてに関心を持っているが、なかなか理解しにくいのが実情である。みなさんが生まれ育った筑波地区は、農家であ

れ商業者であれ、他と比べて進みもせず遅れもせず、ごく平均的な日本といえる。そこで、地元の役割として、学園都市に集まる外国人たちの日本理解を助けるためのモデルを目指したらどうだろうか。

農家だったら、庭先きの納屋を改造し、肌の色の違う人たちに開放して、農作業を含めた生活を共にすればいい。彼らの日本理解は深まるはずである。科学技術のメッカと日本理解のモデルの精巧な組み合わせは、いわば新しい日本文化の創造であり、この文化は世界の「共有財産」として価値の高いものになる。そして、伝統文化が戦時中、京都、奈良を守ったように、この新しい文化の広がりが日本の安全保障にもつながるのでないか」

賛同者が多かったような記憶がある。しかし、科学博に託したそんな地元の思いはやはり夢なのだろうか。

(あおき あきら)

日本に対する期待と評価

島野卓爾

(学習院大学教授/矢野俊比古部会)

最近のアジア諸国の経済成長の実績は、バラツキがあるとはいえ目覚ましい。産業構造の改編には今後も幾多の問題を生みだすだろうが、確実に経済発展を続ける可能性が高い。二十一世紀は太平洋の時代とよくいわれるが、それに呼応するが如くである。

経済発展の過程で日本に対する期待はますます大きくなるだろう。日本に対する期待と評価を問題にするとき、われわれはわが国とアジア諸国との今後の国際関係を規定する三つの問題を考察しておく必要がある。その第一は、相互依存関係の拡大がもたらすものの中味の整理である。第二は、アジア諸国の期待に応えるわが国の文化の内容の吟味である。そして第三は、政治と経済の交錯のなかで、ますます発生するであろう摩擦と誤解を解決していく方法である。

まず第一の問題について。経済的にみれば、わが国が圧倒的な強さをもっていることは確かであるが、そうだからとい

ってアジア諸国との国際関係が力による秩序によって決まるとは考えられない。

絶対の時代ではなく、いまや相対の時代なのである。相対の時代はまた交渉の時代でもある。交渉には簡単に片付くものもあろうし、辛抱よく続けなければならぬものもあろう。アジア諸国のわが国に寄せる期待が大きければ大きいほど、わが国は交渉の一方の当事者となり続ける可能性が大きくなる。

アジア諸国との相互依存関係の文脈でいえることは、アジア諸国の「発展」を経済面に限定して検討するのでは不十分ということである。経済協力ひとつとっても、協力の相手先がどのような意識集合や文化的背景をもっているかについての検討なしに、経済協力を続けても、その成果は覚束ない。

第二の問題、つまりアジア諸国がわが国に期待する文化は、どのような文化なのであろうか。率直に言ってその内容は、古典的伝統文化ではなく、現代日本文化

であると考えたい。というのは、わが国の現代文化は、西欧の思想、科学、技術を背景としながら、これを受容し、変型して出来上っており、アジア諸国の近代化過程に参考となるところが多いからである。加えて、移植された西欧文化がわが国で見事に育った「土壌」の存在も、彼らにとつて大いに参考になるであろう。

しからば、われわれはどのようにしてアジア諸国の期待と評価に応えるべきであらうか。日本の現代文化（思想、科学、技術）が、彼らの要望を満足させるのに十分なメニューをもっているかどうかをまず自問し、彼らの主体的意志で選択してもらふことである。決して「おしかけ女房」的であってはならないし、「おせっかい女房」であってはならない。おしかけにしても、おせっかいにしても、その行動は、期待と評価を短期的に捉える場合であり、これは禁物である。

第三の問題は摩擦や誤解の解決についてである。地政学的に近隣であることが

無批判のまま前提されたり、「理解できずだ」というところから出発すると、摩擦や誤解は今後各方面で頻発するであろう。アジア諸国はそのいずれをとつても、相互に異っているし、彼らがわが国の文化を見る眼もはなはだしく異っていることに留意する必要がある。

近代的な技術や資本設備をいくら投入しても、それで近代化が可能になるわけではない。既存の社会・文化構造のなかの近代化を受けつけない部分を、長い時間かけてとり除いていくことが、すなわち近代化なのである。しかもこの作業は、普遍的な尺度や公式をあてはめることが出来ない作業である。摩擦や誤解は、多かれ少かれ近代化の既成概念をあてはめ、それぞれの国が保持してきた文化を軽視するところに発生する。

(しまの たくじ)

新たな視座

柳瀬睦男

(上智大学教授／松本重治部会)

近頃、ニューサイエンスというキャッチフレーズで、二、三の著名な物理学者、あるいは科学に関心を抱いている人が神秘思想、特に東洋的な思想に関心を寄せ、自然科学を超えた広い枠組で、自然と人間を捉えようとする試みがなされてきているのは、よく御承知のことと思います。このような傾向そのものは、人類の新しい思考の一つの動きとして、注目すべきであると思っております。ただ、このような問題にとりくむには、徹底した厳密な学問的思索なしには、いたずらに表面的な言葉の羅列におわるおそれがあります。

私自身は、自然科学と宗教の問題、また、東洋に、そして日本に生まれ育ったものとして、非西欧的な文化圏と西欧的な文化圏との関わり合いについて想い

をひそめてまいりました。この考察を具体化したものとしまして、昨年暮れに一つのプログラムのような著作を公けにいたしました(柳瀬睦男『現代物理学と新しい世界像』岩波書店一九八四年)。

私の考えの要旨は、第一に、人間の思考形式を共有のコミュニケーションの枠組で表現するためには、古代ギリシャ以来現在まで使われている形式論理学の枠組は充分ではないということ、第二に、従来の時間・空間の枠組は、自然とその中に存在する人間を含めた現象の対象を記述する枠としては狭過ぎるということであり、この二つの要素、即ち「論理」と「時空」を従来よりも一般化する

することができるとはならないかと考えます。

そのプログラムを組み上げる際に私が援用した二つの議論は、興味深いことですが、最も西欧的な文化の所産からのものでありました。その一つは、「論理」

に関して、システム・エンジニアリングの分野で十数年前から発展してきた「フアジー論理」、他の一つは、「時間」の記述に関して、中世のスコラ哲学の最盛期に議論された「永在性」という考え方であります。形式論理の拡張としてのフアジー論理が、非西欧的な思考においては豊富にその例が見られるということ、また、日常生活において、洋の東西を問わず、実際に日常言語の論理として使われているということに気がきます。また、従来の時間の概念の拡張としての永在性、

さらにその永在性に空間をも含めた意味での「アイオニティー」は、やはり非西欧的な文化と非西欧的な思考の所産の中に、多くの例を見出すことができるだけでなく、日常生活においても、この考え方の枠組が我々の思考に極めて身近なものであるということ、強調したかったのです。

私のこの考えは、ながい間、温めてきたものでありますが、日常の雑務がやや軽減された昨今、このプログラムに沿って今後具体的な考究を進めていきたいと思っております。

(やなせ むつお)

談

対

経済の活性化における

官民協力のあり方

まきの のぼる
牧野昇

(株)三菱総合研究所取締役会長

やの としひこ
矢野俊比古

(参議院議員)

マナー・バック・
ツィ・ピープル

矢野 自民党は先頃、民間活力導入委員会を作り、その中で東京湾横断道路、ハイテク関係等さまざまな小委員会ができて、皆こぞって委員会に入り、今やたいへんな民活ブームです。

しかし、その中で若干の議論はあっても、結論としては、お役所がまとめたものを追認することが多く、私はあいつた委員会システムにはいささか懐疑的で

す。むしろ民間活力導入とは何なのだろうということのほうが知りたいと思っています。

牧野 去年の八月末に中曽根首相の私的研究会として「経済政策研究会」が発足して、私が座長をつとめたんですが、特に民間活力導入を中心課題にしてほしいという総理の要望があったんです。「民活が今、なぜ必要か」という背景として、われわれは以下のような説明をしました。

現在、日本は民間貯蓄が非常に多い。つまり、お金が非常に余っているわけで

す。十数年ほど前は企業が銀行に頼み込んで借入れをし、そのお金を使って民間は設備投資をし、たとえば、海岸にコンビニナートが林立した。

ところが、オイルショック以降、民間投資がピタッと止まり、昨年のケースは別として、ここ十数年の間はゼロに近かった。そこで、オイルショック以降その余ったお金を国債で買い上げて公共投資をやったわけですが、これがいい悪いは別として、ある意味では日本のオイルショック以後の経済の活力を維持するには役立った。けれども財政赤字がたまり、

国債発行も望ましくないということ、国債を抑え出した。建設国債ですら、五年間に一兆円減らしている状況です。

では、国債が吸い上げなくなったお金はどこへ行ったかという点、今非常に問題になっているわけですが、国内で余剰になった金が月一兆円の割でアメリカに流れている。

このお金がアメリカの産業振興のために役立つ。つまり日本の国民が苦心惨たんして貯蓄した金が、今、アメリカの産業の活性化に役立つということなんです。

たとえばビンテージといって設備の古さを示す指標が日米で逆転し始めた。アメリカのビンテージがどんどん若返るのに対して、日本は古くなっていく。開発銀行のデータだとまもなく逆転するということであるし、日経のデータではすでに逆転しています。

これではいけない、日本の国民の金を日本のために使わなくてはならない。そのためには民間活力導入が必要だということになります。実際私もそう思います。経済政策研究会の中間報告のタイトルのひとつは、「マネー・バック・ツープール（日本人の金よ、日本の国民に戻れ）」としました。

矢野 民間活力導入の具体策については、研究会ではどのようにレポートされたいですか。

牧野 ひとつは、公共投資をする中に民間が何らかの形で入り込むというもの

です。これは金の面だけでなく、マネージメントも含めます。たとえば関西国際空港は民間資金は割割らいてですが、民間のマネージメントが入ったため意思決定が非常に早くなったという意味からいいますと、これも民間活力のひとつである。二番目に、アメリカに負けないように企業の設備投資を促進する。そのため投資減税とかハイテク減税の実施がひとつのきっかけになるのではないかとこのとです。

減税の効果にはいろいろありますが、アメリカの場合は、年間、設備、あるいは住宅に五兆円とか八兆円のオーダーの減税を行って、設備投資や住宅投資を大いに援助している形になっている。日本もそのように政策面での考慮を図ったかどうかという意見があるわけです。この減税については、同じく委員となっている天谷さんや福川通産省産業政策局長が強く推し進めまして、今年度の予算でも百数十億円ですが、実現化されました。第三点は、住宅投資です。住宅建設は建設投資の約三〇パーセントを占めていますが、最近の傾向としては、昭和五十六年以降、貸家の建設が一貫して高い伸びを示しています。

今は転動も多いし、自分の家を持つといつてもローンが終わるころには古くなってしまふから貸家の方がいいとも考えられます。日本の持ち家率六〇パーセントに比べると、西ドイツもスイスも三〇パーセントという低率である。これをヨ

ーロッパ型にして、金のあるところが家を作ってみんなが借りていくというかたちにする点で、住宅に関する民間の新しい消費がある程度生まれくるだろうと思われまふ。

以上、GNPの構成セクターであるところの公共、設備、民間、三分野のそれぞれについていろいろな方法があるのではないか。これが民間活力をすすめるひとつのポイントになってくるわけです。

しかし、減税にしても、公共事業にしてもそれぞれ金が必要という問題がある。またお金、マネージメントの問題はもちろん、条令、組織の面ではディレギュレーションが考えられなくてはならない。石川六郎さんも同委員会のメンバーですが、容積率を少し変えることによって霞が関ビルが建つたのだから、そういうかたちで条令をひとつ変えるだけでも、かなり民間のカネが動くということでした。

政府がやるより 民間でやる方が効率的

矢野 さきほど、石油ショックのお話がありましたが、私も当時通産省におりました。大蔵の田中理財局長などといふん議論して、日本の民間経済はショックを受けているから国債が三割を超えていいからどんどん発行して立ち直らせるべきだと言ったのです。

当時はそれでよかったが、今や、財政は百三十三兆の国債を抱えて青息吐息し



牧野昇氏



矢野俊比古氏

ている状況ですから、おっしゃる通り、民間の大量の資金を活用することをねらって、できるだけだけの仕事を民間にやらせた方がいい。

しかし投資減税とか住宅投資というのはどちらかというと環境整備なのであって、どうも導入ということにはしっくりしないものを感じます。たしかに公共事業について民間を使おうというのは導入かもしれませんが、私は「導入」ということばにとらわれないで、経済の活性化のために民間があらゆるところでいきいきと仕事をするということ、むしろ解釈したいんです。

中曽根首相が国会での施政方針演説で、経済の活性化という見出しの下で、民間活力の導入手法について、今、牧野さんがおっしゃったことを述べておられますね。第一点はデイレギュレーションで、許認可的なものはできるだけ廃止、簡素化することにより民間の企業活動をスムーズにさせるということ。第二には関西国際空港に見られるように、ビッグプロジェクトといわれるような公共事業へ民間資金の導入を図っていかねばならないということ。第三に、社会資本の整備という分野において、と限定をしながら、私がかんに言っていた国有財産の開放問題を取り上げている。

これらはみんないいことなんです、民間活力の導入として考えるのではなく、むしろ総理が前提としてあげた経済の活性化という点において、民間の資金やマ

ネージメント能力をいかに有効に使うかということではないかと思うんです。「導入」というと政府の仕事の中に、民間の能力を活かすことでしようが、それよりも仕事そのものを政府でなく民間にどんどんやらせる。つまり民間が自主的に進出できるような条件整備をすることが大切ではないかと思っています。

また「ことば」の面以外にもいろいろ疑問を持っているんです。たとえば関西空港ですが、第三セクターということでは喧伝されていますが、実質は特殊法人とあまり変わりがない。事業計画は運輸省の認可を受けなければいけないし、大蔵省の関与も従来の特種法人と同様で、これでは動かない機関となるのではないかという懸念があります。

むしろ私は東京湾横断道路に期待しています。しかし、この場合も一応答申が出たんですが、答申の三つの要件のうちの一つ、関西空港のような第三セクター的な新特殊会社が必要である、という点が厄介な問題です。

なぜかという、理由は建設省から聞いたんですが、関西空港の場合は、新法人を作った代わりに、行政改革にのつって、自動車ターミナル会社を廃止するとかの代替案を出したということなんです。ではこの横断道路の新会社について建設省から何か代替案が出せるのかときくと、今のところ、ない。政府全体から何か代替案を出すという議論までいけばいいんですが、現在のタテ割り行政では、

他省から代替案を出すなどということはとても無理で、総理が対外経済対策の際のような指導力をこの場合にも発揮するのではない限り、不可能に近い。つまり、建設省ができないということはイコール新法人を作ることとはできないということなんです。

そこで、私は指定会社方式でやったらどうかと考えています。たとえばJAPIC（日本プロジェクト産業協議会）が提案・促進している数多くのプロジェクトがありますね。そのそれぞれについて、国が要件を列挙し、計画を作る。その要件に対応できる場所があれば、民間の会社でいいから名乗り出よというシステムです。そして集った候補の中から、できそうな会社を選んで指定するわけです。そして指定会社になったら、公団や特殊会社並みに、たとえば配当はするけれども税金は、払わなくていいとか、固定資産税、登録免許税は道路公団並みにするといった措置をする。こういうふうにできませんと、関西空港方式とか言っていますが、何も動かないではないかと思えます。

経済の発展における建設国債の役割

牧野 今おっしゃった民間活力導入という言い方について、民間活力を入れると考えるのはおかしいという点は同感です。

それについて議論がずいぶん出まして、さきほどの経済政策研究会のレポートでも、「民間活力の培養」ということばを使っています。言い換えると、民間活力がよく動くために周囲状況をいかなるかたちにもっていったらいいかというのがポイントになっています。

次に事業体についてですが、いろいろな機構を作る場合、民間というのは金融面では大胆なことができないといいますが、金を出すための大義名分が必要なのです。たとえばさきほどの東京湾横断道路についての答申の三つの要件のうち二番目は、会社であるからいづれ配当はするが、十年間は配当なしでやらなければならぬということなのですが、民間は十年間赤字の可能性が高いものには金は出しにくい。それが政府がやっているものに二割とか三割参与するというかたちなら、非常に出資しやすいわけです。つまり意思決定の機構でいうと、政府が中心になってやれば金は出しやすいんだという民間の弱さがありますね。郵政省のテレコムもお役所がやっているというところで、皆ホイホイ言って参入する。日本的な現象として、核として旗を振るのは政府でなければいけないという部分はどうでもありますね。

れば、民間でだぶついている金については、日本の国が借金をする方がアメリカが借金するよりむしろいいということなんでしょう。

たとえば、建設国債で道路ができたところに、東北ではL S I工場が爆発的に伸びて、昨年一年間は九州をはるかに抜いた建設がでてきた。これは道路がなければできないわけですからね。つまり、長期的に見た場合、少なくともインフラストラクチャーの整備だけはやらなくてはいいけない。

経済政策研究会でも、ある程度建設国債は増やしてもいいという意見が全体として強かったですね。レポートでは抑えぎみな表現ですが以下のようになっています。

「昭和六十五年度までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努めるという目標と両立しうる範囲内で、名目成長率、利子率、乗数効果などを勘案し、長期的にみて許容しうる建設国債の発行規模を検討しておく必要がある」

国債について議論していて感じるのは、目光のことだけ見てはいけないという事です。

現在、高速道路は、東海道、千葉、水戸、山梨などから東京へ入ってきていますが、これが全部東京の二重線を通るわけです。ですからその渋滞たるや推して知るべしで、下手をすれば池袋から東京へ来るのに一時間半かかることもある。このために起こる時間のロス、物が運べ

ないために起こる工場のアッセンブリー不能による損失など、全部を足しますと、試算で年間約二兆円の機会損失があるといわれます。

今や新宿から東京に来るのにもたいへんな時間がかかりますが、よく調べてみると、都内の高速道路を走っている車の六割は通り抜けなんです。この解決策としては、湾岸道整備もそのひとつです。

私が今考えているのは成田、筑波、大宮、新横浜をつないだ首都圏中央連絡道という東京の五〇キロ外側の国際都市を結ぶ高速路の建設なんです。これは一部着工していますが、これらによって六割の通り抜け組が外回り線を利用すればよく、東京の持つ複合ラッシュが分散できていいんじゃないかということなんです。そう考えていきますと、建設国債発行を抑えてひたすら我慢して五年、十年とやっていくことがはたしてほんとうに長期的にみた日本にとってよいことかどうか、この点は難しいところですが、矢野さん、いかがお考えですか。

税外収入を増やす努力で 赤字国債解消と民間活力培養

矢野 私も建設国債についてはそんなに反対ではないんです。国債百三十三兆のうちざっと六割ぐらいが建設国債で、残り四割ぐらいが赤字国債だろうと思いますが、赤字国債については電電の株を売ってなくなしたらどうかと言っているん

です。税収ばかり期待しないで、税外収入をどうやって増やすかという考え方をすべきではないでしょうか。

毎年、長期財政展望では、過去の経験から税外収入は六・五パーセント増えたといっているけれども、現実には、今年も去年の三兆三千億円に対して二兆二千万円です。この減った分というのは、専売公社と電電の納付金がなくなったためですが、そういうこともあるからこそよけい、五カ年計画として、国有財産売却を含めて税外収入を増やすための具体策を検討すべきです。

ただ、私は、できれば建設国債も減らした方がよいと思っています。それにはどうしたらよいかというと、やはり、民間にお金があるのだから民間でやれるようにしたらいいというのが私の意見です。

牧野 政策や条例面の見直しをはからなければなりませんね。

矢野 去年は住宅問題を盛んに検討しました。西戸山開発から始まって、分散している議員宿舎を統合して残った土地を民間に解放する案とかずいぶんいろいろ考えましたが、今年は道路について検討してみました。

先ほどおっしゃっておられた高速道路の通り抜けによって起こる渋滞解消策として、国道十七号線の上に民間で道路を作ってもらおうと考えて、横浜から橋本を通って八王子の近くまで行ってみただですが、橋本付近は一車線で、とても四車線道路は作れない。

それを建設省に話したら、さきほどの牧野さんのお話にあったバイパスの中央連絡道を八王子から通すことになって、今年の予算が付いたということである。

それはいいことなんです。道路の建設にも民間会社を参入させて公団並みの優遇策を考えなければいけないのではないかと思います。つまり指定制度を作つて、そのメリットを明示するわけですね。指定ということになればおそらく学者グループから批判がくるであろうし、大蔵省も民間の株式会社と公団並みの税制面での優遇ができるかと反論するでしょうが、そこを踏み切らなければ、何もできませんね。

牧野 活用されていない国有地がかなりあって、民間に払い下げたら大喜びで皆飛びついてくるだろうと思いますが、官邸筋が考えている払い下げできる国有地と、大蔵省をはじめとする各省が考えているものとは一ケタ違うんですよ。つまり空いている土地のリストを見るとずいぶんあるわけですが、いわゆる因縁があつて「いま使えそうなのはその十分の一です」とかいわれる。各省庁とも、自分の持っている財産はなるべく手元に置いてなかなか出さないと動くことがあることを非常に感じましたね。

バランス感覚と持続的努力で ニューフロンティアに挑戦

牧野 規約や規制を変えることによつ

て活性化を図るということと経済政策研究会でわれわれが提唱したもののひとつが、中曽根首相が「ニューフロンティア」と呼んでいるものなんです。

既存以外のところで何かないだろうかと考えてわれわれが挙げたのが、海の上、空の上、そして地の底です。これらの分野はまだ空きがあるわけですね。

有効利用面積の少ない日本では地表以外の利用を考えることはきわめて重要なんですが、プランの実現化にはなかなか難しい点がある。

たとえば、海を埋め立てる場合、地方公共団体がやることについては問題はないんですが、民間は手を出してはいけない。

そこで千葉方式といって、三井不動産がドイツ・ニーランド、オリエンタルランドを手がけたときのように、お金は民間が出すが、埋め立ては補償問題や環境アセスメントの問題もあるから、地方公共団体でやってもらい、できあがったものを適宜配分するというやり方がある。これなら民間の資金力を引き出せるわけなんです。官民癒着という批判の声があるためなかなか難しい。

また地の底の話でいうと、具体化したのは電柱を地中に埋めるという案で、これについては道路管理者、電力会社の話し合いもついて実現に向けて踏み出したんですが、地下街建設については静岡の事故以来ストップしています。

次に空中権というすぐ挙がってくるのが汐留地区第二副都心案です。この例

に見られるように規制を緩和することによって高い建物を作ることが可能となるわけです。ただこれも私が感じたところでは、各省庁がなかなか賛成しないこと、また私が東京湾岸整備案や外側のバイパス道路案を出したときもそうだったんですが、マスコミの反対がかなり強い。

われわれにとつて困るのは、すぐ官民癒着だと言われることなんです。われわれは特定の場合には随契でもしようがないと考えている。随契のメリットは確かにあるわけですし、全部応募形式をとると、かえって問題が出てくることもある。マスコミ対策に神経を使わなければいけないというのは大きな問題ですね。

矢野 一方では経済を何とかしなければとか内需拡大と言いながら、他方では足ばかり引く張っている(笑)。

活用されていない国有地開放については税外収入を増やすという点からもっと推進されるべきなんです。おっしゃる様に今のシステムでは各省がそれぞれのお惑を持っていることがネックになっていますね。大蔵省が売りに出してもいいと思っても、実際は各省の反対でできない。

また役人は実際に当の土地や物件を見ているかという点、そうではないんです。ただ下からの報告を聞いてそれをうのみに行っているだけである。そこをやるのが国有財産推進本部での仕事じゃないかと思うのですが、トップの人はなかなか実際に現地へ行って調べるといことはあ

りませんね。

牧野 もうひとつの柱として、企業の設備投資というのは経済に対するインパクト大という点で民間活力の可能性に大きくつながるわけですが、これに関して、投資減税をするかしないかということが非常に問題である。通産省は投資減税を要求しているが、大蔵省は反対で、設備投資というのは減税を少しぐらいやっただけで何とかなるものではない、需要があれば皆設備投資をやるし、需要がなければやらないんだから、投資減税にはそれほど設備投資を駆動する力はないというのがその言い分です。

結局 大蔵省の強硬な反対で、百億円そこそこのハイテク減税でおさまったわけです。

矢野 投資減税推進には賛成ですが、私はむしろ景気をよくすることが先決だと考えているんです。景気が上向きになれば企業は当然投資をしてきますから、そういうムードが出たところで投資減税を行って投資を促進する。

ですから、たとえばハイテク産業などほとんどん力を入れるとよい。ハイテクなら輸出もできるし、それに加えて投資減税をすればさらに勢いがつくと思います。ただこの投資減税もいつまでもやるのではなく、現在のような重点主義なら二年、三年とかで区切って実施し、その状況を見た上でまた継続するというやり方がいいのではないかと思っています。また耐用年数の短縮ということをもつ

と考えるべきではないでしょうか。

牧野 その方がむしろ効果が大きいかも知れませんね。アメリカは耐用年数短縮をずいぶん強力に行っている。

ただ、短縮した分だけ利益が減りますから、税金が減ってしまう。企業サイドからすれば税金を払わなくて済むということなんです。大蔵省サイドとしては頭が痛いでしょうね。

矢野 日本では耐用年数短縮はなかなかたいへんなんです。このあいだ、印刷に関してはようやく一年縮めたんですが、実現するまでに半年以上事務折衝が続けられました。

試算によると、分野を問わず一律一割耐用年数の短縮を行った場合六千億円も財源が必要であるとのことなので、とりあえず個別に行っているということ、印刷からスタートしたわけですね。

投資減税は、ある特定の政策目的で進めるという意味では効果があると思いますが、一般的にはむしろ耐用年数の短縮の方を進めるべきだと思いますね。

いずれにしてもこのような民間活力を引き出すための政策については、個別問題のツメも必要です。全般的なバランスの問題にも気を配らなければいけないので、一時のお祭り騒ぎに終わることなく、息長く、慎重に、かつ積極的に展開しなければならぬと思います。

民間活力と規制緩和

公文俊平
(東京大学教授)

◆◆ 民間活力推進の 最善の手段

行政に対する「民間活力の導入」とか、「民間に対する指導・規制・保護に重点を置いた行政から、民間の活力を基本とし、その方向付け・調整・補充に重点を置く行政への移行」といった考え方は、臨時行政調査会（臨調）の第一次答申（昭和五十六年七月）以来、行政改革の重要な原則の一つとみなされてきた。また、臨調の最終答申の後でも、民間活力の発

揮推進のためのさまざまな方策が、各方面から提言されてきている。

そのなかには、やや首をかしげさせるような意見もないわけではない。国の財政が窮迫しているから、民間に資金を出させて行政のために使おうとか、逆に、民間に何か国のためになることをせよというのなら、もっと助成措置を強めてくれなければ困るといった類の意見がそれである。しかし、概していえば、官民の役割分担を見直して、民間部門がより多くの積極的な役割を担うようにするのが、今回の行政改革の最大の狙いだという考

え方は、今では広く受け入れられて来ていると思う。また、民間活力の發揮を推進するための最も有効な手段は、財政支出の拡大による刺激ではなくて、規制の緩和だという点についても、大方の合意が形成されて来ているようだ。しかし、今、なぜ民間活力の發揮が必要であり、そのための最善の手段がなぜ規制緩和でなければならないかについては、必ずしもはっきりした説明は与えられていなかった。

そこで、臨調の後を受けて発足した臨時行政改革推進審議会（行革審）では、

昨年の秋から、「民間活力研究会」を組織して、民間活力や規制緩和の理念の明確化に取組み、先般、民間活力総論とでもいうべき報告書が提出された。また、これを受けて、各論を詰めていくために、規制緩和および国公有地の有効活用をテーマとする分科会が発足し、具体的な検討が続けられている。この小論では、民間活力研究会で交わされた議論を念頭に置きながら、民間活力との関連で見た規制緩和の意義を論じてみたい。



行革審・民間活力推進方策研究会の初会合（昭和59年9月）。写真提供／共同通信

◆◆ 新自由主義の台頭

ここで、「規制」というのは、公共の福祉の確保、増進を目的として、法律や政・省令、あるいは行政指導などの手段を用いて、公的部門が、民間部門（外国をも含む）の活動に加える制約をさす。また、「規制緩和」という言葉は、英語の「deregulation」の訳語として用いられることが多いが、その具体的な形としては、臨調の第二次

答申では、制度化された規制の仕組みの①廃止、②統合、③委譲（下部機関や地方公共団体、もしくは民間への、事務や権限の）、④緩和の四つに加えて、運用の合理化をも含めている。したがって、この言葉は、規制の単なる「緩和」のみにとどまらない、もっと広汎な内容を含んでいる。規制の緩和や廃止を検討するさいの基準としては、岡野行秀氏も指摘しているように、「個々の規制について、それが

導入されたときの目的が今日でも社会にとって必要であるかどうか、規制が現実とその目的を達成するのに有効であるかどうか、規制が望ましくない副作用を及ぼしていないかどうか」を問題にすべきであろう。とりわけ、後述するように、「望ましくない副作用を及ぼしていないか」という基準は、今日では特別に重視されなければならない。

ところで、英米や日本で、近年いっせいに試みられている行政改革の背後にあるイデオロギーは、しばしば「新自由主義」と呼ばれている。十九世紀の「自由主義」に立脚する「小さな政府」は、大企業体制の成立とともに、「福祉国家論」や「ケインズ主義」に立脚する「大きな政府」に転換した。しかし、この「大きな政府」も、財政の破綻や民間活力の衰退など、さまざまな病理現象を露呈するようになっていく。この行き詰まりを打開するには、もう一度十九世紀的な自由主義に立ち戻るしかない。「新自由主義」の唱道者の多くは、こういった立場に立っているようだ。

しかし、このような見方は、まったく誤っているとはいえないにしても、事柄を単純化しすぎてはいないだろうか。

◆◆ 近代産業社会における規制の歴史

確かに、二十世紀のなかばに成立した今日の先進国の経済社会体制は、市場経

済を基調としながらも、政府によるさまざまな介入・規制・保護によって補充されている。独占禁止法による巨大企業の

規制、電力や電話などの自然独占型の産業への参入規制や料金規制、預金者や消費者の保護を理念とする銀行業等への規制、あるいは農業や中小企業の保護等々、単にマクロ的な経済の運営とか社会福祉のための所得の再分配というにとどまらない、多種多様な規制の網がかかっているのが、今日の経済社会体制の姿である。とはいえ、十九世紀の「自由主義経済」といっても、いつさいの規制から自由であつたわけではない。経済史家カール・ポラーニは、イギリスの雇用労働市場の確立をもたらした最大の要因は、雇用所得の額とは無関係に最低所得を保障する形で労働者の「生存権」を認めていた一七九五年の救貧法の、一八三四年における廃止（規制緩和）だつたという。しかし、彼は同時に、それ以後のイギリスにおいて、工場での長時間の労働や危険な労働、あるいは児童の雇用などを規制するための、一連の立法措置が講じられるにいたつた過程（新たな規制の導入！）についても述べている。他方、十九世紀の終わりから二十世紀の始めにかけての時期は、重化学工業化に伴つて出現した大企業が、その力を自由に発揮（独占体の形成の自由をも含めて）できるよ

高まり、大不況以後の規制強化の時代を迎えたのである。

だとすれば、近代産業社会における規制の歴史について、次のような一般論が言えそうだ。すなわち、政府による規制の強化と緩和には、一種の長期的な循環が見られ、それは、新しい技術革新とそれに基づく新しい産業部門や企業組織形態の登場と、密接に結びついている。なぜならば、技術革新は民間活力の新たな源泉となり、その十分な発揮のためには既存の規制の緩和と新たな活動の自由とが要求されるからである。旧い規制の継続は、新しいものの出現や普及を妨げるという「望ましくない副作用」をもちがちなのである。しかし、自由な活動の結果は、新しい弊害の発生をもたらすが、したがって、早晩、それに対応するための新しい規制の体系が導入されざるをえなくなる。

情報革命の波

現在は、近代産業社会の歴史の中では三度目の、主要な技術革新の開始期にあつている。物質・エネルギーに対して情報が、生産要素として、および最終需要対象としての重要性を、格段に高めた。これが、経済の「情報化」である。また、商品の所有権の販売に代わつて、レンタルやリースによる使用権の販売のウエイトが増加するとともに、情報の提供・処理サービスを中核とする各種

のサービスの分業化と外生化が急速に進行している。これが経済の「サービス化」である。それに伴つて、在来の産業部門の垣根が大きく崩れ、既存の企業が他の業種に進出したり、まったく新しい種類の事業が生まれたりする傾向も強まっている。これは、経済の「流動化」と呼ぶことができよう。いわゆる経済の「ソフト化」とは、以上の三つの傾向を総括的に表現する言葉だ、と私は考えている。その中核をなすものが、「情報化」であろう。

ふりかえってみれば、これまでの経済学では、一部の先駆的な業績を別にすれば、情報には第二義的な地位しか与えてこなかったように思う。消費者は、自分の欲しいものについての知識を、生産者は、その供給の方法についての知識を、すべてもっていると思定されていた。アダム・スミスの古典的な分業論も、既知の生産過程の単なる分割によつて、生産の効率が飛躍的に上昇するという議論であつた。しかし、今日の産業活動は、需要と供給のそれぞれに関わる、新しい知識や技術を中核として再編成されつつある。それに伴つて、製造業中心の観点からする従来の産業構造区分（第一次、第二次、第三次産業の区分）は、その有用性を失いつつある。それと共に、「完全情報」を前提とした「市場」にかわつて、新しい情報を入力し交換するための組織としての「ネットワーク」の重要性が、ひとつひとつの注目を集め始めている。



進む情報革命——東京証券取引所システム売買室。写真提供/共同通信

市場経済の原理は、他人が必要とする行為あるいは作用の、相互代行にある。すなわち、広義のサービスの交換にある。実際、他人が欲しがる物財を代わりに製造してやることも、サービスの一つなのである。それどころか、人々の生活が、衣食住の直接の必要を満たすことにもつばら向けられていた時代には、物財の生産こそがもつとも手間のかかる活動であり、分業と交換を通じて物財を効率的に

供給しあうことが、最も重要なサービスであったといえよう。それに比べれば、生産された物財の輸送や販売、あるいは生産や使用のための知識の提供は、付帯的な役割しか与えられていなかった。物財の供給とそれ以外のサービスとが、「財とサービス」という二分法に従って峻別されていたのも、そのためであろう。

だが、今日では事情は異なる。この「豊かな社会」では、人々が何を必要としているかを知ること自体、容易でない。自分自身の必要さえ、定かではなくなった。他方、必要の満たし方にも、ほとんど無数のバリエーションがある。需要も供給も、新しい知識を通じて文字通り創造されていく時代がきたのである。しかも、その創造を大々的かつ日進月歩する仕方で行うことを可能にしたのが、今日の「第三次産業革命」あるいは「情報革命」にほかならない。ここに、新しい民間活力の最大の源泉がある。

産業の新たな分類基準

この情報革命がもたらす新しい知識や技術の中核として再編成されつつある産業の新たな分類基準としては、どんなものがあるだろうか。その一つとして、どんなタイプの人々のどんなニーズに応えようとしているか、という基準が考えられようである。たとえば、投資家のニーズに比べて、投資関連情報の収集と提供を行うことを主要業務としつつ、合わせ

て証券や株式への投資自体を代行する信託業務も行い、付带的に、預金受入や取引決済の代行業務も行う産業は、その一つである。また、企業のニーズに応じて、将来有望なビジネスについての情報を、需要と供給の両面について収集・提供すると同時に、そのさいに必要な細目の設備投資や人材の雇用の具体的な細目についても相談に乗るばかりか、設備の製造や人材の派遣、あるいは設備の保守や運転から人材の訓練や管理まで代行する産業も考えられる。さらに、個人のニーズに応じて、人々の生きかたに関する一般的な知識の供給を中核として、育児や教育あるいは就職や転職、結婚、保健、老後の生活などに関する個別的な情報の販売、学校・病院・就職先などの斡旋あるいは直接の供給、および日々の暮らしに必要な物財やその他のさまざまなサービスを提供も行うような文字通り「ゆりかごから墓場まで」の生活相談・保障産業も考えられる。

というわけで、これからの「高度情報社会」では、科学技術のいっそうの発展と、高度な情報通信インフラの構築とに支えられて、既存の産業や企業のありかが大きく変化することは疑いない。ただし、それはあくまでも可能性の問題であって、その可能性を現実化するためには、人材、設備、建物、社会資本などへの巨額の投資が不可欠である。私見では、わが国が、本格的に高度情報社会の構築に努力するようになれば、否応なしに資

本輸出が減少すると共に、国内での投資需要に應えるために、産業活動も輸出よりは内需主導型となり、しかも輸入も増大するようになる可能性は十分にある。

また、上述したような個人や企業のニーズに応える民間産業が発展すれば、福祉や教育を、あるいは企業の助成や保護を、公的部門が引き受ける必要はそれだけ小さくなり、財政支出も税金・社会保険料も、大福な削減が可能になるだろう。

その意味では、対外経済摩擦や財政危機の構造的解決策は、経済社会の高度情報化の本格的推進にある。

現在、わが国にはそのための投資資金の供給力(貯蓄)は十分にある。問題は、一方で新しい産業の展開の可能性についての情報の不足と、他方での古い規制(税制を含む)の残存とがネックとなつて、国内での投資が盛り上がりにくいことである。

◆望まれる

◆ニュー・ルールの確立

こうした点から見れば、二十世紀の技術と産業構造および企業組織を念頭に置いて形作られている今日の規制の体系的社会的有用性は、大きく失われたといえよう。規制の中には、当初の目的が達成されたのに、いわば惰性で残されているものがある。技術その他の条件が変化しただために、事実上無意味になったものもある。消費者の利益をめざすはずの規制

が、効率の悪い既存産業の保護に終わりにたずらに財政負担の増大や、対外摩擦の激化を招いているものもある。さらに問題なのは、新しい技術や産業の発展の芽をつんだり、方向を歪めたりする効果をもつ規制である。これらの規制については、早急に思い切った見直しを行い、その廃止や緩和に踏み切らねばならない。もちろん、何の規制も不要になるようなことはありえない。善にも強い技術は、悪にも強くありうるのは当然であろうから、その乱用や悪用を抑えるためのなんらかの規制が必要なことは、論をまたない。また、現在では十分に知られていないさまざまなマイナスの副作用も、生じないと考えるほうが不自然である。だから、新しい技術革新がもたらすおそれのある弊害とその規制の方式については、なるべく早めに研究を進めておかなければならない。さらに、高度情報社会の健全な発展のためには、それに相応しい「ニュー・ルール」の体系が、ある程度早期に形作られることが望ましい。交通規則などに典型的に見られるように、適切な規則は、かえって人々の自由な活動範囲の拡大に貢献しうるからである。早くから自由化を進めてきたアメリカの金融界などに、デレギュレーションの波はもはや一段落し、これからはリレギュレーションが必要だという声があがっているのは、まさにそのためであろう。

しかし、規制自体にも完全なものはない。規制が引き起こすマイナスの副作用の存在も無視できない。新しい技術やその産物の導入には事前の慎重なアセスメントが必要なのと同様に、新しい規制の導入にあたっては、その慎重なアセスメントが必要である。とはいえ、新しい技術や制度の導入が、どのような直接・間接の効果を及ぼすかについて、事前

に十分な予測を立てることは、極めて難しい。現在急速な技術革新が進行している通信機業界やソフトウェア業界などで、時期尚早な標準化・規格化への慎重論が強いのも、理由のあることだと思ふ。「ニュー・ルール」は、当初はかなりの程度自生的に形成されてくるのを待つことが、自然でもあり、望ましくもあるだろう。そういうわけで、技術革新を基本的には受け入れようという価値判断をわれわれの社会がもっている限り、せつかく生じつつある技術革新を中途で挫折させないことを当面の政策目標とし、既存の規制の廃止・緩和を第一義とすべきであろう。それらもろくに行わないままに、「デレギュレーションはもう古い。これからリレギュレーションの時代だ」などというのは、権限の維持のための口実でなければ、軽薄以外のなにものでもない。起こらうべき弊害への対処については、自己責任の原則を優先させると同時に、革新への努力を萎縮させないような相互救済・保険のシステムを用意しておくのがよいと思ふ。

(くもん しゅんべい)

民間活力を

真に

生かすために

黒川宣之

(朝日新聞論説委員)

民間活力の理念の混乱

民間活力導入のモデルケースにしたい、と中曽根首相が力を入れている東京・新宿区の西戸山公務員住宅用地の再開発計画で、まだ都市計画が決定されておらず、事業主体も決まっていないのに、大蔵省が特定の会社と共同で住民説明会などを行っているのは都市計画法違反ではないかと三月の参院予算で問題になり、竹下蔵相も非を認めた。

大蔵省にすれば、国策にそった首相お声かぎりの事業だし、特定の会社といつても不動産業界の有力企業六十余社が共同出資してつくった会社だから、少々の肩入れは当然と考えたのだろう。民活というからには、それくらいの協力をしてもらわなければうまく行くはずはない、という声が業界にもある。

しかし、首相がなぜか国公有地の払い下げを急いでいることに不明朗なものを感じている一般の感覚からすれば、都内の一等地を妥当な価格で使って仕事ができるだけでも大変な恩典なのに、法を曲げるようなことまでして行政側が肩入れするのはやり過ぎではないか、ということになる。民活に名を借りて特定業界をもうけさせようとするものだが、と冷ややかにみている産業人も少なくない。

「民間活力」はこの一、二年はやり言葉のようになってきているが、民間活力の活用とはどんなことか、なぜ必要かについて関係者の思惑はまちまちで、しっかりと合意ができていないとはとても思えない。たとえば国公有地の払い下げが民活活用にどんな効果があり、社会資本の整備など国民生活の向上と経済の安定にどう役立つか、ということがもう少しはっきりしていたら、大蔵省の勇み足がこのように問題になることはなかっただろう。西戸山の再開発で住宅が建つには建つが、価格は一般の中・低所得層にはとても手の出ないものになりそうだ。町づくりにという点からみれば、隣接する建設省

建築研究所跡地などを含めて総合的に再開発するのでなければ意味はない。それには時間がかかる。

では内需振興に役立つかという点、いま候補にのぼっている国公有地を全部活用したとしてもあまり効果は期待できない、と河本経済企画庁長官自身が認めている。

各省庁が縄張り意識にかられて、使う予定もない土地をかかえ込んでいるのは確かにむだなことだ。しかし、国民の貴重な共有財産なのだから、使うとすれば再開発のタネ地にするなど、地域の発展に役立つような使い方を心掛けなくてはならない。

ただ分譲住宅を建てて、適当な価格で売るといっただけなら、行政側が勇み足までして実施を急ぐ必要はない。

民活導入の核とも期待されている国公有地活用の第一号がこんな状況では、せっかくの「民活」も前途は暗い。掛け声倒れに終わらせないためには、民活の理念と活用の仕方について、もっと幅広い議論を深めていく必要があるのではないだろうか。

貿易黒字をたっぶりため込んだ経済大国なのに、社会資本の整備は欧米先進国に比べ格段に遅れているし、福祉も心細い。公共投資をふやし、福祉対策を手厚くしようと思っても、国の財政は百兆円もの借金を背負って身動きがでない。

民間、特に企業に偏っている資金や技術、人材を可能な限り公共の分野に導入

して、住みよい国づくりをめざそう、というところに民活論議の今日的意義がある。

その原点に立ち返って、国民の多くに支持される民活のあり方——公共性の確保、民間資本の利潤追求の調整の道をさぐっていくことが必要な時と考える。

社会資本整備における 冷静な吟味の必要

民間活力について、これまで政府や各界から出された提言をみると、民間活力の公共分野への導入の意義を正面からうたったものは少ない。昭和五十八年十月の政府の総合経済対策と自民党政務調査会の「民間活力導入のための方策」は、厳しい財政事情のため効果的な景気浮揚策がとれないので、国公有地の有効活用や規制の緩和によって民間活力を高め、内需の拡大による経済成長を図ることに主眼が置かれている。

関係産業界の総意を代表するともいえる日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）の「公共事業分野への民間活力導入方策に関する提言」も、広義の社会資本整備の分野に民間の技術、人材、資金等を積極的に導入することにより、投資機会を拡大することは内需中心の持続的成長を目指すうえで不可欠という立場をとっている。

たとえば都市再開発・新都市開発の分野では、官が総合的なビジョンをつくり、

根幹的な公共施設の整備や土地収用権を背景にしたクリアランスなどを実施する。民は宅地の造成分譲や住宅・ビルなど上物の建設・譲渡・賃貸などを分担するとしている。

貿易黒字が拡大し、各国との摩擦が強まる一方なので、内需の拡大にはできるだけ力を入れていかなければならない。財政に余裕がないのだから、民間活力に目をつけるのも結構だ。利潤とは縁の薄い分野に民間を引き出すためには、企業の関心をひくような甘い施策も多少は必要かも知れない。

しかし、政策の筋を曲げるような行き過ぎた誘導策はかえって悔いを残すことになるし、景気浮揚のための公共投資増額に強い批判があるように、内需拡大に偏った民活活用では国民の強い支持を得ることはできない。

公園など社会資本の整備を進めるうえで欠かせないのは公共用地だが、新たに手に入れるのは容易なことではない。すでに持っている土地を安易に手放すのは愚かなことである。しばらく持っていれば町づくりのテコとして有効に活用できる可能性がある。

また各種の規制の中には、特に経済的規制にみられるように実態と合わなくなつたものや、官の権益を維持するためだけの複雑な許認可事務なども多い。規制が妥当かどうか常に見直すことが必要だが、安易に緩めると都市環境などに取返しつかない傷を残すことになる。内

需の振興とどちらが大切な、冷静な吟味が欠かせない。

逆に公共性が強くて採算に乗りにくいものは、民間を誘い込むため関連の基盤整備などに多額の公共投資をしなくてはならない。となれば、どのプロジェクトを優先させるか、社会資本整備の長期計画にそって厳しい選別が必要だ。六十年年度予算の編成時に一部でみられたような、民活プロジェクトというおスミ付きがあれば認められやすい、という風潮が行き過ぎれば、社会資本整備の筋が曲がってしまう。

企業エネルギーを 最大に引き出すには

混乱している民間活力の理念を整理するというねらいもあって、ことし二月に臨時行政調査会の民間活力推進方策研究会がまとめた報告書は、国公有地の払い下げなどによる目先の内需振興策にはやや批判的だ。中長期的視点に立って、持続的な発展のために社会経済のさまざまな仕組みを改革していくことが本来の目標というわけだ。

企業の場合、市場原理に基づく競争と創意工夫の努力といった本源的なエネルギーが最大限に引き出され、それが社会の一層の発展を導いていく時、民間活力は十分に発揮されていることになる。企業のエネルギーを最大限に引き出すためには、規制とか保護などの公的な関

与を見直し、許認可や補助金も廃止・縮小し、公的部門が独占したり民間と競争して行なっている事業もできる限り民営化すべきだ、と主張する。

行革審としてはもつともな、それなりに筋の通った考え方だが、民生活の活力を公共の分野へ導入するという民生活の今日的意義からみると、これだけでは十分とはいえない。

わが国経済の発展を持続させるため、民間の活力が最大限に発揮できる環境を整えることはもちろん大切なことだが、それだけで社会資本の整備や福祉の充実が促進されるという保証はない。民間、特に企業のみだけが強まり、カネと力が企業に集中し過ぎるという現在のひずみが、ますます拡大されることにはなるまいか。

企業の国際競争力は先進国の中でもきわ立って強く、輸出でかせぎまくっているのに、そのカネが社会資本の整備や内需の振興の方になぜ回って来ないか、国民だけでなく、最近では海外からも不思議がられている。

民間の活力を高めるだけでなく、それをいかにうまく公共の分野に導入するかという点にこそ、もつともっとチエを働かせなくてはならない。方法はいろいろ考えられる。

もつとも手っ取り早いのは、企業のふところに応じて従業員の給料を最大限引き上げることだ。消費がふえれば内需が盛り上がり、企業収益や税収ももうおう。

わが国の賃金水準や就労時間などの労働条件は、まだ企業の国際競争力の強さほどに向上しているとはいえない。

行革の趣旨には反するが、法人税の増税も考えられる。国際的にみて法人税が重いかどうかは議論の分かれるところだが、巨額の貿易黒字から判断すれば、わが国の法人税負担が重過ぎるということには無理であろう。輸出課徴金制度も検討に値する。

企業がそれぞれ得意とする分野の技術やノウハウを公的部門の整備・充実に積極的に投入することも、重要な課題である。その意味で、不動産業界が協力して取り組む西戸山公務員住宅用地の再開発事業も発想としては正しい。そばにある木賃住宅密集地なども含めた地域ぐるみの総合的な開発計画にそつたものであり、地元の要望に十分配慮し、住宅の分譲価格も妥当なものなら、国や地方自治体が多少肩入れしてもあまり批判は起きないだろう。

企業の利益は薄くなるだろうが、公的分野に関係した事業の場合は、利益がほとんど出なくても、従業員を一定期間養うことのできる仕事が確保できた、ということで満足するというぐらいの気持ちがあつてもおかしくない。低成長時代が続けば、一般の事業についてもそういう考えがあまりめずらしくなくなるかも知れない。

少なくとも、民生活業に参加するのを機にひともうけ、というのでは、国民は

もちろん、民生活業に関係の薄い他産業の理解をも得ることはできない。

民間経営の長所の導入

民生活プロジェクトの有力候補にあげられている東京湾横断道路の場合、建設省の試算によると、交通量一日三万台、料金一台三千円、工期十年として、固定資産税の免除、法人税の軽減などの助成措置をとつても、年利五パーセント程度の資金でないと採算がとれない。配当は開通して十年後からとなる。

関西国際空港の資金コストが年五・六パーセントというから、条件はなかなか厳しい。しかし、民生活業というからには、これくらいの条件には耐えなければならぬ。横断道路建設について関連の公共投資を支出しておかしくないほど強い国民的要請があり、この条件で応じる民間企業の協力があつて初めて着手が可能なプロジェクトである。

東京湾横断道路について、漁業補償は公共で解決すべきだ、と民間側は考えている。しかし、取付道路などの関連施設や漁業補償などを公共が受け持つところへ民間がでていく、というのではいささか虫がよすぎる。補償のような手間のかかる仕事こそ民間のエネルギーマもつともモノを言う活動分野である。お役所仕事にはみられないねばり強さで、こうした困難な問題を解決することこそ、真の民間

活力の活用といえるのではないだろうか。

民間活力を導入しやすい分野と期待されている都市再開発は、多くの地主や賃借権者らの利害を調整して話をまとめなければならぬため、交渉のかたまりといわれるほど調整に手間のかかる事業だ。民活としてやる場合も公権力を使ってクリアランスなどを進めたい、というのではなくて、民の力で話をまとめ、事業が採算に乗るよう官が助成する、というのが筋だろう。

地方自治経営学会の調べによると、官の直営と民への委託ではコストに大きな開きがある。ゴミ収集は一ト当たり直営が一万四千五百円に対し、委託は六千六百円、学校給食は一食当たり直営が百十四円で委託は六十四円、学校警備は一校当たり年に直営が九百七十八万五千円、委託は四十七万六千円といった具合だ。

委託の場合は人件費を値切り過ぎているのかも知れないし、直営とは質も多少違うのかも知れないが、民営の効率性がコスト引き下げに役立っているという面も少なくないだろう。質などについては絶えず吟味しながら、民間の経営の長所を公共の分野にもっと積極的に取り入れていくべきだ。

福祉分野における企業の社会的責任

福祉も民間活力の導入が期待される分野である。昭和四十八年の経団連総会で

は「福祉社会を支える経済とわれわれの責務」という決議が採択された。高度経済成長のひずみが深刻になるにつれて企業批判が高まり、企業の社会的責任が問題になっていく時だった。

企業の社会的責任とはなにか、について五十二年に通産省がまとめた企業行動白書は「企業本来の機能の効率的遂行のみでよいとするものから、企業の有する能力の積極的活用により広く社会の福祉向上に寄与するべきだ」というものまで、市民意識には相当の広がりが見られるが、「福祉向上に寄与すべきだとするものが過半数を占める」と指摘している。

経団連が二年おきに実施しているアンケート調査をまとめた「企業の社会貢献資料集」をみると、社会福祉施設への援助、入所者への援助、在宅身体障害者の介護活動、社会福祉活動への援助など、かなり多彩な活動をしている。しかし、熱心に活動している企業とそうでない企業がはっきり分かれており、企業批判の鎮静化とともに企業の熱意も低下しているようにみえる。

福祉部門への企業活力の活用には、障害者の雇用から始まって、車イスははじめ各種福祉機器の開発、老人ホームなど各種施設の経営など多くの分野が考えられる。新規参入が活発になれば、競争も激しくなり、効率的な運営によってサービスの質を落とさないでコストを引き下げることが可能だろう。

不動産などを担保に高齢者向けの有料

在宅サービスを生涯にわたって提供する東京の武蔵野市福祉公社などの老後保障制度にも、信託銀行などが新規参入できる余地がある。

民間にだけまかせると、ペビーホテル騒ぎのように質の低下を招く恐れがある。公共と各種福祉団体と企業が互いに競争し合うような形をつくったり、官が助成と規制をするなどサービスの質の低下を防ぐ方法はあろう。

公共部門への企業のかかわりを強めるよう主張すれば、必ず企業の活力が落ちて国際競争に負けるという反論が出てくる。市場開放を進めた時も、公害防止対策を強化した時も——いつてみれば戦後一貫して同じ趣旨の発案がくり返されてきた。しかし、競争に負けるどころか、いまでは世界最高の活力を誇っている。

わが国の経済力にもろい面があることは確かだし、国民生活の向上のためには今後も安定した成長を持続しなければならぬが、民活導入と矛盾するものではない。むしろ成長の持続にプラスとなる可能性も強い。

公共の分野に積極的にかかわるといふ方向で、可能な道を模索すべきだ。国家財政が苦しくなったのは、産業基盤の整備や景気刺激のため巨額の国債を発行したことも一因だ。そうした施策によってふくらんだ利益のほんの一部を公共の分野に還元することは、企業の社会的な責任でもある。

(くろかわのぶゆき)

民間企業の

(財)企業活力研究所紹介

活力への期待

西村重男

(財)企業活力研究所常務理事

設立の背景と目的

財団法人・企業活力研究所は、昨年七月に産業界を中心に、官界・学界の幅広いご協力を得て、企業活力に対する大きな期待を担って設立されました。

本研究所の会長には平岩外四経団連副会長（東京電力会長）、理事長には川出千速川崎製鐵顧問にご就任いただいた他、顧問に稲山経団連会長、理事・監事に各業界・学界を代表される皆様にご就任い

ただいております。また、本研究所の趣旨にご賛同いただいた日本の代表的企業及び諸団体等約百社（団体）に賛助会員としてご入会いただいております。

ご承知のように、わが国経済・社会は石油危機以降大きな変革期に直面していますが、今後の日本経済の安定的成長のためには、企業活力の発揮が不可欠であるという社会全般の認識が高まっております。

こうした企業活力への期待を受け、本研究所は、企業活力を一層発揮させるた

め、日本経済と企業経営を取り巻く諸問題を調査研究する新しいシンクタンクとして創設されたものであります。

現在、企業活力が重視されている背景としては、第一に日本経済がかつての高成長から低成長に転換したことが挙げられます。そのなかで、今後とも日本経済が安定した成長を続けていくカギは、民間の持つ技術開発力とが、新規事業への果敢なチャレンジなどにかかっていると申せましょう。第二に、わが国の経済・社会構造の急激な変化があります。即



川出千速 理事長



平岩外四 会長

ち、コンピューターや、通信の急速な発達によって産業界、家庭生活が大きく変化しようとしている点や、日本の政治経済における国際社会上の地位の高まり、各国に例を見ない急ピッチの高齢化など、直面する経済・社会構造の変化にいかに対応かつ迅速に対応するかがわが国の大きな課題になっております。

三番目には、石油ショックの大調整期を契機に、政府の財政、金融政策に制約が出てきたことから、政府の役割を従来の延長線上で考えていくことが難しくなってきたことが挙げられます。

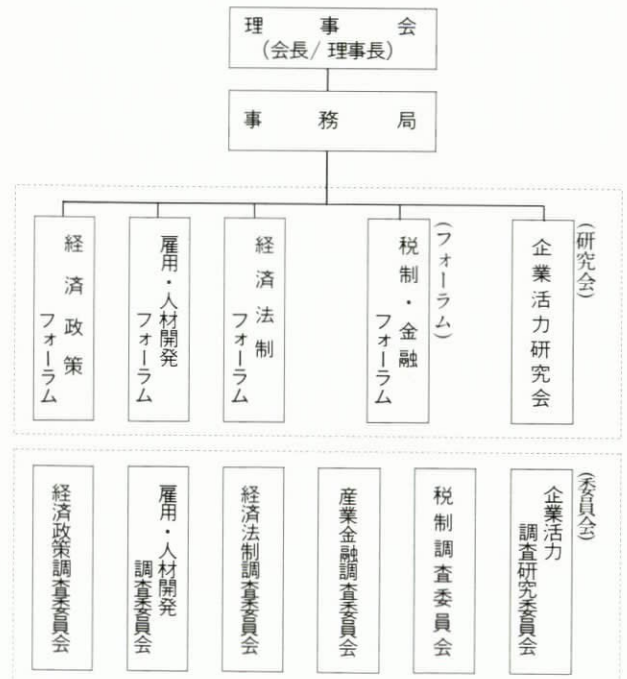
このような厳しい状況を克服し、活力とゆとりのある社会を構築するためには、民間のもつ柔軟性や創造力を発揮し、企業が主体的に、構造変化に的確に対応することが重要であります。政府の役割も、活力の具体的な担い手である民間企業が活動しやすいように、制度上の障害を取り除くなど、環境条件を整備していくことに求められるようになっております。

本研究所では、こうした背景のなかで、来るべき二十一世紀に向け、企業活力増進のため、経済・社会上の諸問題、企業活動をめぐる政策のあり方を調査研究し、産業界の連携及び政府との交流を促進し、もって我が国経済の健全な発展に資することを主目的にいたしております。

事業内容

具体的な事業内容については、まず第

本研究所の活動組織



(注) 研究会、各フォーラムはいずれも月1回程度開催。

企業活力研究会、フォーラムのテーマ例 (昨年九月～本年三月までの実績概要)

一、企業活力研究会

- 「今後の日本経済と企業活力」 (辻村江太郎慶大教授)
- 「日本経済の展望と産業政策の課題」 (金森久雄日本経済研究センター理事長)
- 「日本経済の活力と経済政策」 (小長啓一通商産業事務次官)
- 「技術戦略と企業活力」 (伊藤昌壽東レ株社長)

二、フォーラム

- (一) 税制・金融フォーラム
 - 「技術開発の必要性と政策対応」 (細川恒通産産業構造課長)
 - 「法人の税負担の国際比較」 (宇田川璋仁横国大教授)
 - 「六十年代税制改正と今後の課題」 (泉美之松政府税制調査会委員)
 - 「設備投資と税制」 (吉牟田勲日大教授)

(二) 経済法制フォーラム

- 「わが国独占禁止法の主要論点と独占禁止政策の動向」 (松下満雄東大教授)
- 「レーガン政権と米国独占政策の新潮流」 (野木村忠邦日大教授)
- (三) 雇用・人材開発フォーラム
 - 「男女雇用機会均等法とは」 (松原巨子労働省婦人政策課長)
 - 「技術部門における女性の活躍の可能性」 (高辻秋良株日本能率協会)

(四) 経済政策フォーラム

- 「設備投資の回復は本物か」 (長田徹也日本開発銀行調査部長他)
- 「今後の国際金融情勢と為替相場の見通し」 (真野輝彦東京銀行調査部長)

一に、「企業活力研究会」の開催があまりありません。ここでは、賛助会員企業や団体のトップを対象にして、マクロの経営的視点から、産業戦略や技術戦略等の問題について、第一線で活躍の有識者を講師としてお招きし、意見交換を行います。こうした場を通じ、産業界トップの相互連携を深めるとともに、政策当局との交流を進めることを目的としています。

二点目は、フォーラムの開催でありま
す。フォーラムは次の四フォーラムを設
けておりますが、ここでは、賛助会員の
中堅幹部、実務スペシャリストを対象と
して、各専門分野ごとの諸問題を扱って
います。具体的な運営は、まず有識者
企業実務者の方々に講演していただいた
後、講師と出席者との間で企業、業種の
枠を越えて自由に質疑、討論を行い、専
門的問題に対する相互の理解を深めるこ
とにしています。

①税制金融フォーラムでは税制の抜本
的見直し、金融自由化への対応等をテー
マとして取り上げてまいります。

②経済法制フォーラムでは情報化、サ
ービス化の進展、企業活動の国際化等、
経済実態の変化に対応した競争政策のあ
り方等独禁法をめぐる問題の他、規制緩
和の問題等についてもテーマとする予定
です。

③雇用・人材開発フォーラムでは、企
業構成員の高齢化・高学歴化、女子の職
場進出、情報化・技術革新の進展に伴う
企業組織・人事制度等企業の「ヒト」を

めぐる諸問題を討議します。

④経済政策フォーラムでは、設備投資
の動向、日米経済の今後の動向、国際経
済情勢等国内外のマクロ経済の動向、経
済政策上の諸問題を扱います。

三点目として、委員会の運営がありま
す。現在、企業活力に関するジェネラル
な問題を専門的に研究調査する企業活力
調査研究委員会（委員長・辻村江太郎慶
応大学教授）のほか各フォーラムで扱う
各専門分野の諸問題にもリンクする、税
制調査委員会（委員長・山田雄一東芝副
社長）、産業金融調査委員会（最近設置を
決定）、経済法制調査委員会（委員長・木
弘昭和電工参与・法務部長、雇用・人材開
発調査委員会（委員長・兵藤博住友重機械
工業副社長、経済政策調査委員会委員長
長・鈴木直彰新日本製鐵総合調査部長）
の五つの委員会があります。委員会の委
員は、企業役員・部長クラス、学識経験
者で構成され、それぞれの分野の諸問題
について、経営的、専門的に調査研究し
ていただくこととしております。

その他、必要に応じて委託による調査
研究も実施いたします。

昨年十二月に本研究所で初めての研究
成果として発表した「法人の税負担の国
際比較」は、宇田川璋仁横浜国立大学教
授と古田精司慶応大学教授を中心に構成
したプロジェクト・チームによって調査
研究を進めたものです。この報告書では、
従来用いられてきた「実効税率」（政府税
制調査委員会）が企業の税負担の実態を

反映していないことを客観的、理論的に
明らかにするとともに、本研究所独自の
「実質平均税負担率」を算出しておりま
す。その結果、わが国の法人の税負担は
国際的に見て、最も重く、今後の国際競
争力および企業活力の観点から、わが国
企業の税負担を見直すべき時期を迎えて
いることを指摘いたしました。

また、「企業活力の国際比較」をテーマ
に、現在、清水龍肇慶応大学教授を中心
とするプロジェクト・チームで、わが国
企業の企業活力の現状と国際比較につい
て調査研究を進めております。

おわりに

企業活力研究所が設立されて、早くも
十カ月が経過いたしました。設立当初は
諸準備に追われてまいりましたが、皆様
方のご支援のおかげで、昨年秋季頃から企業
活力研究会、各種フォーラム等の事業を
開始し、委員会活動も緒につく等、本研
究所の事業活動もようやく軌道に乗って
まいりました。

今後は皆様方のご期待にお応えすべく、
研究所の諸活動をより一層充実させ、所
期の目的であるわが国企業の企業活力を
増進させるための諸方策の調査研究を着
実に進め、具体的な成果をあげることが
できるよう精進、努力してまいりたいと
考えております。

（にしむら しげお）

東南アジア

エネルギー協力の

視点

松井義雄

(読売新聞論説委員)

荒らされた大地

空から見ていると、そこは、広大なゴ
ルフ場のように見えた。一面に広がる
緑が、熱帯のギラつく太陽の下で、かす
かに揺れていた。地上に降り立って見る
と、やはり、それは芝ではなかった。背
丈は約一メートル。アラン・アランの大草原で
あった。

アラン・アランとは、大チガヤとも呼
ぶ。イネ科の植物で、ちようどスキの
ような白い穂を付ける。荒地にもよく育
ち、わずかな養分を吸いつくす。いわば、
大地の寄生虫のようなもので、大地に生
える「最後の植物」でもある。

私が南スマトラ・パレンバン市郊外の
アラン・アラン草原を訪れたのは、もう
二年半前のことだが、おそらく、今もこ
の風景は全く変わっていないはずである。
その昔、ここは、昼なお暗いジャング
ルであった。そのことは、インドネシア
政府に残されている数々の文献によつて
証明されている。なぜ、それがこうした
大草原に変わってしまったのか。それは、
住民が次々に木を伐り倒してしまったか
らである。

伐った木は、二度と生えてこなかった。
これは、熱帯特有の現象で、太陽光線が
強過ぎるため、土壌の分解が早く、また
たくまに養分の乏しい土地に変えてしま
うからだ。水がある限り、気の遠くなる

ような長い期間を経て、またジャングル
化することもあり得よう。しかし、一度
丸坊主にしたら最後、少なくとも、数十
年の単位では、元の姿には戻らない。
これは、インドネシアの特殊性ではな
い。タイも同じであった。東北タイを空
から見ると、疎林のいたるところが、ハ
ゲ頭のように地肌を露呈している。その
地肌は、点から面へと拡大していく。

住民が木を伐るのは、開発もあれば、
焼畑もある。少量は、パルプ材や用材と
しても伐採されている。しかし、大半の
原因は、なお「生活に必要な薪を得る」
ためだ。正確な統計はないが、用材の五
倍が薪のための伐採だろうというのがタ
イ農林省の見方であった。

薪は、なお、東南アジア農村の主要エネルギー源である。炊事はもとより、高地民族は暖房用としても欠かすことはできない。それが少量であれば、問題はほとんどない。だが、この地域は、なお消費エネルギーの三五%を薪に依存している。

タイ、フィリピンがざっと三〇%、インドネシアが五〇%といったところがその内わけである。先進国では、いわゆる非商業エネルギーは、あっても比率はきわめて低いから、無視することが可能だが、東南アジアのエネルギー問題を考える時は、この非商業エネルギー問題を抜きにすることはできない。

いくら広いジャングルがあるとはいっても、それは有限である。しかも、俄かには再生できないとなれば、長い間には、資源はどんどん少なくなっていく。

薪に代わる 農村エネルギーを

例えば、データは少し古いが、探査衛星「ランド・サット」がタイ全土を、一九七三年と七八年に調査したデータがある。それによると、同国の森林面積は、七三年が四三・二二%、七八年は三四・一五%であった。

こうした無益な草原化を防ぐ一つの方法は、無許可の伐採を取り締まることだ。事実、タイでは、王有林を中心に森林パトロールを強化しているが、なかなか完全にはいかない。あまり厳しく取り締ま

ると、住民はゲリラ化する。共産圏と接している特殊性を考慮すれば、それは必ずしも得策ではない。

植林はどうか。わが国では、この熱帯雨林の消滅に関して「伐りっ放しがいけない。植林を指導すべきだ」といった論が横行している。が、そんなことは、とうの昔からわかっていることで、実は、それができないことが悩みの点である。

先進国は、そのほとんどが温帯に位置している。このため、これまでに蓄積さ

れた植林技術は、全て温帯林のものであった。植物が変われば、既存の技術はほとんど役に立たない。端的に言えば、熱帯雨林の再生技術は、目下のところないのである。

もちろん、各国とも、その技術研究に取り組み始めてはいる。わが国も、決して十分ではないにせよ、国際協力事業団が中心となり、様々な研究に当たってきた。ユーカリは、コウモリガの幼虫にたちまち食い荒らされてしまうこと、ネムの



東北タイのジャングル伐採の跡地(木はまばらで、ジャングルの面影はない)

木は、タイワン・キチヨウの幼虫にやられること、まず背丈の低い雑木を植え、適度な木蔭を作ってから、その林間に「本命」の苗木を植えることが効果的なことなど、試行錯誤の繰り返しで、少しずつ前に進んではいる。

けれども、木は一、二年では育たない。マレーシア・サバ州にある林業試験場を訪れた時には「やっと十五年育てたネムの林が、ある年、突然、虫害で六〇%枯れたこともある」といった話を聞かされた。とにかく、長い年月を必要とする。技術的な用途がつかまでには、なお数十年いや百年以上もかかるかも知れない。東南アジアの熱帯植林は、口で言うほど簡単にはいかない。日進月歩なのである。

さる八〇年、米国務省が発表した「二〇〇〇年の地球」を見ると、東南アジアを中心とする極東の森林面積は、七八年の三億六千百万から、二〇〇〇年には一億八千百万に減少するだろうとの見通しが述べられている。現在の約半分。このピッチは、南米やアフリカよりも早い。

これだけの森林が消滅したあと、どんなことが起こるかは想像がつかない。ある人は、炭酸ガスが増え、温度が上昇、北極や南極の氷が溶け出すという。本当にそうかどうかはともかくとして、天候に異変をきたし、様々な生態系が変わってしまうことは容易に想像し得る。

おそらく、農業には大きな被害を与えるだろう。そうでなくても、洪水の数は、確実に増えるに違いない。タイでは、全



スマトラ南部の農場（植林のための苗木は育っているが、これらは根付くとは限らない）

土の森林面積が四〇%を割るころから、メナム川のはんらんが毎年のように繰り返されている。アジアの「米びつ」と呼ばれるタイの洪水がますますひどくなれば、この地域の食糧問題にもかかわってくる。

どうしても、これ以上の森林伐採は食い止めなければならない。そのためには、この地域に、薪に代わる代替燃料を供給する手だてを考えなくてはならないのである。

わが国は、これまで、東南アジア各国に対し、エネルギー部門でも、開発、技術の両面から様々な協力をしてきた。しかし、それらは、とかく堂々たるダムや、金ピカの発電所ばかりに向けられてきた。それらも必要なことではあろう。しかし、それだけでは不十分で、圧倒的人口が、点在している農村エネルギーをどうするかを考えたければならないのではないか。

言い方を変えれば、これまでの協力は、

おもに都市だけに向けられてきたということである。これが逆に、途上国特有の都市人口の爆発を招き、あちこちにスラムを形成するという問題を引きおこしてきたともいえる。農村を豊かにすること、この視点が求められている。

東南アジアの農村が、薪に頼らなくてよい生活に代えていくためには、全体的な生活向上、所得の向上がなければならぬが、それには長い時間がかかる。

従って、当分は、各国政府の援助も必要になるだろう。そのためには、安いエネルギーであることが不可欠の条件となる。

この地域に、どのような新に代わるエネルギーを提供し、その使用を促進していくかを検討していくに当たっては、やはり、まず、マクロからの検討が必要である。

極めて高い 石油依存度

いま、韓国、台湾、香港を含めた東南アジアの消費エネルギーは、年、二億五千万^{バレル}（石油換算）程度と推定されている。日本が、三億五千万^{バレル}（同）程度だから、日本の七割強ということになる。

このうち、一億六千五百万^{バレル}程度が、石油、石炭、天然ガス、水力などの商業エネルギーで、八千五百万^{バレル}程度が非商業エネルギーだ。中でも、注目すべきは、同消費量の伸びであろう。

一九七二年から八二年まで、わが国のエネルギー消費の伸びは、〇・九六%と、

むしろ減少気味である。ところが、東南アジア諸国はまるで逆であった。韓国、台湾、香港に、ASEAN五カ国を加えた平均の消費量の伸びは、年率実に六・一%である。人口増と工業化。この二つが一般的な省エネを上回った結果だといつてよい。

もし、こうした状態が今後も続くとしたらどうということになるだろうか。東南アジア諸国の全エネルギー消費量は、あと五、六年で現在のわが国の水準に到達することになる。

しかも、これらの国々の消費エネルギー構成を見ると、商業エネルギーの中では、石油のシェアがきわめて高い。産油国のインドネシア、マレーシアの石油依存度（商業エネルギー中）が、それぞれ八二%、九〇%と高いことは、ある意味では当然だが、タイも、七八%が石油である。フィリピンも八〇%を石油に負っている。

シンガポール、香港は、消費エネルギーの全部が石油である。韓国も五七%、台湾も六四%を石油に頼っている。わが国の六一%に見合うのは、韓国、台湾だけである。残りの国は、全くの油漬けだといつてよい。

一つ一つの国の消費量は、そう大きくはないといつても、それらがまとまれば、大きなパワーとなる。今後、五、六年、これらの地域の消費量が着実に増え、合計で現在のわが国並みになるとすれば、新たに一億^{バレル}分のエネルギーが必要にな

るということだ。

これを、もし全部、石油に求めたとすれば、新たに日量二百万^{バレル}の石油が必要となる。さらに、現在、八千五百万^{バレル}分ある非商業エネルギーも、森林保護の観点から、何かに置き換えていくことが望ましい。仮に、これも全部石油に代替するとすれば、ここからも日量百六十万^{バレル}の石油需要が発生する。

合わせて、三百六十万^{バレル}。これは大きな量だ。ほば、現在のわが国の原油輸入量に相当する。日本と同程度の輸入国がもう一つ出現することになってしまう。

輸入をどこに求めるかは、言うまでもなく中東産油国ということになるだろうから、石油需給は引き締まり、価格も上昇する傾向をたどらざるを得ない。これは、わが国にとっても決して好ましいこととはいえないはずである。

加えて、わが国としては、一応、中国というファクターも考慮に入れる必要があるだろう。現在、中国は、大づかみに言つて、日量二百万^{バレル}の石油を輸出に回し、国内エネルギーとしては、石炭、天然ガス、水力、メタンガス、薪などの非商業エネルギーが利用されている。

既に、各地でエネルギー不足が目立ち、それが産業の発展を妨げている。さらに、徐々にではあるが、車の利用が始まっている。数年前に、モータリゼーションの波がやってこないという保証はない。そうなった時、中国は今まで通り、石油の輸出国でいられるであろうか。

渤海、南海、さらに陸上油田と、中国は意欲的に石油開発に取り組んでいる。しかし、それらが全て成功するとは限らない。輸油量が減るだけならまだしも、万一輸入国に転じたらそれこそ世界の石油の流れに大きな影響を与えずには置かない。

石油は、何といっても、最も便利なエネルギーである。それだけに、放置しておけば、東南アジアの国々は、増分の多くを石油に頼る図式をとりかねない。これは大きな問題で、わが国としては、これをできる限り小さくしていく努力が必要となることはいうまでもない。

環太平洋 エネルギー協力構想

通産省は、環太平洋エネルギー協力構想を持ち、この春から具体的な行動を開始している。立ち上がりは決して早いとは言えないが、もちろん悪いことではない。構想の具体的な内容は、コールフロアの確立、天然ガス開発と貿易の拡大、電力技術の提供、新エネルギー開発などだ。この方向は間違っていない。薪を追放し、今後追加されるエネルギーの増加分を、できる限り石油に依存しないようにするためには、結局、それしかないからである。

石炭は、環太平洋で見ても、きわめて豊富に存在している。現に、わが国に対して、米国は、アラスカ炭、西部炭の購入を呼びかけている。豪州も、わが国が

需要減を理由に輸入を減らすことに大きな不満を示している。それらの量は、約三千万トンにも及んでいる。

わが国は、八三年度実績で、原料炭、一般炭（燃料炭）合わせ、七千八百万トンを輸入している。原料炭は既に頭打ちで、伸びが期待できるのは一般炭の方だ。

しかし、一般炭も、石炭火力設備が八百二十三万キロワット、石炭使用量が千七百三十万トンに達していること、立地点から見ても、そう適地がザラにはないことなどから、爆発的に伸びるとは考えられない。

通産省の見通しても、石炭火力は、一九九〇年時点で、設備で千四百万キロワット、石炭使用量が二千六百万トンが精一杯と見込まれている。せいぜい九百万トンの増量が見込めるだけだ。そこに三千万トンの商談が持ち込まれても、わが国だけでは到底受け入れられないということになる。

そこで、発想を変え、残る二千万トンは、東南アジア諸国に使ってもらったら……。これが通産省のコールフロー構想である。わが国のエネルギー消費量に占める石炭のシェアは八三年度で一八・五％。これに対し、東南アジア諸国の平均は一〇％程度とかなり低い。ここに拡大の余地もある。

もちろん、輸入炭を前提にしている国は限られる。韓国、台湾、香港がそれだ。これら三国の現在の、火力発電用石炭使用量は、四百八十万トンに過ぎない。しかし、三カ国ともに拡大の意向はあり、計画では、一九九〇年頃には二千万トン強に

達する見込みだ。

石炭火力の場合、最も重要なことは、燃えガラの処理であろう。下手をすれば、大きな公害問題にも発展しかねないからだ。この点、わが国は、数々のノウハウを積み上げている。技術協力を積極的に行なうことが必要となるだろう。

インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンは、今のところ、国内炭利用を前提とした石炭火力を検討中である。今は、インドネシア、フィリピンに小規模の石炭火力があるが、ほとんど実績はゼロに等しい。

従って、これらの地域に対する協力は、石炭火力そのものの技術指導から始めなくてはならない。国内炭開発についても、なお技術と金が必要となる。さらに、それらをどうやって臨海地帯に運ぶかという輸送問題も、なお重要な課題である。

開発を考える場合には、やはり、圧倒的な埋蔵量を持つインドネシアに着目せざるを得ない。何も、供給地は米国、豪州に限ったことではない。インドネシアからの石炭のフローもあわせて検討する必要がある。

この地域には、天然ガスも豊富に存在する。現在、わが国は、大半のLNG（液化天然ガス）を、この地域、とくに、インドネシア、マレーシア（サラワク）、ブルネイに依存している。

しかし、このLNGに関する限り、わが国市場を狙う国は、このほかにも目じる押しの状態だ。現在でもパイプのある

アラスカが増量を希望し、カナダも売り込みに余念がない。ソ連（サハリン）も、わが国自身が既に相当の開発費をつぎ込んでいることもあり、商業生産にはいれれば、引きとらざるを得ないだろう。

加えて、西豪州プロジェクトも既に動き始めている。さらに、アブダビ、カタール……。このように見ていくと、わが国が、この地域から引き取る余地は、既存のもの以外にはほとんどないというのが実情である。

インドネシアは、開発次第では、なお増産があり得るし、マレーシアも、サラワクだけではなく、本島東海岸にガス田が見つかっている。タイのシャム湾も、ほぼ予定通りの開発が進んでいる。これらはどうするか。全てを日本に持ち込まれても困る以上、わが国としては、その国内利用、韓国、台湾、香港などへのLNGフローを検討する必要に迫られる。

天然ガス火力発電への技術協力もあるだろう。あるいは、パイプライン敷設によって、天然ガスを遠隔地に運ぶ手段も考えなければならぬ。とくに、産地に比較的近く、公害対策上、石炭利用がほとんど不可能と思われるシンガポールは、パイプライン構想を進めるのに格好の場所ともいえるだろう。

手軽な練炭とメタノール

しかし、こうした石炭火力、天然ガス利用といったものは、あくまで都市中心

のエネルギーである。もちろん、そこへの協力もきわめて重要なことだが、東南アジアの場合は、前記の通り、それだけでは不十分なのである。

電力が生まれ、天然ガスの国内利用が進めば、それらを送電線や、パイプで運べば良いと考えがちだが、これは余りにもコストがかかり過ぎ、現状の各国の財政事情から見ると必ずしも得策ではない。仮にそれができたとしても、供給される電力、ガスはきわめて高くつき、とても低所得の東南アジア農村に受け入れられるとは思えない。

いきおい、農村エネルギー対策としては別の手だてを考えざるを得ない。途上国はどこでもその傾向があるが、東南アジアの農村もまた、小規模の村落があちこちに点在するという特色を持っている。従って、各戸に線や管を引くようなエネルギー供給は、必ずしも効率的とは言えないのではないか。通産省が、太陽光発電など、新エネルギーを拳げているのもその意味では間違いないと思われる。

しかし、こうした新エネは、未知数である。理屈の上で可能であっても、コスト高では、送電やパイプライン網と同じ原理で普及は無理であろう。

むしろ、トラックで運べる安いエネルギーの方が適当なのではないか。その意味で、浮かび上がってくるのが、練炭とメタノールである。石炭から練炭を作り、天然ガスからメタノールを生産する。と

もに産地に直結したかたちで工場を作れば、そのコストはそう大きなものではあるまい。

当初は、政府の協力で、価格を極限まで安くし、普及を図るべきであることは言うまでもない。都市近郊の農村から始めて、次第に奥地へと普及の輪を広げていく。

練炭がいいのか、メタノールがいいのかは、その国の選択ということになるだろうが、場合によっては、双方が競争するかたちで広がっていかまわらない。とにかく、その輪が広がった分だけ、木は伐り倒されずにすむことになる。

原料の石炭、天然ガスは、ともに域内で生産されることが強味だ。その技術は、ともに既にわが国に蓄積されている。いくらでも協力が可能な分野である。

中国農村で普及している畜産との結合によるし尿からのメタンガス採取も、検討には値しよう。しかし、これには、多少とも設備投資を必要とする。東南アジア農村の貧しさを考えると、果たして初期投資に耐えられるか、という点で若干の疑問が湧く。

その点、練炭やメタノールは、各戸の投資は、せいぜいコンロなどごく限られたものだ。現在使用中のもの改良でも間に合うかも知れない。その手軽さが、森林を救い、地球を救うことになるかも知れない。

(まつい よしお)

原子力発電

の

今後の課題

川上幸一

(神奈川県大学教授・助政策科学研究所理事)

原子力発電の経済性

昨年の秋、通産省が五十九年度の「電源別原価試算」を発表してから、原子力（kW H 一三〇程度）と火力（二四〇程度）の発電費が接近したことが議論を呼んでいる。それについて何か意見を述べよという編集部の注文である。

発電費の試算がモデル・プラント——つまりいろいろな前提——を基礎としており、前提の置き方によって発電費が動くのは言うまでもない。また、モデル計算と個々の発電所の現実の数字との間には大きな開きがあり、モデル計算は現実の発電費の平均的な数字を与えるだけである。試算年度を将来にとると、「予測」の要素が入り、それだけ不確実性が増すことも否定できない（通産省が現年度試算だけを公表しているのは、その理由がある）。問題はどのような試算の性質を理

解し、今後の選択の「確からしい」目やすとしてどう利用するか、またできるかであって、その点の認識が欠けると、数字の「一人歩き」がおきることになる。

通産省の発表のあと、エネルギー経済研究所の試算（表Ⅰ）も発表されたが、五十九年度運開分の初年度発電費については、両試算の間に有意の差はない（研究所の試算では原子力一三・一円、石炭火力一四・〇円）。研究所の試算はむしろ将来予測に重点を置いており、初年度発電費のほかに生涯発電費を、五十九年、七十年度の両年度について試算している。七十年度の試算は、諸前提を変動させてみた多角的な検討を行ない、電源別発電費の相互関係とその変動幅について、便利な指標を与えている。試算にさいして、為替レート、燃料価格などの変動要因を、なるべく原子力に不利に、石炭火力に有利に設定した点も、今日の議論の性格から見て妥当であろう。

(表Ⅰ) 電源別発電費の試算結果

		初年度コスト		生涯平均等化コスト	
		円/kWh	(円)	円/kWh	(円)
59年運開分	原子力	13.1	(13.8~14.0)	11.9	(12.6~12.8)
	石炭	14.0		13.4	
	石油	17.8		17.8	
	LNG	17.6		17.0	
70年運開分	原子力	15.9	(16.8~17.0)	14.2	(15.7~15.9)
	石炭	18.0		19.4	
	石油	21.8		25.3	
	LNG	21.0		23.6	

(注) カッコ内の数字は廃炉・高レベル廃棄物の処分コストを加えたもの。

このように、モデル計算の枠内での議論には、そのための材料ないし共通の土俵がすでに用意されているが、今日まで

の議論を見ると、論者が必ずしもその土俵に上らず、むしろ土俵からはみ出した議論の方が多いと思われる。その原因は論者の立場の違いや試算結果の読み違いにもあるが、モデル計算だけでは、議論の焦点をカバーし切れないという印象がどうしても残ることも事実である。その点で、生田豊朗氏（エネルギー経済研究所）が原子力発電の意義づけの変遷をふり返り、歴史的に経済性（論議）の推移を見て、今日の経済性論議の性格を捉えようとしているのは、「エネルギー経済」第十一卷第三号）、もうひとつの考えられるアプローチであり、それによってモデル計算を補強しようとした意図を理解できる。

原子力の競争可能性

筆者も筆者なりの視点でふり返ってみると、初期の原子力にとって火力は「動く標的」(moving target)であった。火力側の事情もあつたが、むしろ原子力の側に安全上のバック・フィッティングの要求が相ついだことから、原子力の経済性突破への道は困難をきわめた。一九七三年のオイル・ショックは、思わざる在来燃料価格の高騰によって（ウラン価格も上つたが、影響は小さかった）、原子力の経済性優位をいわば他動的に「実現」したのであって、原子力は幸運に恵まれたと言つてよい。

しかし、TMI事故（一九七九年）な

どによるバック・フィッティングの苦勞はその後も続き、運転の安定↓設備利用率の上昇↓技術の定着化がようやく本物として実感され出したのは、ここ数年来のことにすぎない。火力技術が数十年の経験を重ね、ほとんど完成の域に達しているのに比べ、バック・フィッティングによって重装備になった原子力の合理化への努力は、まだ手がついたらばかりと言つてよい。そのような実情に照らせば、原子力の経済性神話が崩壊したという類いの報道は、事実誤認にもとづく誇張でしかない。

つまり、原子力技術は成熟段階の入口にどうやら到達し、火力とのほぼ対等の競争レースに恐らくは初めて出場資格を得たのであるが、その矢先に在来燃料価格の値下り傾向が表面化したため、種々の論議を引き起こしたのが、今日の議論の性格と思われる。ここで「ほぼ対等の」というのは、原子力がすでに完成された独立の産業と見るにはまだ時期尚早で、とくに核燃料サイクル面に、未完成部分や国の保護が残っているからである。そのことには後に触れるが、いずれにしても、そのような状態の原子力の競争力——正確には今後の競争努力の余地——をどのように評価するか、今日の議論の焦点があると思われる。

しかし、原子力の競争可能性に対する評価は、上のような経過をふまえたにしてもやはり分れるに違いない。原子力技術の「若さ」は、それを可能性の大きさ

と見るか、基盤がまだ脆弱と見るか、そのどちらの見方をとるかには多分にスタン・ドポイントの問題だからである。エネルギー経済研究所の試算は、恐らくそのことを承知の上で、モデル計算の手法により評価を特定しようとしたひとつの試みと言えるので、ここで試算に対する私見を一、二述べておこう。

ポジティブな面では、原子力発電費がその建設、運転経験を反映して安定してきており、オイル・ショックないし逆オイル・ショックのような異常事態さえなければ、発電費の相互関係（電源間）の劇的な変動は起こりそうにないというのが、筆者の概括的な印象である。パラメータの変動に対して、発電費の相互関係の変化は（極端なケースを除いて）少なくとも筆者の予想以上に小さい。短期的には、数次にわたる標準化の効果が今後の現年度発電費に反映されてくるという期待も、試算の補強要因として挙げることもできる。

一方ネガティブな面では、原子力と石炭火力、石油火力の発電費が今後さらに接近し、あるいは逆転する可能性が、試算によって説得的に否定されたとは言いが切れない。たとえば、研究所試算の七十年年度連開分の生涯発電費は、原子力一四・八円、石炭火力一九・四円という大きな開きになっているが、十年先からさらに十五年間の累積であるこの数字の開きを、そのまま受けとってよいかどうかには検討の余地がある。見方によっては、

この試算は原子力では資本費、火力では燃料費が高いという特性を、原子力に不利な想定とはいえず、長期にわたって単に外挿したにすぎないとも言えるからである。

一般の経済計算でもそうだが、長期予測の有用性は一定の方向性を示す短期的な指標以上のものではない。期間が長期になるほど、計算の前提が単純にすぎ、静態的で、現実のダイナミズムを捕捉できていないという印象が強まらざるを得ない。その理由のなかには、市場(競争)における努力要因をモデル化しにくいというところもある。原子力の場合とはくに核燃料サイクルなどのあらゆる側面であり、ロード・タイムが長く、不確実性——つまりは努力要因——が大きいくところに、今後の可能性と、また逆に議論のすれ違ひが起きる原因があるわけである。

言うまでもなく、原子力はわが国でも不可欠な電源になっており、その選択の理由は単なる経済性以上のものであるが、経済性の面での不確実性をとり除くために、差し当たってどんな努力が必要かつ可能かがここでの論点である。

廃棄物処分費用の計上

いわば棚上げされた費用の存在は、経済性の不確かさ以外にも多くの問題をふくんでいる。

解体費や処分費には、その支出が遠い将来に行なわれ、あるいはきわめて長期間にわたるといふ特性がある。たとえば解体費は、原子炉の閉鎖時点からその密封・管理費として支出が始まり、相当の冷却期間後の解体作業をもって完了する(解体物の処分は廃棄物の処分と見なす)。この費用をその発生の時点で料金に算入すれば、その時点の消費者が負担することになるが、電力の受益者は前世代の消費者であるから、負担の公平の原則に反することになる。つまり、解体費は「遅れて発生する」発電費であり、さらに解体の結果は、廃棄物(およびその処分費)を「遅れて発生させる」という厄介な性格をもつ。解体技術の未確立等のため、その費用の正確な算定が困難な点に、その計上がこれまで棚上げされてきた主な理由がある。

なく、廃棄物を発生した施設がすでに消滅し、あるいは発生者の企業自体も消滅しているかも知れないのに、後代への負担だけがいつまでも発生し続けるという不合理なことが起こり得る。

そのような事態を避けるには、解体費や処分費を早急に発電費に計上し、料金に算入して、積立金あるいは基金の形で将来支出に備える以外にない。その措置が遅れるほど、新たな発電所が建ち、既発生廃棄物がふえ、解体の潜在的必要も増大するので、後の世代に大きな負担を残すという矛盾がますます拡がることになる。経済性論議の上でも、単に処分費等の見積り数字を示すだけでは、原子力発電費の弱点は解消されずに残る。積立が現実に行なわれて初めて、原子力は本来の意味で火力との競争の土俵に乗ったと認めることができる。

このような長期コストの積立は、政策上も財務上も新しい問題であり、考え方とそれに基づく方法、制度の確立が必要である。OECDの原子力発電国は、ほとんど積立や現実の支出をすでに始めており、各国の関係者が集まって討議した法的、行政的、財務的側面に関する報告書(Long-term Management of Radioactive Waste——legal, administrative and financial aspect)も公表されている。その内容と、筆者が最近欧州五カ国(西独、スイス、オランダ、ベルギー、英国)の調査に参加した印象にもとづき、各国で固まりつつある共通の考え方を要約す

れば、

(1) 解体、処分の費用は発生者の負担とし、最終的には電力の受益者である現代の消費者に負担させる。

(2) このことは、費用の積立期間を原則として発電所の運転期間に一致させることを意味し（解体費については、運転開始から解体終了までという考え方もある）、具体的には、処分等の総費用を総発電量（個別発電所ごと）にまたは廃棄物の発生量に割り当て、毎年の積立額を決める。廃棄物の発生量への割当は、研究所等の比較的小発生者の場合に見られる。

(3) 総費用の正確な算定は今の時点では困難であるが、現在の技術知識と処分計画（研究開発をふくむ）に基づく算定を行ない、研究開発および処分手続の進行につれて、総費用（したがって年積立額）の定期的な見直しを行なう。

(4) 費用の算定（見直し）や積立額の決定の仕組、積立の方法は国によって異なるが、費用の確保を通じて長期にわたる処分の遂行を保証するため、何らかの形で国が関与しているのが一般である。立法により基金制度（国が徴収、管理）をとっている国、国が徴収して実施機関に渡している国、毎年の積立額を認可している国などがある。

● 急がれる責任体制の確立

以上の措置に加えて、理論的には既発生分の廃棄物に対する費用割当の問題が

ある。これについては、アメリカが既発生分への割当を電力会社から一回払いで徴収し（後日追加徴収はしない）、基金に組入れることとしたのは、もともと合理的なやり方であろう。

やや話が細かくなるが、処分費用については費用の範囲自体——とくに研究開発費との区分——も自明ではない（解体費の場合は明瞭である）。これは、処分技術の確証に現地試験が不可欠で、試験場の選定が処分候補地の選定手続と区別しにくいこと、したがって処分そのもの手続の一部とも見なせることにその理由がある。二、三の国が、研究開発費を一括して「処分の費用」に含め、すべて発生者負担としているのも、処分問題のそのような性格のためである。費用の範囲の特定は、実はその負担、分担（国と発生者の間の）を決める前提であり、したがって経済性の問題に関わっている。さらに、費用の積立、その長期にわたる管理の必要性は、この問題が処分の責任体制ないし実施体制の確立と切り離せないことを意味している。通常の産業廃棄物では、処分の責任は発生者が負っているが、放射性廃棄物に要求される超長期の管理は、発生者責任だけではカバーできない。どの国でも何らかの形、程度において、責任体制には国が関与しており、一方実施面では、発生者にその業務を請負わせるなど、国の責任と発生者責任とのかみ合わせに各国それぞれの工夫をこらしている。問題の長期性からいっ

て、安定したしかも効率的な体制が組めるかどうかは、原子力の経済性に重要なかわりがあると言える。

解体および処分問題の検討はわが国でも現に進行しており、方針、措置が順次打ち出されていくと思われる。わが国の取り組みは欧米に比べて遅れており、体制問題とともに、とくに費用の積立の実施を急がねばならない。

処分の費用ないしその発電費に占める割合については、すでに各国でほぼ一致した見積りが出ており、各国はそれに基づく積立を開始している。解体や処分の技術的内容からも、その大きさは原子力の競争力に本質的な影響を与えるようなものではない。

一部に高レベル廃棄物の管理が数千年ないし数万年にわたるといふ類いの議論があるが、高レベル処分の技術開発の目標が「自然バリアと人工バリアによる封じこめ」（人間の関与によらない）に置かれていることから見て、無意味な議論といえる。

いずれにしても、処分費用等の発電費ないし料金への算入の問題を解決した上で、原子力発電の今後の競争力——合理化努力——には十分な可能性があるといふのが筆者の意見であり、わが国における原子力の選択の理由に照らしても、燃料価格の短期的な変動などによって、政策の基本を変える必要はなく、またあつてはならないと思われる。

（かわかみ こういち）

ソフトウェアの保護

栗原宣彦

(日本経済新聞論説委員)

軍配は文化庁の主張に上がる

文部省の文化庁と通産省との間に長い間意見が対立していたコンピュータ・ソフトウェア(使用技術)の法的保護は、著作権法で対応することで両者の合意が成立、著作権法改正案が四月、国会に提出された。

ソフトウェア保護は「著作権法の改正で十分に対処できる」とする文化庁と、「思想または感情を創作的に表現した著作物の権利を守る著作権法はコンピュータ・ソフトウェアにはなじみなく、新しい法(プログラム権法)をつくって行うべきだ」とする通産省が激しく対立。昨年二つの省庁が別個の法案を準備する異常事態が発生した。

この両省庁の争いに加え、ソフトウェアを手厚く保護しているソフト王国の米

国が「通産省案は米国のソフトを日本の企業が複製・使用しやすくすることを狙ったもの」と反発、米国と同様、著作権法による保護を主張し、通商摩擦の一つになっていた。結局、文化庁の主張通り著作権で政府の考えが一本化されたわけだが、官庁の権益争い、日米両国の先端企業の利害、思惑が入り組んで予想以上に問題を複雑化した。著作権法に決着するまでの過程をたどるとともに、残された問題点を探ってみよう。

ソフトウェアの法的保護の必要性

一九八〇年代は第二次情報化革命の時代であるといわれ、コンピュータの普及は急ピッチに進んでいる。汎用コンピュータ設置台数は昭和五十三年一十七年の五年間で二・四倍になっているが、なかでもパーソナルコンピュータの出

荷台数はこの五年間で百万台を突破した。これと並行してソフトウェア開発も活発化してきた。昭和五十三年一十七年の五年間に三・六倍にふえ、現在の我が国のソフトウェア開発高は年間五兆円に達するとの試算もある。しかし、ソフトウェアの開発、供給は多くの労力と多額な投資が必要であることから、ハードウェアの普及に追いつけず、ユーザープログラムの開発部門などでは相当な量の未処理案件(バックログ)をかかえているのが現状である。そのため近い将来、情報処理費用に占めるソフトウェアコストの比率上昇、ソフトウェアニーズの多様化などを迎えてソフトウェアクライシスが到来すると予想するむきもある。

別の面からコンピュータの利用をみると、パソコン、オフコンなどの小型で安価なコンピュータの出現で、中小企業のコンピュータ利用も急増している。

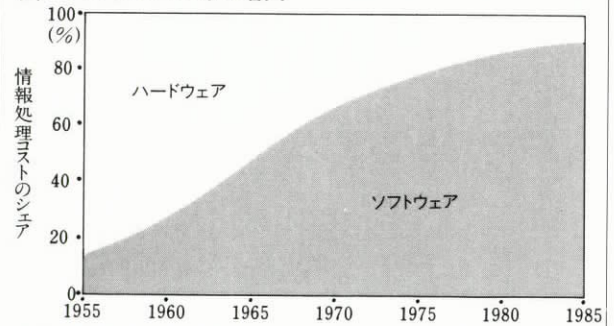
中小企業庁の「事務機械の利用に関する実態調査」（昭和五十五年十二月）をみると、中規模企業の七割、小規模企業の三割がコンピュータを利用もしくは利用予定があり、中小企業の利用という視点からソフトウェアの問題を考える必要がある。

ソフトウェアは流通面でも変化が生じようとしている。最近、①アンバンドリング（ハードウェアとの価格分離）により、ソフトウェアが独立の商品として取り引きされるようになってきた、②汎用性のあるソフトウェアプロダクトの流通量が急速に拡大しつつあること、③自社用に開発したソフトウェアを商品として市場に出そうとする動きがみられること——などから、ソフトウェアの流通がこれまでと異なるものになってきた。

この流通事情の変化に伴っていくつかの問題も生じている。無断複製や不正使用が横行し、訴訟になった係争事件だけでも四十四件ののぼり、そのうち二十件が五十八年に入ってから発生している。これらの事件は氷山の一角で、現実にはさらに多くのトラブルが発生しているものとみられる。一方、一部のユーザーからはソフトウェアの使いにくさに対する不満が訴えられており、契約のルールが確立されていないためのトラブルも多岐報告されている。

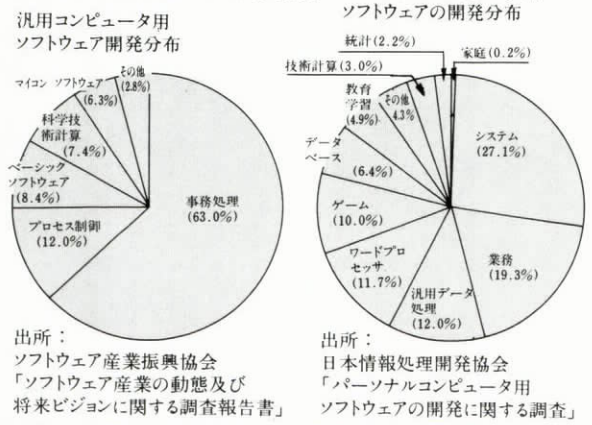
こうしたことから、膨大な投下資本の回収を確保することでソフトウェアの開発を促進すること、重複投資の回避をす

図1 ソフトウェアコストの増大



出所：B. W. Boehm「Software Engineering」等による。

図2 ソフトウェアニーズの多様化



出所：ソフトウェア産業振興協会「ソフトウェア産業の動態及び将来ビジョンに関する調査報告書」
日本情報処理開発協会「パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの開発に関する調査」

ることでソフト開発の効率化を図り、さらに流通を促進することで利用の拡大を図ることが要請されている。具体的な対策としては、ソフトウェアに関する権利の明確化、ソフトウェア情報の提供、ユーザー保護を一体とした基本的なルールを確立することが必要であるといわれていた。

この文章ではこれまで何の定義もしないでソフトウェアという言葉を使用してきたが、ソフトウェアは、①プログラム、②プログラムを作成する過程で得られるシステム設計書、フローチャートをはじめとするプログラム設計書、③プログラム説明書などの関連資料——を総称したものを言う。この場合、プログラムとは「機械が読み取ることができる媒体に収納されたときに、情報処理能力を有する

機械に特定の機能、作業または結果を指示させ、遂行または達成させることができる一連の命令をいう」というのがWIPO (World Intellectual Property Organization) 世界知的所有権機関。国際連合の専門機関で著作権や工業所有権などの知的所有権の保護を改善すること、ベルヌ同盟、パリ同盟の管理業務を行うことが主要な任務) のモデル規定であり、日本でもこれが定義に採用されていることが多い。

国際機関と外国でのソフトウェアの保護

ソフトウェアの流通増加、無断複製等に伴う紛争多発に対し、国際機関や外国のいくつかの国でソフトウェアの法的保護についての対応が図られてきた。WI

POでは一九七一年（昭和四十六年）からソフトウェアの法的保護に関する検討を始めており、一九七八年にWIPOのパリ同盟がソフトウェアの保護について国内立法のためのモデル規定を公表した。その後、WIPOの国際事務局により、

「コンピュータ・ソフトウェア法的保護に関する協定案」が準備され、この検討を行うために一九八三年六月、パリ同盟によりソフトウェア法的保護専門家委員会が開かれ、ソフトの保護は著作権法によることができる発言する国が多数を占めた。

この動きと前後していくつかの国で法的保護の具体的動きが出てきた。米国では旧著作権法ではプログラムが著作物として保護されるかどうか明確ではなかったが、一九八〇年に著作権法が改正され、プログラム使用に関し著作権法を全面的に適用するようになった。著作権法は一九八二年にも改正され、ソフトウェアの定義としてWIPOモデル規定の中のもの採用されている。こうした立法化の動きとは別に、米国の裁判所も著作権による保護を肯定する多くの判決を出しており、米国の考え方はほぼ固まったものとみられている。

英国では一九七七年、著作権及び意匠法改正委員会が報告書（ウィットフォード・レポート）をまとめ、政府に勧告しているが、その主な点は、①プログラムは著作権法上明確に保護すべきこと、②プログラムをコンピュータの記憶装置

に蓄積することは著作権が及ぶ行為とすべきこと、③プログラムの権利者と保護期間は他の著作物と同様に扱うべきこと——などとなっている。しかし、これに従った立法的対応はまだ行われていない。

西ドイツでは司法省が一九八二年、工業所有権・著作権協会に対する書簡のなかでプログラムは現行著作権法上の著作物と認められ、既に十分な保護が与えられているので、法改正は必要ないという見解を示している。

プログラム権法の制定を主張した通産省

ソフトウェアを著作権法で保護しようという動きは、日本でも文化庁を中心に存在していた。文化庁の著作権審議会第二小委員会は、昭和四十八年六月の報告書で「プログラムは、著作権法第二条第一項第一号にいう『思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するもの』として著作物でありうる」という見方を示した。

裁判所でもビデオゲームのプログラム無断複製事件について、昭和五十七年十二月、東京地方裁判所がプログラムは学術の著作物として保護されるという判決が出され、五十八年三月、横浜地方裁判所も同様な判示をしている。

こうした内外の動きに「逆らう」ように独自の法律をつくってソフト保護に当たるべきだと動き出したのが通産省であ

る。通産大臣の諮問機関の産業構造審議会の情報部会は「ソフトウェアの基盤整備のあり方について」検討していたが、五十八年十二月、中間答申を行い、「プログラム権法」の制定を提唱した。

この通産省のプログラム権法の構想は、新しい法律をつくってソフトウェアを保護するばかりでなく、ソフトの開発促進、重複投資の防止、利用の促進などユーザーの利益も考えていこうという点に大きな特色がある。プログラムを模倣するのは極めて簡単にレコードの音楽をテープに移すのと大差はない。プログラムに法的保護を加えないと開発者は不利な立場になり、不利を免れるためには秘密にしておくしかない。これではプログラムは流通しないし、高度情報化社会実現の障害となる。利用促進という視点からも保護を考えるべきだという論理立てになっている。

通産省がプログラム権法をつくらうとしたもう一つの大きな理由は「プログラムは企業活動に利用する経済財であり、小説や絵画、音楽などとは性格が異なり、著作権法になじまない」ということからでもあった。

確かに著作権法は、第一条で「著作物の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」ことを目的とし、第二条で「著作物とは思想または感情を創作的に表現したもの」と定義している。プログラムを思想や感情を表現したものとみるには、かなりの違和感を持つ人は多いだ

ろう。

一つの例を示してみよう。森鷗外でも夏目漱石の小説でもいいのであるが、その小説の筋を変えたり、結末の悲劇を喜劇とすることは許されないのは当然だろう。文学作品とはそういうものだからである。ところが、ソフトウエアは使いやすいよう改めることが日常茶飯事である。文学作品のように改変を許さないと不便になる。著作権法には人格権という独自の権利があり、著作者の公表権、氏名表示権などを重要なものとしているが、プログラムのような経済活動に伴い使用する財には不適當な権利だと通産省は見なしている。

使用する立場からいえば、著作権法にユーザー保護、紛争処理（調停、仲裁、判定制度）などの規定を設けるのは困難で、それがひいてはプログラムの開発、流通を阻害するというのも新法提唱の理由である。

それに、著作権法が産業政策的な方法かどうかという点に通産省は大きな不安を持っていた。通産省がプログラム権法制定の理由としてあげた、①先行投資者の保護、②重複投資の回避、③流通の促進による利用増大——というのは経済、産業上の観点である。コンピュータという重要な産業を育成していくには、文化の発展を目的とした著作権法ではむりと判断したのである。

このことは、プログラム権法案の内容をみると一層はつきりしてくる。この法

案はソフト開発者の権利の保護を主張しながら、プログラムの権利期間を十五年にして、著作権法の五十年よりも、はるかに短くしている。利用者が開発者の許可なしに自由にプログラムを改変できる改変権や、必要な対価を条件に利用許諾を認める裁定制度といった著作権になり考えも導入しており、むしろ開発者の権利を制限している。

こうみてくると、通産省のプログラム権法案の狙いははつきりしてくる。先行開発者が圧倒的な優位を占める著作権法の考えを棚上げして、先行ソフトを保護すると同時に、類似ソフトでも、自主開発されたものならば、後発ソフトの権利を認め、自主のソフトを強くしてきたということである。コンピュータソフトの分野は米国のIBMが圧倒的に優位にあり、日本企業が激しくそれを追おうとしているが、その差はつまっている。こうした通産省の考えは、産業政策的には肯定されようが、この法律案がもたらした波紋も大きかった。

プログラム権法案制定に 反対した米国

まずこの法案が報道されると、すこしの間も置かず、米政府はこの法案の制定に反対の意向を表明してきた。日本情報産業界をゆさぶっていたIBM産業スパイ事件は、五十八年十月、日立製作所に続いて三菱電機がIBMと和解が成立した。この和解とは別に日立はIBMと

の間に大型コンピュータのソフトウェアの合意文書があることが明らかにされ、事件とは直接関係ないとみられていた富士通とIBMの間にもソフトの秘密協定が存在することが明らかになった。こうした動きは「ソフトを日本企業も著作物として認めさせる実績づくり」とか「IBMが通産省の動きを事前に察知したプログラム権法構想つぶし」とみる向きも少なくなかった。

通産省のソフトウェアの権利保護の主張は、ソフトウエアはコンピュータで使用する初めて価値を発揮するものであり、絵画やレコードのような著作物や特許製品のように、商品それ自体に価値があるものと違うとして、現行の法体系と矛盾しない形でプログラム権法のなかで「使用権」の創設に踏み切ったものであった。この考えは一応、筋の通るものであったが、日米情報産業競争で米国の感情を逆なでするものでもあった。

コンピュータの草創期にはそのコストの八割がハードウエアにあった。しかし、コンピュータが普及していくにつれて、今日ではそのコストの八割までがソフトウェアの開発だといわれている。

このため金（かね）のかかるソフトウェアの開発をさけて、新機種（ハード）のソフトに「タダ乗り」してハードを製造し、IBMが長年にわたって開発した技術を勝手に借用するわけだ。その結果出てきたのが、「オトリ捜査官」につか

まった産業スパイ事件だった。

それまでIBMは富士通、日立という日本のメーカーにたいして何度か「著作権を侵害している」と警告してきたフシがある。これに対し両社をはじめ通産省などは、類似したソフトでも自主開発したものであれば、その権利を認めるという立場にあり、プログラム権法案はこの延長上にあった。IBMはその直前に日本企業にソフトウェアの著作権を認めさせることで、プログラム権法案の思想そのものの抹殺をはかってきたといえるだろう。

文化庁は 保護期間五十年を主張

これに対し文化庁は五十九年一月、著作権審議会第六小委員会（コンピュータソフトウェア関係）が中間報告を行い、「著作権法改正によってコンピュータプログラムを保護する」との提言をするとともに、「通産省のプログラム権法案は理論的にも実際のにも問題が多い」と批判、著作権法で一本化するよう促した。

報告は具体的提言として、著作権法の「著作物」（十条）にプログラムを明示し、プログラムの定義規定を設けることをあげたうえで、①プログラムはソフトウェア製作会社によってつくられるケースが多いため、「法人著作」（同十五条）の規定を整備する、②ユーザーがプログラムを改変して機能を向上させ、元のプログラムとは別の二次的著作物をつくる

場合には、著作者の許諾を得なくてもよい除外規定を設ける、③翻案権（同二十七条）の及ぶ範囲は、改変されたプログラムが元のプログラムの実質的な内容、表現を受け継いでいるかどうかで判断する、④プログラムの放送権、有線放送権

貸与権を認める、⑤テープからディスクに複製するような使用者が利用、保存目的で行う複製は著作権者の許諾を得なくすむよう制限規定を設ける——などを提示した。

二つの報告を受けて、通産省と文化庁は別の法案をつくり、国会提出を目指したが、両省庁の調整はつかず、五十九年中には国会へ法案を提出することができなかった。

六十年になって、一転して両省庁の合意が成立したのは、日米通商摩擦が激化し、日本は膨大な貿易黒字の代償として米国へのさまざまな市場開放を譲歩せざるを得なくなったためである。

通商摩擦の激化が 通産省の譲歩となった

通産省の譲歩の結果、ソフト保護は著作権法の改正一本で行うことになったが、両省庁が合意した法改正の要点は次のようなものになっている。

一、現行著作権法では、企業など法人の従業員が職務上作成した著作物については、法人名義で公表される場合に限り、法人が著作者とされるのに対して、プログラムの場合は原則として法人を著作者

とする。

二、プログラム著作者の著作者人格権や著作権を制限し、自己使用の場合に限り、著作者の許諾なしに機能向上や使用目的に合わせた改変ができるようにする。

三、プログラム著作物の創作年月日の登録の制度を設ける。

四、海賊版など違法に作成されたプログラムを使用した場合は、使用開始時に知っていたときは著作権の侵害行為とするが、その後に事情を知ったときは責任を問われないこととする。

このうちの三、四とも産業界が希望していたもので、この点について通産省の意向が改正案に盛られた。

しかし、文化庁、通産省の対立点であり、米国も強い関心を寄せていたソフトウェアの権利保護期間の問題は、著作権法で保護することになったので、自動的に小説や音楽などと同様、五十年となった。通産省が主張したように、この保護期間の特許法なみに短くして十五年とすることがいいか悪いかは別として、技術開発が急速に進んでいるとき、他の芸術作品と同じように五十年もの長期間保護すべきかどうか疑問も残る。WIPOのパリ同盟が国内立法のガイドラインとして公表したモデル規定でもソフトウェアの開示、複製等の権利の保護期間は二十年である。

ベルヌ条約のパリ改正では、写真などの保護期間は国内法で二十五年まで短縮できると定めている。プログラムについ

でも検討の余地はあろう。

国際動向を踏まえて 検討継続を

保護期間とならんで、通産省のプログラム権法案で米国が最も強い反発を示したのは「裁定制度」であった。これは第三者から申請があったとき、一定の条件のもとで開発者にソフト使用を認めさせるもので、特許法の裁定制度に似た制度である。特許法の場合、公共の利益のために特許権の利用が必要としているときとか、自己の特許発明が他人の特許発明を利用する場合など、適正な対価支払いを条件に特許庁長官に利用許諾の裁定を求めることができるようになっていく。

通産省はコンピュータプログラムの場合も、①既存プログラムまたは特許発明を利用してプログラムを作成する場合、②公共の利益のために必要な場合、③プログラムを権利者が長期間不実施の場合、例えば通産大臣などの裁定によって使用複製等ができる許諾制度を設ける必要があると考えていた。

特許法などの既存の工業所有権法と同様に原権利者の権利が不当に害されないよう配慮しなければいけないと、この裁定制度に注文をつけたものの、米国にない制度をつくるものである。ソフトの開発者の権限を制限することに通じるものとして米国企業が警戒心を起こさないはずがなかった。米国の強い反発を受けて、

著作権法の改正案のなかにはもちろん盛り込まれていない。

コンピュータのソフト保護を考えるとき法理論の問題はあるが、それ以上考えなければいけないのが、ソフト王国米国のIBMの巨大な力である。IBMの行動様式は米国の国家安全保障戦略と表裏一体となっているものと考えられる。この力を無視しては現実には何も解決できないのである。

コンピュータソフト保護は、主として日本と米国の権利保護をめぐる問題であって、あまり利害の関係のない欧州が著作権でこの問題を処理しているからといって、国の数の多数決で決める性質のものではない。それに通産省のいうように「ソフトウエアの国際ルール作りは緒についたばかり。将来、誕生するであろう国際的なルールを論議する際、日本が主導的立場で制度をつくるのがぜひ必要である」ということも正しいであろう。

しかし、先進諸国の多くが著作権による保護の方向に進んでいる中で、その流れに抗して、新しいルールをつくるだけの力が日本にあるとは思えない。現時点では著作権法による保護という選択を政府がしたのは妥当なものといえるだろう。

通産省が主張したように、コンピュータソフトは他の著作物と異なった点も多いことは事実である。ソフトウエアはコンピュータで使用されて初めて価値を発揮する側面もあり、絵画やレコードのような著作物と違うことは多くの人が

感じている。それが米国の主張する市場開放の要求と一緒になつてもみくちやにされたうえ、官庁の権限争いという低次元の争いによって基本点がややばやけたきらいがある。昨年から今年にかけて通産省はVAN（付加価値通信）法案や電電公社の民営化に伴う株式利益の問題で郵政省と争い、消費者信用と割賦販売問題で大蔵省と争うなど、向こうところ全て敵という状況をつくり、その争いの一つとしてコンピュータソフト問題がとらえられた。

しかし、コンピュータプログラムの保護については一律に著作権上の著作物として取り扱うことには問題があり、産業政策の観点から取り上げるべきだという有力な学説も存在していた。その問題が、日米間の通商摩擦という産業政策上の要請で妥協したのは、この問題の全て物語っている。

著作権制度は、著作権保護のための制度であるが、技術革新のたびに挑戦を受け、著作物の保護と著作物の利用に対する社会の正当な要求をどう調整するかを新しい角度から根本的に再検討する必要が生じている。この問題を著作権制度だけで解決するのは、ますます今後、困難になるだろう。ソフト保護も今回の著作権法の改正で万全とはもちろんいえない。国際動向を踏まえて、さらに適切な方策を継続して検討していく必要がある。

（くりはら のぶひこ）

20世紀の

虚像と実像

永井陽之助

（青山学院大学教授／茅誠司部会）

◆自然科学への傾倒

——去る二月、東工大での先生の最終講義を聴講させていただきましたが、今日はその内容を中心に二、三おたずねしたいと思います。その前に、東工大での研究、教育生活を振り返っての何か印象はございますか。

永井 北大にいた十三年間に比べると、東工大は十八年六カ月も勤務していましたが物理的にはたいへん長いわけなんです。不思議にあつというまに過ぎたという感じです。

昨年九月に還暦を迎え、私はほとんど昭和史とともに歩んできたのですが、そのうちの三分の一近くを東工大で過ごしたこととなり、振り返ってみるとやはり私の人生において非常に充実した期間であったのではないかと思います。

また東工大は理工系の大学であり、しかも学園紛争のときには私は学長補佐ということで、いわば「危機管理」の中枢に入ったので、理工系の専門の先生方と

話し合う機会ができた。

そこで、今までそれほどよく知らなかった工学や技術、自然科学に触れ、人間の社会とか政治というものと、テクノロジの関係を考える機会に非常に恵まれました。この点はこれからの私の人生の上でもたいへん有益であるのではないかと思います。

——先生のお書きになったものを見ますと、東工大で影響を受けたという以前にも、もともと社会科学系の方としては自然科学への関心が強かったようですね。

永井 ええ、福島県郡山市の旧制安積中学校時代の高学年から旧制二高時代にかけて、物理学や数学にたいへん興味を持ちましたね。

——といっても本来私は小説や映画が好きな文学青年で、また何より好きだったのは母親の影響で絵画だったわけで、今でもいちばん得意なのは絵を描くことですね。

——当時は科学哲学が大流行だったので、そのような文学青年も科学実証主義革命という二十世紀の時代精神の波をもろにかぶったと言えるでしょう。

——第一次大戦が終わったときに、イギリスの物理学者の観測隊が日食観測をして、ドイツ人のアインシュタインの一般相対性原理の実証をしたため、これまでの交戦国同士が偉大な科学の進歩のために協力したことになりました。これが二十世紀のスタートであったこととあいまって、アインシュタインは偉大なヒーローとな

り、爆発的な科学ブームが起ったわけです。

——日本でも東北大学の石原純氏のようにアインシュタインの一般相対性原理を解説、紹介する人や、科学哲学の田辺元が出たり、またポアンカレの著作やアインシュタインとインフェルトの共著『物理学はいかに創られたか』といった本がどんどん出版されました。

——後年、湯川秀樹氏の伝記を読んでいたところ、私が当時感動し、興奮して読んだ本と全く同じ本がたくさん出てきました。私は湯川先生よりずっとあとの世代ですが、とにかく二十世紀の初頭一九二〇年代には、フロイトの精神分析学の大きな影響と並んで爆発的な科学ブームがあつたわけですね。

——また私の場合は、すぐ上の兄（永井成男）が分析哲学専攻の哲学気遣いで、当時ウィーン学団の影響をうけ、その兄と朝から晩まで、相対性理論の持つ意味や量子力学について議論ばかりしていました。

——こういったことが、現在の私の思想を形成する上で決定的な影響を与えており、普通の人文科学や社会科学の人に比べれば、かなり自然科学の土台はあると思いますね。

◆ドイツ・ロマン派の影響

——最終講義の中で、学生時代ゲーテが好きでたくさんお読みになったとお話

になっておられましたね。ゲーテの思想の総合性、また直観的にものを見る能力等はニュートン力学的な捉え方とは反対の立場に立つわけで、これからの時代にも大きな意味を持つてくると思いますが、先生はゲーテからどのような影響をお受けになったんですか。

永井 まさにその総合性においてですね。

モルフォロギーと彼は呼んでいます、形態学という総合的な方法を確立したわけです。ゲーテは植物の有機体としての成長過程などを観察しましたし、「ゲーテは視る人である」と言われたように、直観的にゲシュタルト(有機的全体)というものを把握すること、また時間(成熟時間)というものの重要性を考えた。いわば自然科学者でもあったわけで、ルネッサンス的な全人的な人間だったと言えると思います。

旧制高校では私はドイツ語をやっていましたから、ドイツ語が読めるようになってすぐ『ファウスト』などを原文で読みました。また非常に強力な影響をドイツロマン派から受けましたが、その原典的な形でゲーテやニーチェを相当読みました。

——ドイツロマン派からは相当いろいろな影響を……。

永井 旧制高校生なんていうのは全部ロマンチストですからね(笑)。中河与一の『天の夕顔』がベストセラーとしてよく寮生などに読まれましたが、そういう

たロマンチックな雰囲気の中で生きていたわけですからね。

ただ、私は保田与重郎のような日本浪曼派の影響はあまり受けなかった。純粹にドイツロマン派の影響を受け、これは最終講義の中でも言ったんですが、お恥ずかしいことですが、チェンバレンやローゼンベルクなどナチズムの思想的源泉となっている哲学にも影響されました。とくにシユテファン・ゲオルゲという詩人がいますが、そのゲオルゲ詩社とマックス・ウェーバーとの対決などの話を読んで、人間の持つ一種の神祕主義的側面に非常に魅かれました。

——先生のお書きになったものを見ますと、現在はずいぶん現実主義者であるという印象を受けますが。

永井 それは見せかけて、本当のところはロマンチックな、へんに理想主義的なところがあるんですよ(笑)。それだからこそ逆にリアリズムに傾斜していったんじゃないかと思えますけどね。

——昨年『文藝春秋』に連載され、先ごろ単行本にまとめられた『現代と戦略』の底流にも、人間というのは何をするかわからないものだという先生のお考えが一貫して流れている印象を受けましたが、今のお話で人間をその善から悪まで広い振幅でとらえる豊富な文学・思想体験が背景になって出てきているものものようですね。

永井 大学紛争のときに、理工系の専門の先生たちといろいろな議論したんです

が、理工系の人たちが言うのは、人文、社会科学なんて、ちや、月にまで人を送れるぐらいの科学技術が発達した二十世紀において、なぜ学園紛争、国際紛争ひとつ解決できないのか。これはやっぱり頭のいい人間が数学や物理へ行つて、かすばかり法律学とか政治学をやるからだ(笑)と言うわけです。ですからこつちも、「人間が月に人を送れるようになったのは、要するに月と地球の間に人間という怪物がないからだ」などと反論しましたけどね(笑)。

たとえば駅前広場の土地買収ひとつとつたつて、エゴのかたまりであり、場合によっては神にもなるし悪魔にもなるといった人間という生き物を相手に、説得したり、土地を買い上げたり、移動させたりするにはたいへんな努力がいるわけです。

ひとくちに「問題を解決する」といっても、「問題」には「パズル」と「デファイカルティ」(困難・障害)という全く性質の異なる二つのものがある。この違いをよく見きわめなければならぬんです。

「パズル」というのは、「パズルを解く」という言い方をするように、排他的にひとつの正解がある。しかし、「困難」(デファイカルティ)を「解く」ということはありえない。克服するか、無視するか、回避するか、抑止するかです。

そういう意味では、人間という怪物が住んでいるこの現世に存在する問題は、

ほとんど全部デイヴィカルティーであってパズルではない。それをすべてパズルに置き換えられるんだという誤った信念が二十世紀を悪くしたひとつの根源と言ってよいでしょう。

◆現代における グノーシス主義とは

——最終講義でも二十世紀をこれほどまで悪くしたものとして、グノーシス主義をあげておられましたね。

永井 グノーシス主義は紀元二世紀頃発生したキリスト教と新プラトン主義の混合形態である一種の異端思想です。永遠に変わらない本質的なものが現実の背後には必ずあるという、「本質」顕現主義の考え方が根底になっています。それがアクティブに現れば、この地上に理想王国を作ろうとする大衆運動になるし、ネガティブにはわれわれの現れている世界

はすべて幻であるという現世否定のシニカルなものとなる。西欧では中世まで連綿として続いて、いろいろな形で現われてきたんですが、二十世紀に入ると新しいグノーシス主義というべきものが生まれまわってきた。

レーニンのボルシェビキ革命はその一例であるし、もつと極端な形はナチズムですが、いずれも、この地上に、ある理想、ビジョンを持った千年王国を建設しようとした。

このようにグノーシス主義の特徴は人間的な世界も物理的世界と同じようなパズルとして見ることなんです。それを解く解法があり、また、その暗号解読のキーワードを発見すればこの世の中がよくならないというビジョンが必ず存在するとするわけです。

二十世紀の悲劇は、そのビジョンの現のために、本来物理的自然界に適用す

べきエンジニアリング（工学）的方法を導入し、またその実現にいたる手段を人間が持ったことにあります。

——工学的方法は、たとえば自分の青写真のビジョンにあわない部分をダイナマイトで爆破するといったようなことを、人間相手に行うわけですね。

永井 その通りです。ビジョンの実現というグノーシス主義とこの社会工学が結びついて、二十世紀は、ペストや宗教戦争にあげられた十四世紀の暗黒時代にも匹敵する野蛮で非文明的な世紀になったわけです。

第一次世界大戦では千三百万人、第二次大戦では五千万の死者が出たし、スターリン、ヒトラーの大量殺戮、朝鮮戦争からベトナム戦争、ポル・ポト政権による大虐殺等、数え上げればきりがありません。

ニューメディア社会の到来ということが盛んに喧伝され、科学技術の発達によって生活が便利になりみんな幸福になるというような幻想を抱かされているが、真相は違う。大量殺人、右左を問わず世界のいたるところで行われている拷問や抑圧による人権侵害によって、われわれはかつてない恐ろしい宗教戦争の時代に生きているわけです。後の世代の歴史家が二十世紀を描いたなら、「よくあの時代に生きていたものだ」と言うでしょうね。ちやうどわれわれが十四世紀の歴史を読んで、この時代にどうやって人は生きていけたんだろうと思うように。



◆失われた「成熟時間」

——最後にフェミニズムについてお聞きしたいと思います。先生は昨年、中央公論誌上に「日本にこだわらない日本論を」ということをお書きになっておられましたので、女性論についても、男性、女性ということにこだわらない視点をお持ちなのではないかと思つたのですが。

永井 一九八二年から八三年まで一年間ハーバード大学へ行っていました。その頃アメリカでは、すでにポスト・フェミニストの時代であると言われていましたし、小説家でも、ポスト・フェミニストと称する女流作家がたくさん現れていましたね。

七〇年代のフェミニストは自分が女性であることを意識しすぎの、いわば女性自意識過剰主義みたいなところがあつて、男性に対抗していましたが、ポスト・フェミニストの段階になると、女性であるとか男性であるということにあまりこだわらない。

つまり同じ人間であつて、女性も男性に比べて優れた点があれば、だめな点もある。男性には男性としてふさわしい能力、職業があるのだから、それをわざわざ侵す必要はないではないかということ、こだわりのない姿勢になっていますね。

俺は男であるということを誇示する男性優越主義、シヨビーニストがかえつて

男という観点にとらわれているのと同じようにフェミニズムがあまりにも観念的であつたことへの反省として、女性であるということにとらわれない、こだわりのない生き方こそ、新しい人間の生き方、女性の生き方ではないかという考え方は、当時すでに現れてきていましたし、今後、もそうなるべくしてはいないでしょうか。

——女性問題という点では、『時間の政治学』（昭和五十四年・中央公論社刊）の書き出しの「子殺しの風土」という項で、当時毎日のように報じられていた親の子殺し事件の原因を時間の稀少性という面から考察なさっていましたね。

永井 あの本が出た当時、いろいろな人から、とくに職業を持つている女性から共感を持って読んだという反響をずいぶん聞きましたね。

テクノロジが発達し、経済が高度に成長すると、空間は拡大されるが、資源としての時間の価値がどんどん上がる。タイム・イズ・マネーということで、きわめて稀少性を帯びるわけですね。

ひと昔前、あるいは発展途上国のように時間が非常に豊富で、しかも家族というマンパワーが充実している場合は女性にとつても育児は楽しいが、今のよう高度成長の結果、時間が稀少価値になると、育児も耐え難い苦痛になりうる。なぜかという、たとえば自分が子供を生んで育てているあいだ、一方では職業について相当給料をもらっている友人がいれば、育児のように時間をくう仕事は割

に合わないように感じられてイライラする。その極端な形が子殺しであるわけですが、いま米国で多い幼児虐待アブユースなどのきわめて残酷な行為というのも、こうして背景を考えるとすれば理解しうる面もあるわけですね。そういった角度から書いたものだったので、自立をめざす女性の直面しているダイレンマに訴えたいんじゃないかと思つた。

現代の社会問題、つまり婦人問題にしても、教育問題、老人問題もすべてをたどれば時間の稀少性に行き当たると思つた。

——『時間の政治学』では、教養や教育、恋愛などといった人間的「成熟時間」の犠牲において、現代社会の物的豊かさ

が成立している」と指摘されましたね。永井 あの本では、濃密な「成熟時間」の例としてジョン・ファウルズの小説「フランス軍中尉の女」を引用しましたが、先年映画化され、それもとともよくできていた。

映画では寒々しく情熱のない現代の恋愛と、十九世紀のイギリス紳士階級の極めて抑圧コネクストされているが濃密な恋愛とが巧く対照をもつて描き出されてましたね。過去には、たとえば恋愛とか育児といった成熟時間を成熟時間として享受できた幸福な時代があつたわけですね。本来の人間の幸福とはそういうものでないかと思つた。

（聞き手・小浜政子）



【講師】
木村浩
(ロシア文学者)

【出席者】

松本重治
(財団法人文化会館理事)

川喜田二郎
(川喜田研究所名誉顧問)

永井道雄
(国連大学特別顧問・朝日新聞社客員論説委員)

本間長世
(東京大学教養学部教授)

前田陽一
(財団法人文化会館専務理事・東京大学名誉教授)

村上兵衛
(作家)

中村貢
(他日本記者クラブ事務局長)

ロシアの文化とロシア人

ロシアの中の異教世界

木村 私は専門がロシア文学というこ
とで四十年ぐらいロシアと付き合っ
てお
りますが、今日はロシア人とはどうい
う
人たちかについてお話ししたいと思います。
日本では最近、ロシア人というかわり
にソ連人という言い方が多く、事実私も
「木村さんはソ連語が達者ですね」と言
われて驚いたことがあります。これは
日本だけの現象で、欧米では、いいこと
か悪いことかは別にして、ソ連人とい
う
言い方はあまりされておられません。最近、
日本とソビエトの間の問題は非常に複雑
な
のですが、ソビエトの裏にあるロシア
に
ついてまず初めにお話ししたいと思います。
す。

さて、一般にロシア人とはどういう性
質
を持つ人びとと考えられているのでし
よ
うか。

ソビエトに、中世ロシア文学の泰斗で
あ
るリハチヨフというたいへん立派な学
者
者がおられますが、彼によると、一般に西
欧
では、ロシア人というのは非常に極端
な
性格、また非妥協性を持つ国民と見ら
れ
ているということです。たとえば、一
心
に神を求めていた人が一転して無神論
者
者になるといった極端から極端へと走る
傾
傾向、また決して自説を曲げないといっ

た頑固な態度などにそれが見られるわけです。

ロシアの正史というのはどんな本を見ても、十世紀から始っています。つまり西暦九八八年にキエフのウラジーミル大公がギリシア正教を国教にした年から始っているわけですが、我々からみると、アメリカは別として、正史が十世紀からというのはずいぶん若い国であるといえます。公的な歴史は常にキリスト教の立場から書かれたので、それ以前の異教的な一千年というのは極端に無視された、またロシア人自身が自分たちの中に異教的なものがあることを異常に認めながらなかったということがあるかと思えます。

異教というと、何かどろどろとした、呪文でも唱えているような遅れた宗教と考えがちなんですが、ロシアのそれは汎神論的なひとつの世界観といってよく、今日から見てもそう奇妙なものではありません。

十世紀という長さを考えると、ロシア人の心理の中に異教的なものは相当浸透しているはずですが、彼らは極端なまでに認めたがらない。

非妥協的な国民性

昨年最終的に亡命ということで非常に話題になったタルコフスキーという優秀な映画監督がありますが、以前「アンドレイ・ルブリョフ」という十五世紀の有名な修道僧（イコンの画僧）の伝記映

画を作ったことがあります。ソ連では一般公開されず、私はモスクワで文化人向けに特別に見せた時に、むこうの作家や画家と見ました。その中に異教の祭りのシーンがあるのですが、観客は皆一様に憤慨していました。いくら何でも十五世紀のロシア人はあのように無知蒙昧ではないと怒っておりました。

しかし現実には、農村では十二、十三世紀になってもキリスト教とどちらが強いかというぐらい異教的な力が根強く残っていたのです。ロシアの中世美術として有名な「イコン」というのは、板の上にテンペラでキリストやマリア、または聖者像を描き礼拝の直接的な対象とするものですが、その「イコン」の図柄の中にも異教の神様までが描き込まれているものがあり、当時は二重信仰の形になっていたことがわかります。完全にキリスト教化するのは十四、五世紀ですが、それでも今日のソビエトの農村の中には民間

伝承の形で異教的なものが相当残っています。

国家がキリスト教に改宗させようとしても頑として応じない、こんなロシア農民の態度の中にも先ほど述べた非妥協性がうかがわれます。

実際、宗教的な面では特にこの非妥協性は顕著でありまして、十七世紀中葉にロシア正教会に分裂が起こり、従来の儀式

を守っていきたくする人々が教会を離れ分離派教徒となりました。この分離派教徒は大変な弾圧にあいながらも、今なお昔ながらの伝統を守っています。

私の友人の話では、モスクワ郊外にもそういう部落があつて非常に閉ざされた生活をしている。一般の市民がたまたま通りかかった場合、皆、家の中に引込んで窓のすきまからじっと見ている。水を一杯くれと頼むと、陶器の水差しにいられて差し出してくれるが、相手が飲み干すとすぐさま水差しを目の前で右にたたきつけて割ってしまう。それぐらい厳しいものようです。

ソルジェニーツインの『収容所群島』の中にもシベリアの奥地にのがれて、自給自足しながら信仰を守っている分離派教徒が描かれています。ほとんど外界と交渉がないわけですから、革命が起ころうが全然関係ないわけです。シベリア東北部は今でも人跡未踏の地がたくさんありますが、最近では金属探査などでヘリコプターが飛び回るようになり、探査のヘリコプターがこのような隠れ里を発見し、すぐ数時間後には村ごと検挙された。しかも彼らは非常に豊かに暮らしていたというエピソードになっています。

また白海沿岸にあるソロベツキー修道院はロシアでも有数の修道院のひとつですが、ここでも分離派がたてこもり、八年前にわたる政府の攻撃ののち、やっと陥落したという歴史があります。ちなみにソロベツキー修道院というのは一九三



異教時代の木彫（木村浩氏撮影）

○年代にソビエトのラーゲリ（強制収容所）の本拠のひとつとなり、大変悲惨なことがそこで行われました。

広大な自然と自由の意識

この極端な国民性を養ったものとして、ロシアの自然ということが非常に大きいかと思われまふ。実に全世界の陸地の六分の一の国土、シベリアは十七世紀以降の植民地ですから異質な面があるとしても、ヨーロッパ・ロシアだけでもたいへんな広さだと思ひます。

広いこと、拡がりということがロシア人には非常に決定的なもののようです。ロシア語には、自由の概念を表すことばが二つあります。「ヴォーリヤ」ということばと「スヴァボーダ」ということばで、強いて英語に訳せば、「ヴォーリヤ」が「will」、スヴァボーダが「freedom」とか「liberty」です。「ヴォーリヤ」というのは非常な拡がりを持った自由、つまり広大さ、拡がりというニュアンスが加味されており、またヴォーリヤには、明日のことを思ひわづらわない気ままさという意味も含まれています。

さきほどのリハチヨフが書いています。とですが、有名なボルガの船曳きはいたいへんな重労働であり、人夫たちの体は皮のベルトで縛られているにもかかわらず、まわりに広大な地平線が見える風景があるかぎり、彼らは苛酷な状況にもかかわらず

らず自分を自由に感じていた。これは一見非常に奇妙なことですが、ロシア人の意識と拡がりというものは密接不可分であつて、逆に狭さには耐えられないのだとしています。

またロシア正教の教会は、必ずといっていいほど、見晴らしのよい小高い丘の上とか、川辺の鋭い崖の上とかにありまふ。すなわち、そこから眺望の開ける場所であり、また逆に野原を歩いているとはるかかなたに教会が望めるわけです。

教会を建てるということは、ある意味では、まとまりのない自然に手を加えることによつて、生の自然からロシア人の心につながる自然に変

えるという意味を持ちますが、その場合も必ずさういつた見晴らしのよい場所に建てています。

これを解釈して、リハチヨフはこう言つております。ロシア人は非常に愛情をこめて教会を建てた。それはロシアの民



ウラジーミル風景（木村浩氏撮影）

うに美しい教会が突然姿をあらわす。そういう意外性も計算したのではないかということです。

美的世界の尊重

ロシア人が十世紀にギリシア正教を国教に選んだ理由は、ギリシア正教の典拠が一番荘厳で華麗であつたからだと年代記に記されています。つまり美的見地でギリシア正教を選んだわけですが、一般には、ロシア人は文学と音楽の民族であつて、美術はろくなものがないという誤れる先入観が世界中に流布しており、私はいささか残念に思ひます。

有名なことばですが、ドストエフスキは『白痴』の中で、登場人物の口を通して、「世界は美によつて救われる」ということを言つておりますし、ソルジェニーツインがノーベル賞をもらい、国外追放されてから行ったノーベル賞記念演説の中にも、このことばを引用しています。

確かに、ギリシア正教の典拠は荘厳ですし、今日、西ヨーロッパでは、イコンの持つ高い美的価値が認められています。イコンは十世紀末非常に普及し、どんな民衆の家にも最低二つや三つはありました。当時のロシアには所帯数かける三ぐらいの膨大な数のイコンがあつたということになりますから、今日のソ連の美術史家などは、はたして西ヨーロッパの庶民の家にそれだけの美的なものがあつた

だろうかなどとも言っております。

もうひとつ、ロシア人のことばへの異常な愛着、関心の問題を忘れてはならないでしょう。帝政ロシアでは非常に文盲率が高かったため、宗教生活においては村の一、二人の字の読める人が聖書を朗読し、それを黙って聞くという形がポピュラーでした。この口誦文学の伝統は今日も続いておりまして、たとえば若い夫婦に子供が生まれてまず何が一番の楽しみになるかといえば、少し片言をしゃべるようになったら、プーシキンの童話や小さな詩を暗唱させる。お客さんが来たら、その前で暗唱させたりすることです。

また日本の現代詩というのはあまりにも音楽性を失っているためかもしれませんが、詩人が自分の詩をそらんずることはなかなか難しいようです。ところがロシア人ですと、たとえばエフトウシエンコは私も六〇年代にはずいぶん親しくしていました。自分の書いた詩は全部いつでもそらんぜられる、でもそれは自分の詩だから何の不思議もない、僕の友人にはパステルナークの詩を全部そらんじているやつがいるがこれはちよつとしたものだ、ということを書いていました。

プーシキンの『エヴゲーニー・オネーギン』はロシア文学最大の古典ですが、これなども、学のあるなしを問わず普通のロシア人でその何章かをそらんじていないという人はまずないと思います。モスクワのインテリなどですともう当り前のことで、誰かが詩の一節を口ずさむと

すぐ次の人が引きついていくというのは日常茶飯事です。

ことばの問題から日本ではロシア文学という散文が主で詩は読まれていませんが、しかし詩というものはロシア人の精神生活にたいへん深く根ざしているものなのです。

瀕死のロシア文化

もうひとつロシア人の性格として、ある意味でお人好しなことがよく言われます。これは「ダブラター」(善良さ)ということばで表わされ、露英では「kindness」と訳されていますが、「kindness」では実際のところ少しもの足りないのです。

非常に興味深いのは、インド・ゲルマン語族では「こんにちは」「おはようございます」というのは、グッドモーニング、ボンジュール、グーテンタークというように、皆「グッド」という語が上にかかる。ロシア語の「グッド」は皆さんよく御存じの「ハラシヨ」に見られる「ハローシイ」なのですが、ロシア語では「おはようございます」は「ハローシエ・ウートロ」といわずに、先ほどあげた「ダブラター」の形容詞形「ドーブルイ」をつけて「ドーブルエ・ウートロ」、つまり「良い朝ですね」というかわりに、「親切な朝ですね」と言うわけです。自然現象に対して「good」とか「bad」というのではなくて、善良なとか親切なとかいった表現をしている。ここにも、

古くからの汎神論的な自然に対する心の通い方というものがあのではないかと思っています。

以上、ロシア人の宗教性、豊かな美的感受性、精神性についてお話ししてまいりましたが、恐らく皆さんは、それと大韓航空機を撃ち落とすソ連、漁業交渉で頑張っているソ連というイメージがあまりわかないとお考えかと思えます。

結論としてなぜそうなったかという点、私はやはり革命のためであると考えます。

ソルジェニーツィンに『収容所群島』という本がありますが、彼があの中述べたかったことは、ロシア革命によって、ロシアの宗教性、つまりロシア正教が徹底的に弾圧されたこと、そしてロシア正教の徹底的な弾圧によりロシアの文化がまさに死に瀕しているという一語に尽きるといえましょう。ロシア革命史については右から左までさまざまな本が書かれています。このことは何となく無視されていることにソルジェニーツィンは非常に腹を立てているわけなのです。

ロシア正教を弾圧したことによってロシアの文化が死に瀕しているという点は、他のヨーロッパの文化について、キリスト教を排除したらあと何が残るかを考えればすぐわかると思います。キリスト教とヨーロッパの文化がほとんど一体となっていることは改めて指摘するまでもないことかと思えます。

ところがソビエトの場合は革命によって無神論の国になってしまい、ロシア正

教は帝政ロシアを支えた反動的なものだったということが世界一般に流布されてしまったので、ロシア文化とロシア正教という肝心の点がぼけてしまったと思われれます。極論すれば、日本におけるロシア文化の研究の弱さもこの点とかわりがあるかと存じます。

明日を生きる糧としての文学

永井 以前、インケルスというアメリカの学者のエッセイを読んだのですが、革命以後のソ連の階層性はとも革命以前の文化を継承している面があると書かれてあったことを、今のお話思い出しました。革命が起こる時に、文化の中では切れる面と継続する面があるわけですね。ロシア正教の文化が切れる面であるとすれば、継続性はどういう点にあるのでしょうか。

木村 切れたといっても、宗教的な伝統の継続は農村などでは今だに相当強いものがあります。

また詩に対するロシア人の嗜好というのは革命後も一貫して続いています。たとえば今でもモスクワやレニングラードで一番切符が手に入りにくいのは、人気のある詩人の朗読会なのです。今のソビエトはいろいろな問題はあるにしても、詩人が詩だけで生活できる世界唯一の国ではないでしょうか。人気のある詩人だったら、五万、十万という単位で詩集を

出版しても、二、三日で手に入らなくなり
ます。

前田 フランスでも、散文や詩の音の
流れの美しさを尊重しますから、学校教
育でも非常に暗記をさせるし、お客さん
の前で子どもに暗唱させたりしてしまし
たね。今のお話を聞いて、フランス以上
の国があるんだとおもしろく思いまし
た。

日本語も昔は音の流れを聞いて楽しん
だのですが、不幸なことに、明治時
代に急激に西欧の思想を取り入れたため
に、当時としては効率的だったわけです
が漢字をつないでどんどん造語した。同
音異義語が飛躍的に増えたので、耳だけ
で聞いてはわからないんです。

以前私は『徒然草』を仏訳したことが
ありましたが、あの時代の日本語は耳で
聞いて充分理解できるし、美しい。

詩や文学を読んで楽しむということこ
そ人類特有の、しかも他のレジャーと違
ってエネルギーの比較的にかからない喜び
ではないでしょうか。日本は昔はたいへ
んな読書国民だったのに、気をつけない
とよい伝統を失いかねないところまでき
ているような気がします。

木村 逆に言えば、まだロシアは他に
娯楽がないからとも言われますが、それ
はともかく文学というものが大変な力を
持っていて、明日を生きるための糧とい
う感じです。日本では文学も相当エンタ
ーテイメントに墮していますが、あの国
ではまだ詩にも散文にも非常にフレッシ

ユな感覚が生きていている。それは皮肉
といえは皮肉ですが。

最近には検閲が厳しくていい文学が出な
いんですが、読者は世界の水準でトップ
だと思います。最近ではアメリカの小説な
どもわりあい翻訳されるんですが、大変
な売れ行きです。

永井 大宅壮一氏が二十年ぐらい前に
ソ連に行つて帰つてきてから、ソ連は詩
人が偉い国、散文家はだめだと書いてお
られた。マルクス主義を「信奉」する
いうことは、結局その信じているものを
対象化し分析的に見る力が弱まっている
ことである。そのためむしろポエティッ
クな力は強化されるが、散文は振るわな
いのだという主旨だったと思います。今、
木村先生のお話をうかがつて、大宅さん
はやはりなかなか勘がいいんだと思ひ
ました。ひとつのものを信じるというこ
とにおいては、ギリシア正教も同じです
からね。こういった把握は大体まちがっ
ていませんか。それともそこまでいうと
言い過ぎですか。

木村 つまり、散文だと分析的になる
が、詩はもっとムード的なものだからと
いうことですね。

村上 私もその記事を思い出しました
が、大宅さんは半分皮肉に、日本で詩人
が偉かったのは戦争中だったと書いてお
られましたね。結局、権力とうまくくっ
ついていたということでしょうね。

木村 しかし、ソ連では、戦後の雪ど
けというか、一種反体制的な気分が生ま

れたときに、一番最初に民衆のそういう
気持ちをつたつたのが詩人でした。です
から逆だけではないと思いますね。

松本 僕は今八十五歳ですが、二十五
の頃から六十年間ずっとロシア文学が好
きだった。それにしても中樞が詩だとは
知りませんでした。中国文学の吉川幸次
郎さんも、中国文学はやはり散文より詩
だと言っていた。

農業の不振と 経済の硬直化

中村 ソビエトの経済、特に農業がハ
ンガリーなどと比べてうまくいかないの
はロシア人の性格からきていると、ある
専門の学者にうかがいました。ロシア人
をまとめるのはなかなか難しいというこ
となんですがいかがですか。

木村 農業が振るわないのは一九三〇
年代の集団化によりますね。牛一、二頭
持っていても富農といって追放したので、
ロシアの農業を背負っていた一五〇〇万
人ものバックボーンはほぼ減された。
それ以来二度とロシアの農業は立ち上が
れないんだという見方があります。

集団農場というのは、屈強の二十五歳
の若者だろうがおじいさんだろうが、今
日労働にきたというチェックがつくだけ
なんです。ですからほんの二パーセント
を占める自留地が、たとえばじゃがいも
ですと四、五〇パーセント供給している
というさわざです。

また、以前は中央がトラクター・ステ
ーションを握っていたんですね。ですか
らお上の機械だというんで非常にぞんざ
いに扱つて雨ざらしにしていた。私もす
いぶんあちこち見ましたが、トラクター・
ステーションにいくと五〇台あるうち動
くのは何台かということ、スクラップ
置場みたいな状況でした。

しかし、とうとう一九六〇年代初めに
コルホーズに委譲したんですが、それ
も改善されなかった。漫画の雑誌で『ク
ロコジール』というのがありますが、部
品調達でモスクワへ行くというのが漫画
の古典的なテーマになっています。中国
があのように予想外の展開をしているの
に、今なおコルホーズが誤りだったとい
うことを認めないソ連の硬直性はほんと
うにひどいと思いますね。

中村 それでは国民性ではなくシステ
ムが原因ということですね。

本間 農業の立ち遅れと、GNPが世
界第二位で軍事技術があれだけ発達して
いるというもう一方の面とのアンバラン
スはどう説明すればよいわけですか。

木村 実は昨年の十二月に友人の病氣
見舞いのためモスクワへ行こうと思つた
んですが、ビザが出なかった。行つてい
ればもっとフレッシユなお話が出てきたの
ですが、それで八〇年の暮に行つたとき
のことになります。向こうではAクラ
スの作家が、経済はとにかくひどい、我
はただただ資源を食いつぶしているだ
けだと言っていました。

ソ連のインテリにとって経済が破綻しているというのは一種の共通認識で、その破綻を第二経済というかアンダーグラウンドの経済でやりくりしている。体制側も第二経済を計算に入れているという気がします。

雪どけはいつつ来るか

永井 先生にビザが出ないと聞いて驚いたんですが、どういうわけですか。

木村 最初に拒否されたのは『収容所群島』を翻訳したときで、七年間出ませんでした。一九八〇年の暮になって、当時日ソ関係は最低だったんですが、これほど冷えてきているなら木村さんにも出るかもしれないという人がいたので、申請してみたら出たんです。

以前はここまで書いたらもうソ連へは行かれなくなるということで自己検閲というか自分でコントロールしていましたが、『収容所群島』を翻訳してからは、もうそういう規制ははずしました。

本間 ヘドリック・スミスとかデビッド・シプラーといったニューヨーク・タイムズの記者が、ソ連滞在から帰ってきたから相当書いていますね。ああいう人は、ある程度までであつたら、またソ連へ行けるのですか。

木村 シプラーは今テル・アビブにいるように、彼はもう二度と行かないつもりで書いているのかなと私は思っています。

アメリカの新聞記者は非常に積極性があつて、ワシントン・ポストのカイザーなんかよく知っていますが、皆ことばが達者だし、追放になつてもかまわないという意気込みで書いていますね。追放になればまた他の人が行く。日本の大新聞は、追放になるとたとえ短期間でもモスクワに自社特派員がいけないのは大いにマインナスだと考えますので、今ひとつ突っ込んで書きませぬね。

村上 文化人の間では政治がうまくいっていないということが常識になつていくというのですが、権力構造の中にはどの程度そういう認識を持った人がいるのでしょうか。

木村 これはソ連がいつ民主化するかということのひとつのキーポイントだと思います。実は一九六二年にエレンプルクの自宅を訪ねた時に、二人きりだったので、いくらなんでもこの国はひどい、もう少し開かれた国になるのにどれぐらいかかるのかときいたところ、まあ二十年かなと言ってますね。しかしその一九八二年はとうにすぎているわけですね。

永井 私がユネスコの委員会や国連大学で接触を持ったザミヤーチンやアルバートフ、クラスでも自分の意志で動けないのが辛いところでしょうね。トップが本当に雪どけになれば、あのクラスの人

はそれはもう簡単に応じられるわけですね。ポーランドで連帯があれだけ燃えたときに、私はロシアでもこうなつたらという感慨を持ったのですが、ポーラ

ンドの連帯は完全にカトリック勢力で、今のソビエトにはロシア正教にそれだけの力はない。

ただ、この二十年ぐらい、ロシアの中で一種のロシア愛国主義が非常に出てきました。革命で希薄になつた「ロシア」というエレメントを回復しようという雪どけ後の純ロシアのインテリゲンチアの動きで、今お話に出たインスターナショナルな立場の人々とちよつと対立しているんです。

本間 デビッド・シプラーの本には、愛国心という章がちゃんとあつて、ずいぶん力をこめて書いていましたね。

木村 最近のソ連の文化状況の中で非常に顕著なんです。「ロシアの歴史と記念物を守る会」というのがあつて、さきほどの中世文学のリハチヨフや『ロシアの森』を書いた作家のレオーノフなどがメンバーになっています。しかし、一部には、シヨビーニスティックな動きとして批判する向きもあります。

単調な自然の中の偉大なもの

川喜田 私は戦前の昭和十七年に、北満の大興安嶺を歩いたんです。あそこは自然が全く東シベリアの延長ですね。二月毎日歩いていると、広くて単調なんです。だんだん気が変になつてくるんですね。ところがいいかげんまいったあげく、二カ月たつてそこを出る頃になると、単

調の偉大さみたいなものをじわじわ感じてきた。

その後、北極を探検したナンセンの伝記を読んだとき、同じことを見つけました。ナンセンが北極で二冬も過ごして故国ノルウェーに帰ってくる。国をあげて英雄の帰還と迎えてくれるんですが、本人は全然おもしろくない。長い間憂鬱そうにして、もつと偉大なものについて考えていたという。私も北満から日本へ帰つてくると、日本が何かちよこまかして薄っぺらに感じられました。大興安嶺で単調な拡がりの偉大さを知つたわけですが、ただ旅行者として通つたんではそれはわからないんですよ。そこで苦勞して汗を流して働かないとだめなんです。いつになったらこの拡がりから脱出できるんだらうという苦悶がないと何か偉大なものはわからないんじゃないかと思えます。

木村 モスクワ、ナホトカ間をシベリア鉄道で行くと、八日ぐらいかかります。今は飛行機もありますが、ソ連大使館の職員が休暇で帰るときは、ほとんどシベリア鉄道を使っています。これはお金のことはさらさらなく、皆、楽しむためなんです。日本人だったらジェット機で十時間という方を選ぶと思えます。

松本 木村先生、今日はいろいろ知らなかつたことを教えていただいて、ほんとうにありがとうございます。

ニューメディア時代における 新聞の変化

桂敬一 かつら けいいち

(旧日本新聞協会研究所主任研究員
慶応義塾大学・成蹊大学講師)

アメリカの 新聞制作現場では

ニューメディアが脚光を浴びているこの頃、新聞はオールドメディアというわけですが、今日は新聞の立場から、新聞が今後どう変わるのかをお話したいと思います。新聞にとって、エレクトロニクス、ニューメディアのもたらす諸変化を産業的にどのように追求していくかは、大きな問題です。また、産業としての面だけでなく、その変化が今後のジャーナリズムのあり方にどう影響してくるのかについても、いろいろ問題が投げかけられてくるもの、と考えられます。

そこで、ここでは具体的な事実としてアメリカの新聞のケースを例にとり、そ

れが産業的な活動の仕方を実際にどう変えてきているか、その意味を考えながら眺めていきたいと思えます。

日本でも電子編集システムは、朝日新聞のネルソンとか日経新聞のアネックスに見られるように、たいへんな進歩をみせています。

英語と比べて日本語の入力のほうがはるかに難しく、また日本の新聞社の画像処理の要求水準が高いことなどから、技術的な面でこの日本の二社のシステムの部分には、アメリカの電子編集システムより進んでいる点があるのは事実です。しかし、現場全体でそれがフルに活用されており、記者の記事執筆から一ページの割り付けにいたるまで目に見えてすっかり様子が変わった、という印象を与えるのは何と云ってもアメリカの新聞社の先進例です。技術的にやさしければそれだけ、トータルな変化がはつきりしているわけです。そうした現状を、機器の写真をお目にかけながら紹介してみましよう。

日本と一番違っているのは、記者が文字原稿を作る段階で、いきなりコンピュータへの入力をやっている、という点でしょう。

アメリカの場合、新聞記者がもともとタイプライターで原稿を打っていましたから、機械化への移行は極めてスムーズ

なのですが、写真①はタイプライターというよりは、むしろワードプロセッサです。かなり性能の高いもの、たとえば記憶装置を持っているとか、ある特定のことはや慣用的な表現の変換については自動的にやってしまうとかいった能力を持つものが出回っております。高性能であり、なおかつポータブル型で持ち運びができるものも出てきました。記憶させた記事内容は、音響カプラーと電話機を使って新聞社の本体コンピュータに送り込むことができます。記事を打ちながら同時にダイレクトに送ってしまうというところも、必要ならやれるのです。

写真②は、記事の整理や校閲を行った後、一ページのまとめあいの前作業の段階で使われるワークステーションです。さきほどの記者が作った原稿は本体コンピュータに入れられておりますが、それをここに呼び出して、見出しをつけたり、記事の訂正・削除等を行います。また、記事をボックスタイプ（箱組み）に組むとか、カット挿入のための切り込みスペースを作るといった組み上げのための前作業をするわけです。それらの作業は、このVDT（ビデオディスプレイ・ターミナル）のスクリーンの上で行われます。

記者がフロッピー・ディスクで原稿を持ってきた場合は、このワークステーション

ヨンのディスク・ドライバーにかけて原稿を読み取ります。バイライン（署名記事の名前）の確認、ヘッダー（見出し）の整理、また、さまざまなID（アイデンティフィケーション。番号・日付・面・種類など、記事の「身分証明」になるもの）の作成や確認も、このVDTの上で行われます。

マーゲンセラ、コンピュグラフ、エイトックス、その他いろいろなメーカーがこういったシステムを出しており、どの新聞社にも、このようなワークステーションが、着実に根づいています。ここまでは記事をどうまとめあげていくかという作業に関する部分です。

次は写真に関する作業です。写真は光学的に撮ったものをスキャナーで分解します。トリミング、分解精度の指定をしてからスキャニングし、その電気信号を

コンピューターに送り込み、新聞に組み込むために備えさせる。

また、イラストレーションの場合は、描いた絵がある種のスキャナーにかけ、一回コンピューターに入れてやります。

次にこれをVDTのスクリーンに呼び出し、各種の指示信号を発生し、デザイン的な変形をかけてやるのです。横長にするとか、絵の背景を黒にして中のシルエットを白にする、あるいはシルエットに網点をかける、といった作業を機械で自由自在にやってみよう。そして、たとえばある日のデパートの広告の中にそのイラストレーションを入れるという指定をして、またそれをコンピューターにしまい込む。最後の割り付けの時に呼び出せばよいわけです。

写真③はニューヨーク州北西部の田舎町、ユチカに所在するオブザーバー・デ

イスパッチという新聞社の編集局の光景です。

大きなカウンタがあり、その外側に男性記者がいて、先ほどのワークステーションの一番左にあったようなキーボードとVDTを使い、本体コンピューターに入力されている記事を読み出し、組み付けのための最後の記事の手入れをやっています。そのカウンターの内側に女性の整理記者がいて、写真にみるようなVDTの組み合わせを使って、一ページ紙面を組み上げていきます。アメリカの新聞社では女性が実に多く働いているのでびっくりします。この写真の女性は、男性記者たちがオーケーを出した原稿をどんどんコンピューターから呼び出し、一ページに組んでいっている。ただし、写真やカットのところは穴があいています。

従来の日本の新聞では、整理記者は一

人一個面ぐらいしか担当しない例が多かったのですが、ユチカでみたこの方式では、ものすごいスピードで一人が何個面でもこなしていく。これにはびっくりしました。

写真④はロサンゼルス郊外のパサデナにあるスターニュースという新聞社で見た驚異的な機械です。これは、トリプルI(III=Information International Inc.)という会社の開発したのですが、ひとつのVDT画面の上に文字・写真・イラストレーション全部を映し出し、フルページのページネーション（組み上げ）をやってしまうのです。そして、そのまま印刷紙やフィルムの上に出力できるシステムになっています。

それでもスターニュースのシステムは、まだ紙やフィルムの上にフルページのイメージを固定し、それから印刷のための



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦

製版に入る方式をとっています。ところが、驚異的なのがエオコムという会社の製版機、レーザーライトです。これですと、レーザー光がコンピューターから来た信号によって制御され、それが直接金属版材の上にイメージを描き、製版を行ってしまふ。要するに、フィルムも印画紙も中間工程として入らないシステムなのです。ダイレクト・プレートの呼ばれています。

大組みの確認段階ですが、ここで描き終ると、同時に製版ができたということになります。

新聞社による データサービス

以上に見た個々の作業工程の革新だけでなく、たとえばニューヨーク・タイムズのように、通信衛星を使って紙面を各地にファクシミリ送信し、全国的な発行体制を強める、といった新聞の新しい展開もあります。米国初の全国紙、USAツデーの成功も同じ方式によるもの、と注目されます。

また、センチネル社は、アメリカで二番目に大きい新聞チェーン、ナイト・リッダー・グループの系列紙なので、このグループがフィラデルフィア・インクワイアラー紙に持っているデータセンターのサービスも受けられるわけです。

このようにデータ・サポートの部門では、記者の要求によってデータセンターから必要な情報呼んで出力してやる、という体制をとっています。

新聞社には従来から、「モルグ」と俗称される記事の切り抜き資料を保存する部署がありますが、それが電子化されたとお考えになればよいと思います。

さらにナイト・リッダーでは、こうしたデータサービスの体系を「ビューテック」という名の独立したサービス網として整備し、これをAPのニュース配信システムを使って、全米どこに対してもサービスできるようにしています。こうしてナイト・リッダーは、系列紙だけでなく、全米の多数の地方紙にもデータサービスをを行い、必要な対価も得て、結果的に新しいビジネスの分野を開拓することに成功しているわけです。

こうしたサービスに対する需要は、何も新聞社からくるだけではありません。一般の法人にも需要はあるわけです。こうしてビューテックは、独自のインフォメーション・サービスを特化させ、一般法人向けのビジネス情報も流すようになっていきます。この場合のデータベースは、世界中の主なビジネス出版物の要約

まで入れるというように、大きな広がりをもつたものとなります。

ここまですますと、新聞社のデータサービスといっても、自分の新聞データだけを出力するのではなく、広汎な一般データまで集めて、求めに応じて出力する体制ができていくことがわかりただけだと思います。

つまり電子編集システムというのは、新聞を作るためだけのものではない。これを発展させていけば各種のテキストサービスができる、ということがわかってきた。そしてメーカーの方でも、新聞社に独自のプライベート・ビデオテクスのサービスなどをやるようすすめることになってきました。実際、そのための非常に簡便な装置も出回っております。ロサンゼルス・タイムズを出しているタイムズ・ミラー・グループ、UPI、AP、ウォールストリート・ジャーナルを出しているダウ・ジョーンズ等などは、そうしたインフォメーション・サービスがすでに商用化されています。

新聞独自の価値とは

ここで日本のことに話を移しますが、昨年秋からキャプテン・システムの実用化が始まりました。また、テレテキスト（文字多重放送）は一昨年からはNHKで始まり、ハイブリッド方式といわれる新しい技術基準がもうじきできると思われますので、今年の秋ごろには民間放送もか

なりテレテキストに手をつけ始めるものと思われまます。

こういったテキスト・サービス・システムができあがるとすれば、日本の新聞社も切実にこれを自らの課題と考えるのは当然で、事実、日本の新聞社も電子編集システムを行いつつ、データサービス分野へも目を向け、IP、つまりインフォメーション・プロバイダー（情報提供者）として商売に乗り出しつつあります。

テレテキスト、キャプテン、INSのいずれにも、主だった新聞社は皆IPとして参加しているといつてよい。また、地方紙でも、熊本とか大分にあるものはこの五月から行われる現地の地方版キャプテン・システムともいべきローカルなビデオテクス・システムに関係していくことが決まっているのです。地方的な展開も意外に早いという感じがします。このように、さまざまな電子的メディアへの対応が可能であるということから、商売としてこれにどう取り組むかが、新聞にとって現在、大きな課題になっているわけですが、その際、新聞社独自の価値はいったい何になるのでしょうか。さまざまな情報を総合的に電子的なかたちでコンピュータの中にストックできる。いわばデータベースというものを持つことができないという力が、新聞の財産になりそうです。

ただし、このデータベースについては、たとえば日経新聞ですと、経済情報向けにつくるというように特定できるので、

ユーザーを見つけやすく、成功視されますが、一般紙の場合は、一般の人の情報のホームユースを考えてみても、果たしてどんなデータベースが用意できるのか、またどんなユーザーと遭遇することができるといえるのか、ということがはつきりせず、まだ手探りの状態であるというのが実情です。

またケーブルテレビの将来というのが、日本でもだんだん大きな問題になっていくだろうと思われまます。朝日新聞がジャパン・ケーブル・コミュニケーション（JCC）という会社を作りましたが、その他の中央紙、地方紙の多くが同じような動きをみせており、ニューメディア時代のなかで、CATVに強い意欲を示しているという状況があります。新聞社は新聞を作っているだけでは成長に限界があるから、ニューメディアの部面での成長を期待しなければ、という構えを強く見せていると言えましよう。

ニューメディア時代になって電子的に文字情報の伝達が行われるようになれば、紙の新聞はなくなるのではないかと、という議論があります。しかし、そんなことはないと思ひます。むしろ、新聞社が新聞を作る総合的な能力を拡大していく過程の中で、大きなデータベースができ、そこからいろいろな情報出力の展開が可能になるわけですから、新聞はそのなかであくまでも基幹的なものとして残り、なおかつ種々の電子的メディアが周辺に展開されていくだ

ろう、というように理解できるわけですが、しかし、たとえばケーブルテレビがい例ですが、敷設に大変なお金がかかる。採算がとれるのは十年、二十年先ということになると、持ちこたえていくための巨大な資本力も必要です。そうすると、新聞のように企業界でも年商が一兆五千億円ぐらいいかないうような産業では、自分だけでやるというのは、とても無理である。

そこにたとえば西武グループのような巨大企業（群）が登場する。かれらは資金力以外にも、自分の建売り団地の住宅を販売するときにケーブルテレビの引き込み端子をあらかじめつけておける、というような利点をもっている。ケーブルの幹線についても、先の電気通信事業法のときからそうなのですが、鉄道敷地の通信線を引く自由が許されていた。また、デパート、ホテル、レジヤ、スポーツなどの事業を擁し、一大ソフト産業でもあるというように、よい条件をたくさん持っているわけだ。

そうしますと、新聞がいくらニューメディアへの意欲を強くもっていても、場合によると、こうしたグループと提携しなければ、将来やっていけないかもしれません。しかもかれらには、今まで新聞やテレビの広告に費やしていた巨額の費用がある。また、西武を例にしますが、たとえば広告主としてよそのメディアに払っていたこの費用を引き揚げ、これを自社の

ニューメディアの方へ回す、という可能性だつて考えられる。

そうなりますと、ニューメディア時代ということが言われても、このような巨大異業種の進出に対して新聞やその他の既存マスコミがどれだけ抵抗力があるのか、問題になってくる。提携が必然となるのでしようか。提携が必然となれば、風下に立たされることになりはしないかという心配も出てくる。

現在においてすら、広告主の力の大きさということがマスコミについてよくいわれますが、まだそれは広告面だけの取引でした。ところが、メディアそのものの所有や経営全体について提携しなければならぬ、そして風下に立たされるようなことになる、となった場合、はたしてそれは望ましいマスコミのあり方といえるだろうかという新しい問題が、提起されてくるわけです。

アメリカの場合も、シアーズとかJ・C・ペニーという非常に大きな流通企業がニューメディア事業に意欲を燃やしており、アメリカの新聞界でも同じような危惧が語られ出しているのは興味深いことです。先進資本主義国のマスメディアの、産業としての自立性や独立性は今後非常に大きな問題になってくると思います。

コミュニケーション・

ポリシーの見直し

また、情報化を進める制度のあり方に

ついて、日本はやや問題があるのではなにかという感じがします。

たとえば、通信分野での貿易摩擦ですが、オルマー商務次官の言っていることをよく聞いてみますと、単に機器売買のあり方について不満をいっているのではなく、日本の電気通信制度のあり方の根幹を批判している、という気がするのです。

どういふことかというところ、今度の電気通信事業法の制定や電電の民営化がいい例ですが、日本では部外者のだれもかわかるとか、細かい点について行政当局も拘束されるとかいうかたちでは法律で全部が決められない。省令、大臣の裁量、担当官の行政指導といったことでものが決められる部分がありにも大きい。すべてについてだれとも同じに明確な法律規制を受けるのならいいが、その保障がなく、細かい点は郵政大臣の裁量に任せられるというのではアンフェアだ、というところもアメリカ側は言っているのです。

民主主義の立場からいえば、その主張には当然なところがある。客観的に細部まで明文化されていなければ、仕組みのわかる者だけが既得権をつくったり、守ったりするのに都合がいいということになる。少なくともフェアではありません。

一昨々年、文字多重放送を行うために制度改正が必要だということで、放送法が改正されました。ところで、本来、文字多重放送は、本体のテレビ放送とは関係なく放送ができるものです。イギリスのシーファックスなどの例を見るとよく

わかりますが、本体放送と関係なく文字情報を送れるところにメリットがあるのが文字多重放送です。

ところが、先の日本の放送法改正（昭和五十八年施行）では、本体放送をネットしている地方局はキー局からの文字多重放送もネットしなければいけない、などということになった。これは、本体のテレビ放送の技術条件や取引システムをそっくりそのまま当てはめた考え方です。

ところが、私たち新聞の立ち場からすると、文字情報は、ある特定の土地で発生し、その住民だけが消費して終わってしまっているものがいくつもあるわけです。ですから、文字多重放送による情報提供は、むしろネットワークの制約のもとにおかないほうが、その新しさのメリットが出てくるといえる。地方局それぞれが、自分のところの電波のスキ間を自由に活用すればよいわけです。ところが、それを制約する格好で法律ができたのです。どうも、行政が既存の権限と管理システムの枠のなかに新しいものを押し込んでおきたいと考えたために、こういうことになったのではないか、と思われる。

また、マスコミの側にも若干問題がある。放送についての既得権を失いたくないものだから、既存の放送法の枠内だけで問題を解決してしまっただけ、という感じがいたします。

また今回の日本の電電の民営化についても、アメリカのAT&Tの分割の例とは、同じく競争体制に踏み切ったという

ものの、ずいぶん開きがあるように思われます。AT&Tの特権の剥奪というのは実に徹底してしまっていて、昨年一月にAT&Tの分割問題で米連邦取引委員会の同意審決があったとき、今後七年間、AT&Tは一切の情報サービス事業には手を出してはいけないということになった。その間に、一般民間企業が、情報処理・サービスに関して対抗力を持つことができたという配慮をした制度的な解決だったわけです。また、AT&Tは、将来といえども、回線（ハード）をもつ事業体とは別な企業組織をつくらねば情報サービス（ソフト）の仕事ができない、とされている。ハードとソフトの分離が決められたわけです。

ところが、電電関連三法によって、一般民間事業者が第一種通信事業者としてコモン・キャリアを持つことができるようになった反面、新電電NNTTが民間会社になったという理由によって、コモン・キャリアをもち、なおかつ情報処理・情報サービスも自由にできる巨大独占企業になることを許される結果となったのです。これは、アメリカやヨーロッパでは考えられないことです。日本人はこういうことを自分たちの国のコミュニケーションのありかたの基本的な制度問題として、もつとよく考える必要があるのではないのでしょうか。アメリカとまるで同じようにする必要はないが、アメリカのFCC（連邦通信委員会）が進めてきたようなダイレギュレーション（規制緩

和)の考え方も、もつと取り入れたらいいのではないかと思われま。

光ファイバーを使うと、幹線一本でテレビ一〇〇〇チャンネル分も送れる、といわれています。とすれば、国が厳しい規制を加える根拠となってきた電波の稀少性などというものはなくなってくる。

有線方式なら、電波は紙のように使うことができないはずである。そうなれば、制度的に特定の利害関係者だけを限って使用させるというように規制する必要はなく、たとえば、いまだれもが適当なお金を払えば紙を買い、町の印刷所が利用できる、というように、新しい電子的な情報処理やその分配サービスができるという状況を、日本中に作った方がよいわけです。

今このような観点から、もう一度日本のコミュニケーション・ポリシーのあり方を根本的に考え直してみてもいいのではないかと思えますし、またこの点については新聞がもつと論じなければならぬのではないかと考えます。新聞も、目先の自分が関係するニューメディア・ビジネスの動向を追うのに大わらわで、これまで述べてきたような全般的な問題については、あまり議論してきていないのが非常に残念です。ジャーナリズムがきちんとコミュニケーション・ポリシーのあり方そのものを論ずるという観点を持つことが、必要ではないでしょうか。

たとえば、マサチューセッツ工科大学のイーシエル・デ・ソラ・プール教授は、

近著『テクノロジー・オブ・フリーダム』のなかで、今日のインフォメーション・テクノロジーの進歩をどのようなコミュニケーション状況を作るために役立てるか、という問題を立て、結局、これらの新技術の使い方も、古典的な言論の自由を定めている米憲法修正第一条の観点から考えるべきだ、という姿勢を強く打ち出しています。

また、EBU(ヨーロッパ放送連合)や、IIC(世界通信放送機構)の会長をつとめたフランスの故ジャン・ダルシーは、新しい技術とそれがもたらすメディア環境のなかで、これにふさわしい新しい権利概念を考えよう、と提唱しました。

彼によると、我々はコミュニケーションという問題を、あまりにもマスメディアにのみ結びつけて考え過ぎている、というのです。マスメディアは、近代の産業社会の発展の中で形成され、社会的なコミュニケーションを成立させるのに寄与してきたものであることはたしかです。しかし、これからは新しいコミュニケーション・テクノロジーの進歩によって、マス方式によらないコミュニケーションの可能性、いろいろなコミュニケーションの形態が考えられるようになってきた。マスメディア企業でなく、個人が発信者であったり、技術の可能性に結びつけば、マスメディアの持つ広がりを獲得することもできる。今までのマスメディアの考え方には思いも及ばない

人と人とのつながりが可能となる、そういう社会のイメージが持てるようになってきた。

そういう社会のなかで、すべてのコミュニケーションを充足することが権利の問題として考えられてくる、というのがジャン・ダルシーの思想です。具体的には、従来、言論報道の自由、知る権利、外国放送の享受の自由など、個別の権利や自由がいろいろ言われてきた。ところが、これら全部を包括し、さらにニューメディア時代のコミュニケーションの可能性がもたらすものも合わせ、コミュニケーションとする権利という概念を持つべきではないか、とダルシーは提唱したわけ

です。この権利概念をどのように発展させるかということについて、世界のコミュニケーション学者、またユネスコ関係者などが真剣に取り組んでおりますが、日本でもそれはもつと考えられていいのではないかと思えます。

「情報」とは何か

われわれは今、ごく当たりまえに情報ということばを使っています。しかし実は、ニューメディアが論議される中で、情報という概念そのものがあまり厳密に捉えられていないのです。

一昨年、キャプテン協力ができて、これにマスコミ、銀行、証券会社等々、いろいろなIPが参加した。皆、情報と

いうのですが、考え方は非常にまちまちでした。銀行や証券会社は情報ということを、ファクトのインフォメーション、データであると考え、よい情報(信頼性)があつて正確)と悪い情報(その反対)とをはつきり分ける。そういう区別ができるよう規制すべきだ、といい、よいものだけをキャプテン・システムにのせるべきだ、と主張した。もつともな話です。

ところが、マスコミ系の人たちは、われわれの情報というのは非常に自由な言論表現の範囲を含めているのだから、何がよくて何が悪いと決めることを簡単に持ち込むべきではない、と主張する。これも、もつともです。

いずれ、事実として整理ができるファクト・インフォメーションやデータについては、ある基準・規則が設けられるでしょうし、それが妥当です。しかし、解釈性に多義性があり、しかも抑制されたら非常に危険なことになるおそれのある言論や表現に関わる部分の整理は、マスの仕事の経験のある者、あるいはジャーナリズムとしての自覚を持つ立場の関係者がなすべき作業ではないか、と思えます。ニューメディアという問題を考えていく場合、商売のこととして問題を考えるだけでなく、今まで述べたような問題をしっかりと考えていくことが求められている——それがジャーナリズムの責務であろうと思えます。(講演要旨)

村と祭りの今後

【講師】

かんざきのりたけ
神崎宣武

(近畿日本ツーリスト㈱日本観光文化
研究所事務局長)

【出席者】

かとうひでとし
加藤秀俊

(放送大学教授)

たかはしじゆんじろう
高橋潤二郎

(慶応大学教授・地域開発研究所所長)

ますだただお
舛田忠雄

(山形大学教授)

みやもとちはる
宮本千晴

(柳砂漠に緑を)

よねやまとしなお
米山俊直

(京都大学教養学部教授)

氏神と産土神

神崎 宮田登先生の『神の民俗誌』の

冒頭にも書いてありますように、氏神と産土神というのはやや性格を異にしてい

ます。本来別々のものであったのが、やがて、たとえば村の統合といったような

いろいろな政治的問題によって混同されるようになり、氏神が唯一の地縁神にな

っているところが多いかと思われま

す。しかし、私の郷里の吉備高原上では、産土神と氏神はまったく別の神として共存して

しております。

たとえば、今回(昭和五十九年十一月十七〜十八日)、荒神式年祭の行われた岡山

山県小田郡美星町黒忠の本村部落は、美星町の中のひとつの大字である黒忠の内

にある六部落のひとつであつて、黒忠は約三百戸より成る旧村(幕藩体制下の村)

でひとつの氏神をもち、またその内にある六部落はそれぞれ荒神という産土神を

持っているわけです。

そして、産土神は氏神に対して決して従属的な位置関係にはなく、全くそれぞ

れの部落で独立して運営維持されています。しかも、われわれの地方では、心理的

には産土神の方が、すなわち部落単位で祀っている荒神様への帰属意識が非常に強く、たとえば、荒神祭のときに兄弟、縁者すべて集まらな

るといふぐらい拘束力のあるものです。

欠席する場合はしかるべき理由が必要で、外的に言い訳がたつよう手を打ったりする

のです。

それが氏神の祭りとなると、黒忠の場合は八幡様なんです

が、全くさういった強制力を持たない。当番組の人間だけがお祭りに上

がたつていて、他の人たちは神楽見物にちよつと来る

ぐらいで、神輿の渡御が出てその脇で農作業をやっているとい

つた状態です。特に近年、氏神に対する帰属意識が弱

いのです。

中公新書の『吉備高原の神と人』では、産土神と氏神を中世系の神様(産土神)

と近世系の神様(氏神)というように分けてみましたが、

どうやらそれもおかしい、まるで別のものと考えた方が

いい、まるで別のものと考えた方がいいというの

が、今の私の考えです。

氏神である八幡様の祭りは、ふつうの祭りがさうである

ように毎年行つていますが、部落単位の荒神の祭りは式年祭の制度をとつてい

大きな経済的負担

そうした手間ひまかかる荒神祭は現在のところは伝承されておりませんが、今後どう受け継いでいけばよいのかは難しい問題です。

ひとつには、経済的に非常な負担であることです。荒神式年祭を維持する最低限の部落の共同経費は昨年（昭和五十九年）あたり約六十万円、部落戸数三十戸として一戸割り二万円近い出費です。これは荒神の持っている財産（通常共有林）から入る収入を七年積み立てて充当するかたちを取っているのです、実際各戸が現金を持ち出すということは行われていません。しかし、祭りの日には一戸平均十数人のお客を呼んでいますから賄い費が各戸ごとに必要でもあるし、十一月とか十二月という寒い時期なので布団なども新調する。さすがに今日この頃では家を改築する人はいませんが、布団や座布団は祭りを契機に新調するといった習慣がずっとあり、個人的にも金額にすると一軒につき三、四十万円は確実に祭りの出費として必要なのです。

また神楽への祝儀も必要です。その他何やかや負担が大きいといながらも、一方で最近では、経費がかかるから七年のところを十四年、あるいは二十一年も祭りを中断していた部落での祭りが復活する傾向があります。極端な例では、五十四年ぶりという荒神式年祭もあります。

これはひとつには吉備高原の村里では、

部落を基盤にしないと社会的なステータスが保てないことがあります。農業委員にしても町会議員にしても、表向きには部落推薦とはいえませんが、実質的には部落が選挙本部にならないとなかなか世に出られない。それには荒神式年祭をやっているかどうか、また当番（頭屋）を務めて祭りのリーダーシップをとっているのかどうかかなり問われるわけです。

また祭りの当番の家といっても実は特別に物入りというわけではありません。祭りそのものの経費は、部落から出るわけです。当番は荒神の宿として、家を貸すだけ。個人的には、荒神式年祭に関してはどの家も同じ程度の出費です。しかし、当番はその祭りに限って唯一絶対の権利を持つ。たとえば、神楽をどこでやるか、また神楽の間に幕間を入れるかどうか、そうしたことにすべて決定権を持つ。しかも、それだけではなく、荒神式年祭の当番を十分に務めれば、その部落でのリーダーシップを以後の期間とれるわけです。それで以前は当番屋敷が決つていて、民主化され当番が誰でもできる、ようになってきたがそうした心理作用が生きている――

五行神楽にみられる 荒神の神格

さて、それでは産土荒神とわれわれが呼んでいる神様はどういう神格を持つのか――

これを説明するのに、神楽の最後に行なう五行神楽があります。五行神楽の前に舞われる神楽は神代神楽といまして、「国譲り」、「大蛇退治」といった神話劇でありまして、現在は備中神楽そのもののように紹介されていますが、実は江戸の後半期に創作、再編されて玄人の神楽太夫によって演じられるようになったものです。

それに対して五行神楽は、記録の上からみずつとそれ以前から社家を中心になつて行われていたもので、荒神神楽というの狭義にはこの五行神楽を指しているのです。地元の間、とくに年配者には、備中神楽は演劇神楽で新しく、五行神楽は土着のもつと古いものということではつきり区別されています。

五行神楽では万古大王が天上他界したのち、四人の皇子がいるところへ五番目に生まれたという皇子がやってくる。それが本ものか、にせものかをいろいろな問答により問い直し、最後はめでたく兄弟として認めるといふかたちをとつていきます。

神楽のなかで、この五番目の皇子は、四人の兄に対して暦の分け前、方位の分け前、太陽と月を除く自然の生活要素、すなわち土・金・火・水・木の自分の取り分を要求し、それに対して他の兄弟たちが譲る譲らないで客席になだれ込むようなけんかを演じる。すなわち五行思想にのつとり、森羅万象、天地万物をどのように分轄するかで五色の旗をもつて議

論するわけです。

このけんかの内容からもわかるように、荒神には暦と方位、その他の生活条件のすべてをつかさどるといふ神格がひとつある。私はそれを、地神、すなわち土地の神様の親神的なものと考えています。この神格の捉え方は、たとえば神事の最後の石割神事（焼石を呪文とともに割ってくださる、薦にくるんで荒神社に納める）が、焼き畑、開墾開作で行われてきた石の処分方法を伝えていることからまちがいではないと思います。

しかし、それとは別に産神としての神格も考えてみなければいけないと思います。産神の要素は、たとえば荒神棚（神殿の神棚）に納める式年俵によく伝えられています。これは前の式年祭からのちに生まれた男子が小さな米俵を納めるもので、現在は俵を編む手間を省いて袋入りが多いのですが、ともあれそれによつて、荒神の産子（氏神の氏子）に対してそう呼び分けている（の仲間入りをしたこと）となります。

地神と産神の二つの要素を共有しているのが、吉備高原上の最強の地縁神である産土荒神といえるのではないのでしょうか。

日本における外来文化と土着文化の抗争

加藤 今のお話の中で、五行神楽が荒神の神格、由来を説いているというのは、すこぶる興味深いですね。というのは、

陰陽五行説というのは中国の道教から出たものでしょう。それと日本の天地創造の神話がどこでどんなふうに関接したんでしょうか。

米山 上山春平さんの説でいくと、藤原不比等のあたりで、徹底的に仏教、道教、神道を融合させたのではないかといいうことです。確かに高松塚を掘ったら五行の白虎青竜などが出てきていますよね。

神崎 現在は神楽太夫が演じていますが、私の曾祖父の代までは五行神楽を神主自らやっていました。問答をやるには、神主が最低五人必要です。そして、問答のときはばえて神主の目頃の勉強ぶりが計られるわけですから、それで曾祖父の代までは、京都の吉田山まで神道研修に出かけていたりします。つまり、ある地域社会での神主、語り部の意義や位置づけもできるわけです。

米山 吉田兼俱というたいへんな天才がいて、吉田神道という形で神道の再編成をやったんですね。この人はたいへんな仕掛人、今というプロデューサーであったらどうですか。

加藤 五行神楽はずいぶん牽強付会な面もあって、神様が陰陽五行の圧力に抗しながらも、その中で自己合理化を図ろうとする切実な問答という印象を受けますね。この点からすると相当古いものではないのでしょうか。

米山 藤原不比等の頃に、日本は仏教国になり、仏教が一大原則となった。聖徳太子をはじめとするトップが帰依した

だけでなく、国分寺建設等により全国にいきわたったわけですね。

そうした合理化と擦り合ったところで、土着のものが何とか生き残らなくてはいけないというので、今の加藤先生のご指摘のように五行説が取り入れられたり、また八幡神は大菩薩であるといった照合をして説明する神仏習合というところまで行ったんですね。

そうした中で、文字の神格化ということも行われた。御札をあげると中に非常に画数の多い誰にも読めない不思議な文字が書いてあることがありますね。あれは文字自身にまじないの意味があり、出発点は梵字ではないかと思われまます。言霊を尊ぶ信仰は古くから日本にありましたが、文字が力を持つことは従来はなかったんです。

加藤 儒、道、仏のなかの儒を抜いた部分のアタックというのが、文字によるアタックだったと思いますね。土着のものがオーラルヒストリーによって生きていくところへ文字でガーツと攻めてこられたらかなわない。

高橋 非常におもしろいのは、日本の場合、文字自体が土着のドロドロした呪術的なものを持っている文化ではないことですね。文字は完全にシブライズしたもものとして入ってくる。

また、学問的というより、身近に見た関東のお祭りの記憶からいいますと、この式年祭の切り紙というのはかなり特殊ですね。あれほど凝ったものは作らな

くて、むしろ法事のときにああいう凝ったものを作る。

ですからイメージ的には、産土の産というより「死」とか仏教的な感じが非常に強かったです。

舛田 東北といっても山形と宮城ぐらしかわからないのですが、向こうでは正月にしか切り紙を使わないような気がしますね。しかもこの荒神祭りのように凝ったものではなくて、半紙大のものに大黒様などがちよつと切つてあるという程度のものです。

神崎 祭具、特に切り紙の準備を見ると、はつきり神楽と神事は分けられます。神楽用の御幣の類は神楽太夫が一時間ぐらいて用意しますが、神事用の切り紙の類は神主が前の日から一日半ぐらいかけて準備するという膨大な量です。

誰が今後の祭りを 伝承していくのか

宮本 それにしても、百万もそれ以上もという負担を各戸で均等に分担できるというのは、どういう構造があつて可能なんですか。

神崎 基本的には共有財産です。

宮本 それは、さっきの六十万円分のことでしょう。

神崎 残りは見栄です(笑)。

米山 潜在的な豊かさがあるんでしうね。

神崎 決して豊かではないけれど、飢

えたことはないという土壤があるんだと思います。

米山 それを豊かというんですよ。

高橋 祭りを今後どうやって残していくかについてなんです。芸能にあたる部分はおもしろいということが無理なく伝承していくでしょうが、神事に参加することによって得られる共通感覚、記憶のようなものの伝承の重要性もこれから考えなくてはならない気がします。

神崎 神楽の将来については私は全く心配していません。若い人が同好会のかたちで熱心に保存につとめています。また芸能ですから変化していくのも宿命だと思われまふ。

神事の伝承は、これは絶望的な状態です。最近の学校教育は、祭りの日を休みにしませんし、土、日曜に行われる場合も、昔のように親が一晩中子どもを神楽場に置いておくことはありませんからね。幼児体験というか、そういう原体験がないと、たとえば神懸りのような神事はうまく伝わらないように思います。

加藤 神楽は芸能だから心配していません。とおっしゃつても、神主さんあつての神楽なんではないですか。神主さんの問題はいいがですか。

神崎 たとえば私が神主の職を離れたとすると、最初にあげた吉備高原の中心部の三郡の中では神主が高齢化し、跡継ぎがいるところがほとんどないので代理も頼めないうね。頼めるとしたら町の神主さんで、そうすると土着の神事の演

出は期待できない。やがて、神社本庁の統一祭式にまとめられるでしょうね。

私が今考えているのは、退職教員などで社家組織を作ることです。土地に生まれ育つたのち恩給である程度暮らしが保障され、人前ではしゃべれたり、字が書けるという人たちなら可能性はある。

加藤 私も高齢者対策としてその案を考えてみましたが、太鼓をたたく技術がたいへん重要で年が入つてないためとなると、退職教員にはちよつと無理です。

神崎 といっても、土地の人なら子供のときからある程度太鼓のリズムを知っていますから、外部から知らない人を入れるよりはよいと思います。また、そうした技術的なものを少しは削ることもしないと、祭りを伝承していくことは無理ではないでしょうか。

宮本 神事の中でも石割り神事や神懸りの部分は、すでに神楽太夫たちが代行してきているわけです。そういう意味での別種のプロ化が部分的には起こるといえます。

米山 それぞれの地縁を基盤にして、いづれ村会に出るとか、あるいは町会、市会議員にというような野心を持つている人、またそこまでなくても、村の中のプレステージを維持しようという人たちの中から見つけるというのも一案です。

部会メンバー一覽

発起人

内田 忠夫 東京大学名誉教授
加藤 秀俊 放送大学教授
加藤 芳郎 漫画家協会理事長
茅 誠司 東京大学名誉教授
小松 左京 作家
東畑 精一 (故人)
中山伊知郎 (故人)
松本 重治 (財)国際文化会館理事長
向坊 隆 原子力委員会委員長
元東京大学総長

加藤秀俊部会
テーマ日本の村の将来

加藤 秀俊 放送大学教授
安達 生恒 社会農学研究所所長
川喜田二郎 川喜田研究所名誉顧問
神崎 宣武 近畿日本ツーリスト(株)
日本観光文化研究所
事務局長

加藤芳郎部会
テーマ日本のサーバイバル

加藤 芳郎 漫画家協会理事長
青空うれし テレビタレント
青空はるお テレビタレント
天地 総子 女優 歌手
大山のぶ代 俳優
大和田 獏 俳優
岡江久美子 俳優
加治 章 NHKアナウンサー

川野 一字 NHKアナウンサー
久米 昭二 元NHKディレクター
黒川 和哉 NHKディレクター
小島 功 漫画家
砂川 啓介 俳優
鈴木 義司 漫画家 漫画集団所属
樋内ミキ子 俳優
坪内ミキ子 俳優
富田 純孝 NHKディレクター
中田 喜子 俳優
藤目 良 俳優
松平 定知 NHKアナウンサー
水沢 アキ 俳優
三橋 達也 俳優
ロミ 山田 歌手 俳優
渡辺 文雄 俳優

茅 誠司部会
テーマ技術と人間

茅 誠司 東京大学名誉教授
日本学士院会員
有澤 廣巳 東京大学名誉教授
(社)日本原子力産業会議
会長 日本学士院院長
生田 豊朗 (財)日本エネルギー経
済研究所理事長
稲葉 秀三 (財)産業研究所理事長
経済評論家
内田 忠夫 東京大学名誉教授
(財)工業開発研究所副理事長
大島 恵一 (財)工業開発研究所副理事長
岡村 和夫 NHK解説委員
尾関 通允 著述業 自由学園講師
金森 久雄 (社)日本経済研究セン
ター理事長
木元 教子 放送キャスター
五代利矢子 評論家
斎藤 志郎 日本経済新聞社論説委員
三枝佐枝子 評論家
高原須美子 商品科学研究所所長
富舘 孝夫 評論家
(財)日本エネルギー経
済研究所研究部長

中村 貢 (社)日本記者クラブ事
務局長
永井陽之助 青山学院大学教授
橋口 收 広島銀行頭取
深海 博明 慶応義塾大学経済学部
教授
伏見 康治 名古屋大学・大阪大学
名誉教授 参議院議員
松根 宗一 大同特殊鋼相談役
(社)経済団体連合会常
任理事
村田 浩 日本原子力研究所顧問
小松 左京 作家
河合 秀和 学習院大学法学部教授
中村 隆英 東京大学教養学部教授

大来佐武部会
テーマ世界の中の日本

大来佐武郎 内外政策研究会会長
外務省顧問
青木 彰 筑波大学教授
江藤 淳 評論家 東京工業大学
工学部教授
河合 三良 (財)国際開発センター
理事長
北原 秀雄 元駐仏大使
(株)西武百貨店顧問
木田 宏 国立教育研究所所長
小林陽太郎 富士ゼロックス(株)社長
篠原三代平 成蹊大学経済学部教授
(アジア)経済研究所会長
滝田 実 アジア社会問題研究所
理事長
堤 清二 西武流通グループ代表
中根 千枝 東京大学教授
中村 貢 (社)日本記者クラブ事
務局長
林 雄二郎 (財)未来工学研究所副
団専務理事

小松左京部会
テーマ大正文化研究

小松 左京 作家
河合 秀和 学習院大学法学部教授
中村 隆英 東京大学教養学部教授

松本重治部会
テーマ二十一世紀における
日本人の生き方

松山 幸雄 朝日新聞社論説主幹
桃井 真 読売新聞社調査研究本
部客員研究委員
ロベール・J・パロン
上智大学外国語学部教授
松本 重治 (財)国際文化会館理事長
川喜田二郎 川喜田研究所名誉顧問
永井 道雄 日新聞社客員論説委員
中村 元 東方学院院长
本間 長世 東京大学教養学部教授
前田 陽一 (財)国際文化会館専務理
事 東京大学名誉教授
榎 文彦 東京大学工学部教授
武者小路公秀 国連大学副学長
村上 兵衛 作家
柳瀬 睦男 上智大学教授

矢野俊比古部会
テーマ日本経済の針路

矢野俊比古 参議院議員
元通産事務次官
天谷 直弘 通産省顧問
金森 久雄 (社)日本経済研究セン
ター理事長
鎌田 勲 日本経済新聞社論説委員
河合 良一 (株)小松製作所代表取
締役会長
島野 卓爾 学習院大学教授
鈴木 治雄 昭和電工(株)代表取締
役会長
竹内 宏 日本長期信用銀行常務
取締役調査部長
西山 千明 立教大学教授

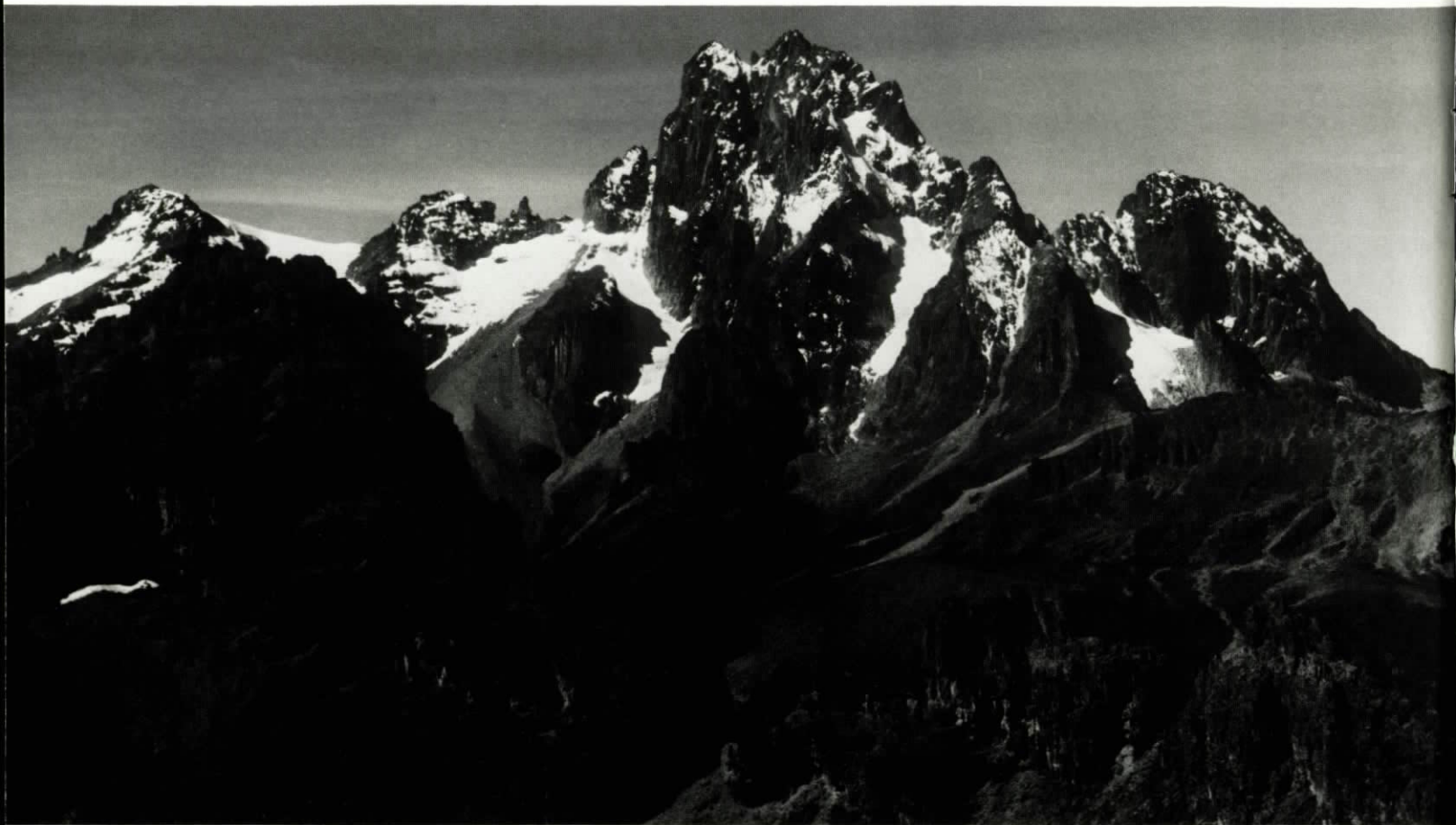
国際交流研究部会

遠山 一 ダーク・ダックス 歌手

喜早 哲 ダーク・ダックス 歌手
佐々木 行 ダーク・ダックス 歌手
高見澤 宏 ダーク・ダックス 歌手
石井 好子 歌手
小林 道夫 チェンパロ奏者
佐賀 和光 建築家
佐々木信也 スポーツ・キャスター
千 宗室 裏千家家元
高平 哲郎 フリーライター
堤 清二 西武流通グループ代表
富田 勲 シンセサイザー作曲・
演奏家
服部 克久 作・編曲家
松原 秀一 慶応義塾大学文学部教授
三村 忠良 日本国有鉄道中国地方
自動車局長
ミルトン・レラドミルビッチ
アメリカ公立アメリカ
ネージャー

村上 兵衛 作家
山城 祥二 山城組組頭
筑波大学講師
吉川 光 NHK解説委員

各部会とも五十音順



ケニア山(空撮/山田圭一)

■21世紀フォーラム 第24号

発行:1985年5月31日

発行所:(財)政策科学研究所

東京都千代田区永田町2-4-11フレンドビル3階 TEL03(581)2141

印刷:広済堂

Printed in Japan ©(財)政策科学研究所

お詫びと訂正

本誌23号36頁及び目次の
五十嵐富栄氏の表記は、
五十嵐富英氏の誤りでした。
お詫びして訂正いたします。

